

令和 6 年 1 2 月 3 日（火）

令和 6 年河南町議会12月定例会議会議録

（第 1 号）

河 南 町 議 会

令和6年河南町議会12月定例会議会議録

年 月 日 令和6年12月3日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番 佐々木 希 絵
3番 高 田 伸 也
5番 藤 井 祥 代
7番 中 川 博
9番 力 武 清

2番 藤 野 裕 子
4番 ポーポ 三 恵
6番 河 合 英 紀
8番 大 門 晶 子
10番 浅 岡 正 広

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長
副 町 長
教 育 長
総 合 政 策 部 長
総 務 部 長
住 民 部 長
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長
ま ち 創 造 部 長
ま ち 創 造 部 理 事
総合政策部秘書企画課長
総合政策部危機管理室長
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長
総務部副理事兼人事財政課長
総務部契約検査室長
総務部副理事兼施設営繕課長
総務部副理事兼まち創造部副理事
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長
住民部保険年金課長

森 田 昌 吾
江 島 芳 孝
中 川 修
渡 辺 慶 啓
多 村 美 紀
大 門 晃
田 村 夕 香
安 井 啓 悦
玉 田 武 久
森 口 竜 也
木 矢 哲 也
田 中 啓 之
後 藤 利 彦
岩 根 有津佐
牧 野 勉
中 崎 誉 之
北 野 朋 子
桶 本 和 正

住 民 部 税 務 課 長

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長

まち創造部副理事兼地域整備課長

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

まち創造部副理事兼都市環境課長

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

教 ・ 育 部 教 育 課 長

教 ・ 育 部 こども 1 ば ん 課 長

教 ・ 育 部 副 理 事 兼 生涯 まなび 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長

教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

渡 辺 恵 子

和 田 信 一

辻 元 哲 夫

藤 木 幹 史

中 海 幹 男

池 添 謙 司

中 筋 美 枝

谷 道 広

藤 井 康 裕

山 田 恵

森 弘 樹

浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

理 事 兼 事 務 局 長

課長補佐兼庶務係長

主 幹

梅 川 茂 宏

吉 田 高 朋

上 野 文 裕

会議録署名議員

3 番 高 田 伸 也

4 番 ポ ー プ 三 恵

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第10まで

令和6年河南町議会12月定例会議

令和6年12月3日（火）午前10時00分開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会期の決定について	6
日程第3	諸般の報告	8
日程第4	議案第26号 河南町監査委員条例及び河南町下水道事業の設置等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
日程第5	議案第27号 河南町下水道条例の一部を改正する条例の制定につ いて	16
日程第6	議案第28号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第4号）	22
日程第7	議案第29号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	22
日程第8	議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	25
日程第9	議案第31号 河南町総合保健福祉センター指定管理者の指定につ いて	25
日程第10	意見書案第1号 性暴力救援センター大阪SACHICOの拠点 確保と体制強化を求める意見書	25

議 事 の 経 過

午前 10 時 00 分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和6年河南町議会12月定例会議を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本定例会議に対する説明員の通知、議会運営委員会の審議結果、会議日程、本日の議事日程、監査結果の報告は、タブレット751、令和6年12月3日12月定例会議1日目のフォルダに送信していますので、確認願います。

○議長（浅岡正広）

それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、3番 高田議員、4番 ポープ議員を指名します。

○議長（浅岡正広）

日程第2 会議期間の決定についてを議題とします。

去る11月27日に開催されました議会運営委員会の審議結果により、本定例会議の会議期間については本日12月3日から12月19日までの17日間で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本定例会議の会議期間については、本日3日から12月19日までの17日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

ここで、令和6年河南町議会12月定例会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

おはようございます。

本日、令和6年河南町議会12月定例会議に際しまして、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。会議に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

先月ですけれども、11月12日に開催いたしました総合防災訓練でございますが、会場をよりコンパクトにいたしまして、そして訓練内容がより分かりやすくなるような形にし、見える化を図ってまいりました。議員の皆様にもご出席いただきまして、ありがとうございます。先月末にも北陸地方、能登で震度5弱の地震があったところでございまして、やはり災害への備えというものが、日頃の準備、そういう体制整備がとても大切であるというふうに認識いたしております。地震などの災害への備えを住民の皆様にも認識していただきますよう、その認識を高めてまいりたいと、このように思っております。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件でございますけれども、条例案件が2件、そして予算案件が2件、人事案件が1件、その他の案件が1件となっております。

まず、条例案件でございますけれども、議案第26号 河南町監査委員条例及び河南町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方自治法の一部を改正する法律の改正に伴いまして条ずれが生じましたので、引用している条例の改正を行うものでございます。

議案第27号 河南町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、排水設備工事責任技術者の要件等を改めるものでございます。

次に、予算案件でございますけれども、議案第28号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第4号）につきましては、主なものでございますけれども、障がい者自立支援給付費や子ども医療費、そして総合保健福祉センター指定管理委託料などの経費を追加いたしますとともに、現行のまちづくり計画の目標年度が令和7年度までとなっていることから、新たなまちづくり計画の策定費用や令和7年度の4市町村広域協議会への金剛ふるさとバスの運行に係る経費、そして総合保健福祉センターの管理委託料に係る経費について、それぞれ債務負

担行為を設定させていただくものでございます。

議案第29号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、これは交付金の返還金となっております。

次に、人事案件でございますが、議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。現委員でございます関敦生氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、議案第31号 河南町総合保健福祉センター指定管理者の指定についてでございます。指定期間満了に伴いまして、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

なお、国においては、人事院勧告に伴う方針について、11月29日に閣議決定をされました。国会の動向を見極めつつ対応させていただきたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

詳細につきましては、後ほど担当者から説明いたしますので、よろしくご審議賜り、ご可決、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

諸般の報告は、タブレットの定例会議1日目資料をご覧ください。

監査委員から令和6年9月分から10月分の例月出納検査の結果報告がありました。いずれも適正に処理されていたという内容でした。監査委員、議会選出監査委員である大門委員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

続いて、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）（登壇）

南河内環境事業組合議会の行政視察の報告をいたします。

これは、今年度11月6日、7日に行ってきたものです。

まず、初日の6日は、鳥羽市、志摩市、南伊勢町から成る鳥羽志勢広域連合が運営しているやまだエコセンターを見学しました。この処理施設ではごみを鉄、紙、アルミ、缶、びん、

プラなど選別して、それぞれに処理をしてリサイクルに回し、リサイクルできないごみを焼きます。ここまではよく見かける河南町のごみもやっている処理なんですけれども、この焼くときの炉のパワーが、一般的には800度から1,000度ぐらいで、河南町のごみを燃やしている第1清掃工場では900度ぐらいなんですけれども、ここで使っている炉が1,700度から1,800度まで出るガス化溶融炉というのを採用しています。

これを使うことによって何が違うのかと申しますと、ごみの中の灰、灰分と呼ばれるんですけれども、灰までも燃焼する、一般的には不燃分なんですけれども、それが完全に溶融される、どろどろのマグマのような状態になって、それによって有害な重金属類は、還元雰囲気の下、排ガス処理にて捕集されるということで、高品質なこのマグマ状の溶融物が生まれます。これをさらに冷やした後に、スラグとメタルに分離し、スラグはアスファルトの材料とかブロック、足元のブロックとかにして、メタルの部分は建設機械のおもし、何かそういうのが使われているらしくて、そういうものとしてリサイクルするので、一般的に河南町のごみを燃やしているようなものよりもすごく灰が少なくて済むということで、今埋立て場所にすごく苦労しているところが多いんですけれども、この問題も少し軽くなるということです。

2日目見学させていただいたのは、松阪市のクリーンセンターなんですけれども、ここでは市と地元のガス会社、そして銀行が共同で電力会社を立ち上げ、公共施設への電力を供給しています。河南町のごみを処理をしている第1清掃工場でも発電をしていますが、もともとある施設に後から発電設備をつけたので、売れるほどは発電していないんですね。でも、この松阪市のクリーンセンターでは、発電ありきで設計しているので発電効率が全然違って、今では松阪市全体の公共施設のうちの55%の電力を供給、年間4千万円もの市の電気代を削減できていると。その削減分とは別に、この電力会社の売上げというのも累計で今までで7,100万円にもなって、これも全額市に寄附しているそうです。市はこれをまたさらに地域の活性化に使って、エネルギーの循環であるとか、持続可能な社会であるとか、地域の活性化ということに使っているとのことでした。

以上です。

○議長（浅岡正広）

南河内環境事業組合議会の報告が終わりました。

佐々木議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

続いて、令和6年第3回大阪南消防組合議会定例会の報告を求めます。

高田議員。

○3番（高田伸也）（登壇）

それでは、去る11月8日に開催されました令和6年第3回大阪南消防組合議会の定例会について報告を行います。

会議日程は15件ありまして、追加日程1件、提案内容につきましては、報告案件3件、人事案件2件、決算認定1件の計6件が提案をされました。

日程第1 議会運営委員会の委員長報告については、10月25日と11月8日に開催されました同委員会の結果についての報告で、定例会の運営についての報告がなされました。

次に、日程第2 会議録の署名議員の指名及び日程第3 会期の指定については、この場で行われ、その後、新議長を選任すべく、まず、日程第4 議長の辞職許可については、現笠原由美子議長の辞職が本人を除く全員の一致で許可され、続きまして、日程第5 選挙第3号が行われ、議長選挙につきましては、富田林市選出の草尾勝司議員が全会一致で当選されました。

次に、日程第6 副議長の辞職の許可につきましては、尾崎哲哉副議長が本人を除く全会一致で辞職についての許可を行いました。

次に、日程第7になりますが、議案第4号 副議長の選挙につきましては、河内長野市議会議員の三島克則議員が全会一致で当選されました。

次に、日程第8 選任第2号になりますが、議会運営委員会の委員の選任について、これにつきましては富田林選出の遠藤智子議員、河内長野市議の峯満寿人議員、それと柏原市選出の峯弘之議員、羽曳野市選出の笹井喜世子議員、藤井寺市選出の山本忠司議員、太子町選出の西田いく子議員、河南町選出議員としましては、私、高田伸也、千早赤坂村選出の千福清英議員がそれぞれ選出されました。

その後、改めまして、議会運営委員会が開催されまして、正副委員長の互選が行われました。再選の議長からは、委員長に藤井寺市選出の山本議員、副委員長に私、河南町選出の高田が互選されたことの報告がございました。

次に、日程第9 報告第7号 専決処分につきましては、損害賠償の額の決定について、河内長野市、丹羽議員から質問がありました。

次に、日程第10 報告第8号 専決処分（第8号）につきましては、災害対応の小型動力

ポンプの水槽車、これの財産の処分について専決処分が行われ、全会一致で承認をされました。

次に、日程第11 議案第9号 損害賠償の額の決定につきまして、専決処分されたことにつきまして河内長野市選出の丹羽議員から質疑があり、次に、日程第12 議案第34号 大阪南消防組合監査委員に柏原市選出の中村議員が本人を除く全会一致で選出されました。

次に、日程第13 議案第35号となりますが、大阪南消防組合の公平委員を引き続きまして布施氏に選出することに対しまして、全会一致で同意されました。

次に、日程第14 認定第1号 令和5年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきましては、理事者側から説明があり、全会一致で認定をされました。

次に、日程第15 一般質問につきましては、羽曳野市選出の笹井議員から消防の広域化に関する奏功事例に関する質問がありましたが、理事者の説明があったということで報告とさせていただきます。

最後になりますが、議会運営委員会委員長からの閉会中の継続審査の申出につきまして日程の追加があり、全会一致で決定され、その後、定例会が閉会というふうになりました。

令和6年度の第3回大阪南消防組合議会定例会の結果報告につきましては、以上となります。

○議長（浅岡正広）

令和6年第3回大阪南消防組合議会定例会の報告が終わりました。

高田議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

続いて、令和6年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会の報告を求めます。

大門議員。

○8番（大門晶子）（登壇）

皆様、おはようございます。

去る11月15日開催された令和6年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会議の報告をさせていただきます。

冒頭、企業団議員の就任については、構成団体議会の任期満了より失職となった議員の後任として補欠選挙され、就任された箕面市、和泉市、河南町の議員が議長から紹介がありました。その後、企業長の挨拶があり、9月の奥能登豪雨で、自然災害時の水道機能確保に課

題があることが改めて示され、企業団では、将来ビジョンとその実行計画である経営戦略2020－2029に基づき、南海トラフ地震などの災害に備え、水道施設の更新、耐震化を着実に  
行う旨のお話があり、議員各位には、企業団の事業運営につき、引き続きご理解、ご協力をお  
願いしたいと締めくくられました。

続いて、諸般の報告として、監査委員選出の例月出納検査結果の報告があり、現金の出納、  
保管は適正であると認めたとの結果報告がありました。

続いて、11月定例会議の結果報告であります。企業長提出の第1号議案 大阪広域水道  
企業団水道事業統合促進基金条例及び大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う  
水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正は、  
令和6年4月1日付で、水道行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたこと  
に伴う所要の改正で、第2号議案 令和5年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分  
の件は、地方公営企業法の規定に基づき、令和5年度の水道用水供給事業に係る未処分利益  
剰余金のうち一部を水道事業統合促進積立金などに積立て、第3号議案 令和5年度大阪広  
域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分は、地方公営企業法の規定に基づき、令和5年  
度の工業用水道施設に係る未処分利益剰余金を減債積立金及び利益積立金として積立て、資  
本金に組み入れることについて議決を求めるもので、以上3件の議案内容の説明があり、原  
案どおり全会一致で可決となりました。

続いて、令和5年度大阪広域水道企業団水道事業会計と令和5年度大阪広域水道企業団工  
業用水道事業会計の決算報告があり、地方公営企業法に基づき、決算について報告は原案ど  
おり認定されました。さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、  
令和5年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告があり、債権放棄報告  
についての報告は、大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例の規定に基づき、令和5年  
度に放棄した債権について報告を受けました。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして令和6年11月開催の大阪広域水道企業団  
議会の報告とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

令和6年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会の報告が終わりました。

大門議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

続いて、令和6年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会の報告を求めます。

中川議員。

○7番（中川 博）（登壇）

おはようございます。

それでは、令和6年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会が令和6年11月6日に開催されましたので、主な内容を御報告いたします。

まず、議会に先立ち、議員のみで議会会議が行われ、議会の流れ等の説明がございました。定刻の午後2時より会議が始まり、日程第1 議席の指定、日程第2 会議録署名議員の氏名、日程第3 会期の決定の後、日程第4 諸般の報告で現金出納検査結果6月から9月分、そして定期監査結果報告、監査基準の変更についての報告がございました。日程第5 議案第12号 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件がございまして、内容は、一部負担金及び保険料の徴収猶予の内容でございました。簡易採決が行われまして、議員全員異議なしで可決されました。

日程第6 議案第13号 大阪府後期高齢者医療広域連合第4次広域計画変更の件でございました。被保険者証の廃止等に伴い、関係する内容の変更を行うものでございます。これも簡易採決されまして、全員異議なしで可決されました。

日程第7 認定第1号 令和5年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算認定の件でございます。通告者による質疑が行われた後、同じく通告者による反対討論が行われ、賛成多数で認定が決定いたしました。

日程第8 一般質問として通告者2名による質問が行われました。私も医療費の他県との比較についての質問を行いました。内容は、大阪府とほぼ同じ被保険者数の神奈川県に比べ、大阪府は1人当たりの年間保険料が約20万円高く、被保険者数と単純に掛け合わせると、約2,562億円も多く支出していることになります。神奈川県を含め、他の都道府県の対策も参考にすべきではないかという質問をいたしました。答弁者からは、今後、医療費の抑制が図られている都道府県の実例を参考にしながら、柔軟に取り入れてまいりたいと考えておりますとの回答をいただきました。

以上で、令和6年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会の報告を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

令和6年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会の報告が終わりました。

中川議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

続きまして、議長より報告します。

去る11月1日にマッセO S A K Aにおいて、大阪府町村議長会正副議長等研修会が開催され、その研修会に私、浅岡が参加しましたので、その報告をします。

研修内容は、「持続可能な町村の在り方 広域行政・広域連携の可能性を考える」と題し、2040年問題を見据えた持続可能な自治体運営のための広域行政・広域連携について、明治大学政治経済学部、牛山久仁彦教授から講演がありました。この研修内容の詳細につきましては、事務局に資料を置いておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、去る11月13日に東京のNHKホールにおいて、約1,700人の町村議会関係者出席の下、第68回町村議会議長全国大会が開催され、私、浅岡が出席しました。また、大会終了後、引き続き町村議会議長全国研修会が開催されました。研修内容は「地方創生 成功の鍵」と題し、中央大学法科大学院教授、森・濱田松本法律事務所、客員弁護士、野村修也氏の講演がありました。この内容の詳細につきましても事務局に資料を置いておりますので、ご確認いただければと存じます。

以上、私からの報告とします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第4 議案第26号 河南町監査委員条例及び河南町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、日程第5 議案第27号 河南町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての2件を会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上2件を本会議において全体審議することに決しました。

日程第4 議案第26号 河南町監査委員条例及び河南町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは754、令和6年11月26日議案送付、12月定例議案一式、01
令和6年河南町議会12月定例会議資料の6ページをお開きください。

では、条例提案理由の説明をさせていただきます。

議案第26号

河南町監査委員条例及び河南町下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

河南町監査委員条例及び河南町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

まず、本条例の提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の改正に伴い、それを引用しております2本の町条例に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

まず、第1条で河南町監査委員条例の一部を改正し、第2条で河南町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正を併せて行っております。

めくっていただきまして、7ページでございます。

令和6年河南町条例第 号

河南町監査委員条例及び河南町下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

改正内容につきましては、新旧対照表をもって説明いたしますので、めくっていただきまして、8ページをご覧ください。

第1条関係、河南町監査委員条例の一部改正でございまして、第4条で、「法第243条の2の8第3項」を「法第243条の2の9第3項」に改めるものでございます。

次に9ページでございます。

第2条関係、河南町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

第5条で、「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日となっております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第5 議案第27号 河南町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第27号の説明をさせていただきます。

説明の前に、11ページの修正をお願いいたします。

一番上の河南町条例の前に「令和6年」の追加をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

タブレットの10ページをお願いいたします。

#### 議案第27号

河南町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

河南町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

本条例の提案理由でございますが、国ではデジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるため、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、アナログ規制の見直しを行っており、その中で、事業所への所属などについて兼任せず、専らその任に当たることも対象となりました。

それに伴い、国土交通省の標準下水道条例において、指定工事店の営業所ごとの排水設備工事責任技術者の専属から、同一都道府県内の複数営業所への兼任を認める改正が行われましたので、本町の下水道条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

また、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、下水道法施行令の改正が行われましたので、併せて所要の改正を行うものでございます。

めくっていただきまして、

#### 令和6年河南町条例第 号

河南町下水道条例の一部を改正する条例

河南町下水道条例（平成5年河南町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

タブレットの12ページをお願いいたします。

第10条の3中、責任技術者を「専属させなければならない」規定を「選任しなければならない」に改め、ただし書として同一都道府県内の他の営業所について兼任できる規定を加え

るものでございます。

第13条は、除害施設の設置に関する規定で、第10号の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行日につきましては、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第27号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○9番（力武 清）

今回の条例改定のところで質問をさせていただきますけれども、人手不足とか、勉強会で回答を得ているんですけれども、スマホ活用で遠隔操作もできるということで、技術的な向上が進んできているということで、規制緩和の一環だというふうに理解はしているんですけれども、一つ質問は、本町における下水道の突発事故の発生件数はどれぐらい発生しているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

下水道の突発といいますと考えられるのが下水道の詰まり、要するに下水道の管が詰まるようなことが考えられるところでございますけれども、通報がありましたら本町につきましては駆けつけて、現地を確認し対策しているところでございます。

件数につきましては、申し訳ございません。今手持ちがございませんので、今申し上げることはできませんので、ご理解ください。よろしくお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

件数分らないということなんですけれども、その発生件数は相当あると思うんですけれども、その突発事故時の技術者が不在の場合どういう対応をされるのか、町内では7社が登

録されているとあって、せんだっての勉強会で報告あったんですけれども、その7社が協力して融通し合うことが可能かどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

突発の原因にもよるんですが、今回の排水設備責任技術者というのは、排水設備を改修なり新設なり工事をしていくときに必要な資格ということでございますので、管の中の詰まり、これについてはまた別でございますので、これについては業者が別と、洗管する業者と工事をする、改修する工事の業者とは違うということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

規制緩和によるメリットを説明会で聞いたんですよ。逆に、デメリットの発生というのはあり得るのか、そういうことは考えられないのか、最後にお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

メリットといたしましては、人手不足、少子高齢化が進む中で社会現象となっている人手不足というところで、専属せないかないものから兼任することができますので、これらは社会的には解消されていくものと考えてございます。

デメリットとしましては、デジタル技術を活用すれば確認できること、またそれができなければ、臨場して行って確認することになりますので、今のところちょっと考えることはございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○8番（大門晶子）

今回あれに基づき専属から選任というふうになるんですけれども、特に本町でこれに変

わることで影響は出ないのかということを教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

専属から選任にすることによりまして、工事店のほうが1業者、1店舗につきまして1人を専属せなあかんというところから、複数の支店のほうに兼任することができますので、登録する会社のほうが増えていく、営業所が増えていくということは考えられますが、これに対して、本町での影響というのは特に考えられません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

責任技術者ということになってくるんですが、それには資格とかは要るのかどうかということも確認させてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

排水設備の責任者になるためには、各都道府県で実施されます排水設備工事責任技術者試験、これに合格して登録する必要がございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

大門議員もおっしゃっていたのとほとんど同じような内容なんですけれども、これ2つの条例改正、同じ条例のうちの2か所を改正することで河南町への影響ってどうなのかなというところで、指定工事店自体では人が減って、そこではコスト削減になるわけですよね。でもそれに対する河南町への影響というのは別はないということを今、大門議員にもおっしゃっていたと思うんですけれども、もう一つのほうで大腸菌群数じゃなくて大腸菌数でもより

正確に測れるようになったというところでは、河南町への影響なんかすごい、実はその検査キットが高いから変わる、技術が上がるからめっちゃ高くなるから河南町の負担増えるんやとか、でも逆に安全性がすごい高まるから河南町民にはすごいメリットがあるんやとか、どういう影響があるのかというのが町民には見えにくいので、そこを河南町と町民への影響というところを両方分かりやすく説明してください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

責任技術者の関係での影響というのは、店舗ごとに兼任することができるということです、このことにつきまして河南町に営業所が増えるということは、店舗が増えるということは考えていますので、影響が全くないということじゃなくて、そういうふうな影響は考えられると思います。

あと、大腸菌群数のお話でございますが、今まで大腸菌群数ということで、大腸菌というのは哺乳類の腸内細菌というところで、ふん便の汚染ということの測るための指標だったんでございます。これまでは大腸菌群数の中には、大腸菌も含まれの、空気中、土壌中とかに含まれる一般的な細菌も含めて大腸菌群数というんですけれども、これを全部踏まえて、これまでふん便汚染のほうの指標で測って調べとったと。これが技術の進歩によりまして、もうこの大腸菌に由来する大腸菌だけを測ることができるということで技術が進歩しまして、これに指標が変わってきたということでございます。

今回の規制の内容につきましては、公共下水流して流域下水、うちの場合ですと流域下水のほうで処理場で処理して河川放流していくという手続を踏んでいくわけですが、その中で、河川に放流するときの基準値が、やっぱりその基準を超えない放流する必要がございますので、ある一定の部分を超えると放流に影響が出るということで、除害する施設を造りなさいという規定になっています。その中で、大腸菌群数と今まで言われとったやつを、いろいろ項目の中にあるうちの大腸菌群数を除く、これを大腸菌数を除くに変わったわけですが、なぜ除くということになっていたかということ、これらの処理場のほうで大腸菌については滅菌処理ができますので、これについては除く規定だったということでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第6 議案第28号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第4号）と日程第7 議案第29号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の2件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上2件を一括議題とすることに決しました。

これより、提案理由の説明を求めますが、本日の会議におきましては詳細な説明は省略していただき、議案の表題説明にとどめたいと思います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

それでは、日程第6 議案第28号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第4号）から順次、提案理由の説明を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットは引き続き15ページをお開きください。

令和6年度河南町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を説明させていただきます。

## 議案第28号

### 令和6年度河南町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度河南町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,537万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,216万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年12月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、16ページです。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

（款）地方交付税、（項）地方交付税7,733万7千円を追加。

（款）国庫支出金、（項）国庫負担金4,750万円の追加、（項）国庫補助金369万4千円の追加。

（款）府支出金、（項）府負担金2,375万円の追加、（項）府補助金289万1千円の追加。

（款）諸収入、（項）雑入20万円の追加でございまして、歳入合計で1億5,537万2千円の追加、補正後予算額を70億3,216万3千円とするものでございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費1,407万9千円の追加。

（款）民生費、（項）社会福祉費1億3,491万2千円の追加、（項）児童福祉費433万6千円の追加。

（款）衛生費、（項）環境衛生費47万7千円の追加。

（款）土木費、（項）道路橋梁費91万4千円の追加。

(款) 消防費、(項) 消防費65万4千円の追加でございまして、歳出合計で1億5,537万2千円の追加、補正後予算額を70億3,216万3千円とするものでございます。

次に、めくっていただきまして18ページ、「第2表債務負担行為補正」でございます。

債務負担行為の追加ですが、まちづくり計画策定事業、期間は令和7年度、限度額920万円を追加するものでございます。こちらは現行のまちづくり計画の計画期間が令和7年度末までとなっておりますので、令和8年度以降の計画の策定委託料について、債務負担行為を設定しております。

次に、地域公共交通確保維持事業(広域協議会負担金)、期間は令和7年度、限度額9,848万8千円でございます。こちらは4市町村地域公共交通活性化協議会への負担金です。令和7年度の運行経費等に係る負担金について、債務負担行為を設定しております。

次に、総合保健福祉センター指定管理事業、期間は令和7年度から令和11年度、限度額2億3,200万円でございます。こちらは指定管理業務の更新に伴い、令和7年4月から令和12年1月までの指定管理委託料について債務負担行為を設定しております。

以上、簡単ではございますが、一般会計の補正予算の説明とさせていただきます。

ここで説明員を交代いたします。

○議長(浅岡正広)

大門部長。

○住民部長(大門 晃)(登壇)

それでは、議案第29号について説明させていただきます。

26ページをご覧ください。

#### 議案第29号

##### 令和6年度河南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和6年度河南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

##### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,765万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、27ページをご覧ください。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

(款)繰越金、(項)繰越金で39万9千円の追加としまして、補正後予算額を18億6,765万8千円とするものでございます。

次に、28ページ、歳出でございます。

(款)諸支出金、(項)償還金及び還付加算金で39万9千円の追加としまして、補正後予算額を18億6,765万8千円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案に関してのみ質疑があればお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、なければお諮りします。

議案第28号から議案第29号までの2件の審査につきましては、11月27日に開催されました議会運営委員会の審議結果のとおり、予算・決算常任委員会に付託し、明日4日に審査したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、予算案件の2件の審査につきましては、予算・決算常任委員会に付託し審査することに決しました。

正副委員長及び各委員におかれましては、よろしく審査をお願いします。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第8 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第10 意見

書案第1号 性暴力救援センター大阪SACHICOの拠点確保と体制強化を求める意見書
までの3件を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全
体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上3件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第8 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

それでは、ご説明を申し上げます。

議案書は33ページになりますので、よろしくお願いいたします。

#### 議案第30号

#### 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3  
項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

#### 記

住 所 奈良県奈良市西大寺芝町2丁目4番8号

氏 名 関 敦 生

生年月日 昭和45年2月18日

であります。

現在、固定資産評価審査委員会委員をお務めいただいております関敦生氏の委員の任期満  
了に伴いまして、引き続き同氏の再任の同意をお願いするものでございます。

再任でございますので、簡単に経歴を申し上げますと、関氏は現在54歳でございます。南

河内の固定資産評価について、専門的な知識を有する方として、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会から推薦をいただいたものでございます。関氏は平成30年12月17日から本町の固定資産評価審査委員会委員にご就任いただき、現在2期目でございます。再任後の任期は令和6年12月17日から3年間でございますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件ですので質疑、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

ここで11時15分まで休憩とします。

休 憩（午前11時02分）

~~~~~

再 開（午前11時15分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 議案第31号 河南町総合保健福祉センター指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）（登壇）

議案第31号について提案させていただきます。

資料のほうは34ページになります。

議案第31号

河南町総合保健福祉センター指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

記

1. 施設の名称 河南町総合保健福祉センター

2. 指定管理者とする団体の名称等

名 称 かなん健康づくりパートナーズ

代表構成員 名 称 コナミスポーツ株式会社

代表者 代表取締役 室田健志

住 所 東京都品川区東品川4丁目10番1号

構成員 名 称 近畿ビルサービス株式会社

代表者 代表取締役 西田啓路

住 所 大阪府富田林市錦織北1丁目16番38号

構成員 名 称 国際ライフパートナー株式会社

代表者 代表取締役 荒谷明彦

住 所 兵庫県神戸市中央区海岸通6番地

3. 指定の期間

令和7年2月1日から令和12年1月31日まで

でございます。

本議案につきましては、河南町総合保健福祉センターの指定管理者について、現在の指定管理者の指定期間が令和7年1月31日で満了となることから、次期指定管理者の選定について、令和6年7月19日付で、河南町総合保健福祉センター指定管理者選定審議会へ諮問を行い、慎重審議いただきまして、令和6年9月6日付で、かなん健康づくりパートナーズを候補者として選定いただいたところでございます。

今回の募集に当たりまして、説明会を開催しましたところ、現在の指定管理者である共同企業体かなん健康づくりパートナーズの構成員である3者が出席され、応募は3者の共同企

業体かなん健康づくりパートナーズの1団体でございました。

指定管理者の候補者選定に当たりましては、当該団体の指定管理者としての管理経営能力等について、申請書類の審査やプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、総合的に審査をしていただきました。

審査方法につきましては、河南町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第17条に規定されている基準の適格性など総合的に評価をいただき、候補者として選定することが適当であるということで決定いただきました。

指定管理期間は、令和7年2月1日から5年間でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○7番（中川 博）

勉強会でも少し聞かせていただいたんですけれども、今回の選定方式はプロポーザル方式ということでされたということを伺ったんですけれども、選定方式の中には、もうご存じだと思えるんですけれども、一般競争入札が通常これにするようにというようなことはあるんですけれども、その状況によりましては、指名競争とか随意契約とか、また今回のプロポーザルというのがあると思えるんですけれども、そのプロポーザルというような、そういう選定方式にしましたら、よく言われるのは、過去のそういう実績等も参考にされますので、新規参入がなかなかしにくいと、このプロポーザル方式におきましては。そういうようなことも言われる中で、今回そういう方式を選ばれた何かそういう理由、主な理由があればお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

プロポーザル方式であれば新規参入が難しいというご意見でございますけれども、これまでもプロポーザルの場合、各3期、4期というところでは他の応募者もございました。今回は1団体での応募だったということで、新規参入はなかったんですけれども、その中で慎重

審議、ご議論いただいて1者ということで決定させていただきました。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

一般論としましては、これプロポーザルは過去の実績等、伴いますので、なかなか新規参入ににくいという、これ一般論のそういう説明があるんで、それを用いました。ただ、過去におきましても、やはりそういう過去の実績がウエートを占められて、競争はあったけれども、やっぱり現状の先が選ばれたというようなこともあると思うんです。そのときにおいても、やっぱり過去の実績が参考にされたと思うんですね、そのときの選択の中で。ということであるので、一般論としてはそういうように参入ににくいという中で、今回も参入がなかったというのをまず押さえていただきたいと思います。

その中で、次に、このプロポーザルの特徴というのは、一般競争入札とかそういう金銭的な、価格的な競争のみに走る中で、提案型ということで、やっぱりすばらしい提案をするような中での競争ということが競争原理が働くということでプロポーザル方式というのが取り入れられているということだと思うんですけれども、今回もこれから5年間、来年の2月1日から5年間決定しましたその業者に指定管理をお願いすることになると思うんですけれども、今回そのような中での提案、すばらしい提案というか、画期的な提案等があったのか、今までの過去5年間に比べて、この今回の5年間についてはどういう提案があったのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

今回の提案につきましては、事業計画、目標についてなんですけれども、基本理念として、町民の健康づくりの拠点施設であるというところで、河南町のパートナーとしての町民の健康づくりに貢献するというような、河南町のテーマとしては、愛される健康づくりの拠点、仲間と交流する、バランスの取れた施設運営というところでの提案をされております。地域連携を図り、町内の会員の利用を増やすというところで、会員数につきましても、目標として令和11年、会員数は1,140人を想定した目標で提案されております。

また、今後についてのところなんですけれども、4期についても成果の中でいろいろ4期

の提案はございました。ただ、4期につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延のため緊急事態宣言がありまして、その中でやはり休館せざるを得ない期間もありまして、その中でもなかなか目標を掲げていたところには到達しなかったというところもございますので、この4期で提案されていまして今新規事業を進めているところですが、アンダー39とか町内の会員を増やす料金設定をされておりますので、それも引き続き、次の指定期間内で進めていきたいという提案でございました。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

今回も、最終的には1者のみということになりますので、この業者にお願いするということになると思うんですけども、そうなった場合、やっぱり河南町の町民の方の福祉向上という意味では、非常に大事な施設だということですから、その辺、よりよいものになるように、またアドバイス等をやりながら河南町と共に町民のために頑張っていただきたいと思います。要望としておきます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

すみません。かなんぴあのスポーツクラブ、コナミについてなんですけれども、駐車場の問題がよく住民からお聞きするんです。多目的広場も止められるということなんですけれども、やっぱりちょっと距離があって、お年寄りの方とかお子さん連れの方がたくさん歩くことについて、ちょっと抵抗があって行くのを控えてしまうとか、おやこ園で遊びたい方がスポーツクラブの人気のある講座が集まっている時間帯におやこ園にちょっと行けない、子連れではちょっと行きにくいというようなお話も聞くんですけども、このあたりの駐車場問題についてどうお考えか教えていただきたいです。よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

駐車場につきましては、かなんぴあ周辺というところで、かなんぴあの前の駐車場、また第2駐車場、多目的広場というところで駐車場のご案内をさせていただいております。

特に、やはり午前中の事業、午前中の利用者が1日の利用の大体40%を超えるような会員のご利用になっておりますので、午前中の許容がもうこれが目いっぱいというところで指定管理者から聞いております。できる限りかなんぴあのご利用、お子さん、各事業ありますけれども、その中で、できる限りコナミの会員については、ちょっと遠いですが、多目的広場のほうのご利用等をご案内させていただいております。ただ、午前中はそのように許容がいっぱいということになっておりますけれども、午後からは駐車場がすいている状態になっておりますので、できる限りかなんぴあの会員の方は、時間を調整していただいて午後からお越しいただく、またコナミスポーツのほうで午後からのプログラムを今のプログラムと少し変えて、午後からに来ていただけるようなプログラムを調整するというように、この次の期の中でもまた検討するということで聞いておりますので、できる限り皆様にご迷惑かけないようにということで考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

おやこ園の絡みも今お話しされたと思うんですけれども、その辺も含めて、よろしく願いしたいと思います。

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第10 意見書案第1号 性暴力救援センター大阪SACHICOの拠点確保と体制強化を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）（登壇）

意見書案第1号

性暴力救援センター大阪SACHICOの拠点確保と体制強化を求める意見書

別紙の意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年12月3日提出

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 提出者 | 河南町議会議員 | 佐々木 | 希 絵   |
| 賛成者 | 河南町議会議員 | 藤 野 | 裕 子   |
|     | 〃       | 高 田 | 伸 也   |
|     | 〃       | ポー  | ブ 三 恵 |
|     | 〃       | 藤 井 | 祥 代   |
|     | 〃       | 河 合 | 英 紀   |
|     | 〃       | 中 川 | 博     |
|     | 〃       | 大 門 | 晶 子   |
|     | 〃       | 力 武 | 清     |

めくっていただきまして、提案理由の説明なんですけれども、この議案は全議員が賛成者となっておりますので、議案の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

性暴力救援センター大阪SACHICOの拠点確保と体制強化を求める意見書

性暴力救援センター大阪SACHICOは、世界中で実践されているレイプクライシスセンター（RCC）を日本にも、との声が大阪の女性たちの中で大きくなり、設立された。

病院拠点型のワンストップ支援センターとして、24時間体制のもとで性暴力被害者の支援

を行ってきた。事件化を見据えて警察や、弁護士とも連携しており、相談を受けた電話件数は5万2,198件、来所延べ件数は1万4,610件、診療及び支援した人の実人数は3,722人に上り、約58%が20歳未満、9%は10歳未満である。子どもが性被害に遭った際の面接では、専門的な対応や経験に基づく診断能力が求められる中、同センターは大阪府下の性暴力被害者支援において中心的な役割を果たしてきた。

しかし、今年に入り、拠点病院から、2024年度末までに経済的事情と医師不足等の理由により、同センターの退去を求められる事態となった。このままでは大阪SACHICOは、2025年3月を目途に拠点病院から退去せねばならず、ワンストップ支援センターが大阪府に存在しないことになる。また大阪SACHICOでは、被害者が安心できるよう支援員が常に寄り添ってサポートすることを大切にしてきたが、現状では、支援員と医療者によるサポート体制を確保し続けることも困難になってきている。

緊急避妊薬の投与、証拠物の採取、医師による外傷の記録など、72時間以内に診療を行うことは非常に重要であり、セキュリティ面においても、ワンストップ支援センターが病院拠点型であることは必要不可欠な条件である。また、年齢、性別を問わず被害者になり得ることから、産婦人科だけでなく、精神科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科等の総合的な診療が可能である病院であることが望ましいといえる。府内の拠点である同センターを失うことは、被害のさらなる潜在化につながり、性犯罪・性暴力の根絶のための取り組みや被害者支援を強化してきた政府の方針にも逆行する。

よって、大阪府に対し、性暴力救援センター大阪SACHICOの活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保し、運営にかかる費用を保障すること及び体制の強化を求めるものである。

## 記

1. 2025年3月末をもって現在の拠点病院から撤退せざるを得ない性暴力救援センター大阪SACHICOの活動拠点を大阪府の責任において速やかに移転先を確保し、運営にかかる費用を保障して、持続可能なワンストップ支援センターの機能を維持すること。

2. ワンストップ支援センターと、協力医療機関等の連携を密にし、性暴力被害者の速やかな救済を図る体制の充実を図っていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

以上です。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

本案は、議長を除く全議員が賛成であり、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議がないようですので、佐々木議員、議席に戻っていただいて結構です。

それでは、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

第2日目の会議は、12月17日午前10時に開きます。

なお、本予算・決算常任委員会に付託しました予算案件2件の審査につきましては、明日4日の午前10時から開催されますので、正副委員長、各委員におかれましてはよろしく審査のほどお願いいたします。

それでは、本日はこれをもちまして散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午前11時36分散会

~~~~~



令和 6 年 1 2 月 1 7 日（火）

# 令和 6 年河南町議会12月定例会議会議録

（第        2        号）

河 南 町 議 会



## 令和6年河南町議会12月定例会議会議録

年 月 日 令和6年12月17日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1 番 佐々木 希 絵

3 番 高 田 伸 也

5 番 藤 井 祥 代

7 番 中 川 博

9 番 力 武 清

2 番 藤 野 裕 子

4 番 ポーポ 三 恵

6 番 河 合 英 紀

8 番 大 門 晶 子

10番 浅 岡 正 広

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長

副 町 長

教 育 長

総 合 政 策 部 長

総 務 部 長

住 民 部 長

健康福祉部長兼総合保健福祉センター長

ま ち 創 造 部 長

ま ち 創 造 部 理 事

総合政策部秘書企画課長

総合政策部危機管理室長

総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長

総務部副理事兼人事財政課長

総務部契約検査室長

総務部副理事兼施設営繕課長

総務部副理事兼まち創造部副理事

住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長

住民部保険年金課長

森 田 昌 吾

江 島 芳 孝

中 川 修

渡 辺 慶 啓

多 村 美 紀

大 門 晃

田 村 夕 香

安 井 啓 悦

玉 田 武 久

森 口 竜 也

木 矢 哲 也

田 中 啓 之

後 藤 利 彦

岩 根 有津佐

牧 野 勉

中 崎 誉 之

北 野 朋 子

桶 本 和 正

住 民 部 税 務 課 長

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長

まち創造部副理事兼地域整備課長

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

まち創造部副理事兼都市環境課長

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

教 ・ 育 部 教 育 課 長

教 ・ 育 部 こ ど も 1 ば ん 課 長

教 ・ 育 部 副 理 事 兼 生涯まなび課長兼中央公民館長兼図書館長

教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

渡 辺 恵 子

和 田 信 一

辻 元 哲 夫

藤 本 幹 史

中 海 幹 男

池 添 謙 司

中 筋 美 枝

谷 道 広

藤 井 康 裕

山 田 恵

森 弘 樹

浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

理 事 兼 事 務 局 長

梅 川 茂 宏

課長補佐兼庶務係長

吉 田 高 朋

会議録署名議員

3 番 高 田 伸 也

4 番 ポ ー プ 三 恵

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1

## 令和6年河南町議会12月定例会議

令和6年12月17日（火）午前10時00分開議

### 議 事 日 程（第2号）

|      |                  |     |
|------|------------------|-----|
| 日程第1 | 一般質問 .....       | 42  |
|      | （代表質問）           |     |
|      | 6番 河合英紀議員 .....  | 42  |
|      | （個人質問）           |     |
|      | 1番 佐々木希絵議員 ..... | 64  |
|      | 2番 藤野裕子議員 .....  | 77  |
|      | 3番 高田伸也議員 .....  | 92  |
|      | 4番 ポープ三恵議員 ..... | 110 |

議 事 の 経 過

午前 10 時 00 分開議

○議長（浅岡正広）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議、一般質問 1 日目を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレット745、令和 6 年12月17日12月定例会議一般質問（1 日目）に送付しています。ご確認ください。

日程第 1 一般質問を行います。

なお、過日、11月27日開催の議会運営委員会において、対面型・一問一答方式で、発言者は発言席から行い、理事者は全て自席より答弁を願います。

代表質問の発言時間は、発言者の発言のみ50分以内とし、個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ40分以内とします。質問回数は、一般質問通告書の質問事項に記載された 1 項目につき質問発言を 3 回以内としていますので、ご了解願います。

質問に入る前に、議長より一言申し上げます。

発言者は、通告されました質問趣旨に沿った的確な質問をお願いします。また理事者も、質問内容を十分に把握され、答弁をお願いします。

それでは、これより代表質問を行います。

質問の会派暁、河合英紀議員の発言を許します。

河合議員。

○6 番（河合英紀）

議席番号 6 番、会派暁、河合英紀です。

ただいま議長より許可を得ましたので、会派暁の代表として代表質問を行わせていただきます。理事者の皆さんには、簡潔で前向きな答弁をよろしくお願いします。

今回の代表質問の項目なんですが、大きく2項目予定してまして、1個目が地域公共交通についてと災害についてというところで質問させていただきます。

選挙が終わりまして初めてのこういう質問の場ですので、今日もうちの母親及び支援されている方々に来ていただいていますので、張り切ってやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

じゃ、まず1項目めの地域公共交通について質問させていただきます。

この選挙の前後で、特にいつも以上に地域の皆さんからいろいろなご意見等をいただくんですが、やっぱり多かったのが、バスについてよく質問であつたりとか要望であつたりとかというところを受けることが本当に今回多かったというところから質問させてもらおうと思うんですが、ちょうど1年前ですね。金剛バスがなくなるというところで、そこで特に総務部の皆さんが本当に頑張っていたいて、何とか維持するんだというところで始まった今の地域公共交通なんですけれども、1年間は様子見でというので、今まで何人もの議員たちからの一般質問の中でも、まず1年目は様子を見ていかないと分からないというような答えが多かった中で、1年たったわけです。その中で、この1年が経過して、改めて町が聞いている住民からの意見、要望をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

令和5年12月20日に金剛自動車株式会社がバス事業を廃止され、新たな運行を開始し、はや1年が経過しようとしております。この間、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会では、金剛ふるさとバス沿線地域内在住の住民アンケート、4市町村内に立地する高校や大学へ通う学生アンケート調査、金剛ふるさとバスをはじめ、河南町内のカナちゃんバス、やまなみタクシーの全路線の乗降者数を調査するOD調査、各市町村別ワークショップなどを行うことで、地域公共交通についての必要性や継続していくための利便性向上につなげるご意見などを集約してまいりました。その中でも住民アンケート調査結果では、公共交通の必要性に関する調査で、移動手段としての必要性については全体の91.6%が必要と回答され、移動手段としての重要性がうかがえました。今後積極的に利用しようと思うかの意向調査でも、全体の65%が「利用しようと思う」と回答されています。

ほかに、サービスの満足度では4割の方が「不満」「やや不満」と回答されており、その不満とされている理由に、運行本数が少ないが最も多く上がっておりました。

また、町内で行いました2回のワークショップでは、富田林駅や喜志駅での電車との乗り継ぎが不便である、バスの最終便をもっと遅くにしてほしい、バスの停留所についても、変更があったバス停についてはこれまでのバス停位置に戻してもらいたいなどの要望が上がっております。また、サービスをよくするためには住民も利用者負担を許容することを考える必要があるなど、利用者の意識醸成などの意見もございました。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

何か多村部長、緊張しているんかして、今日は口が回っていませんね。

本当に今言っていたように、町民の方からよく言われるのが、まず夜の便、特に喜志駅から大宝方面に帰る便のことがよく私の耳には届くんですが、やっぱりみんな仕事から帰ってきて、もう午後9時過ぎたら大宝方面に帰られるバスがないというところで、かといってじゃ喜志駅にタクシーあるんかいうたら、そんなタクシーもないというところで、どうやって帰ったらええねんというようなところの意見を多く聞いてはいるんですけども、実際のところ維持しているだけでも精いっぱいという現状もある中で、そのところを本当にどうやったらできるのかというところをやっぱり考えていかないといけないなというふうにも思いながら、今後考えていく必要があると思っています。

また、バス停の位置ですね。変更があったところから、私の耳には大ヶ塚のバス停の位置を前のところに戻してほしいというような意見等々聞いているんですけども、変えたには変えた理由があると。ほんで、町も好きでそれを変えているわけではないとかというところの事情等もちゃんと私のほうからも説明はしているんですけども、やっぱり住民の声、実際に使う人の利便性を考えた上でどうしていくかというのも、もう無理やから無理ですじゃなくて、どうして改善していくかというようなところをまたこれから4年間一緒に考えていけたらなと思っていますので、よろしくお願いします。

まずはこのバス、維持していくということが一番重要だというふうに思っているんですが、やっぱりお金の面というところが非常に多くかかってくる。今回の補正予算でも1億円弱の補正予算が上がっていますけれども、想定よりは安くいっているということを聞いているんですが、これ、何で安くいっているかというたら、最初の想定よりも利用者の運賃の収入が

上がっているというところとかで安くいけるということなんですけれども、結局、利用者数を増やして料金をしっかりもらって現状維持できるというところをまずしっかり安定させていかないといけないというふうに思うんですが、町として乗車数を増やす必要があるというふうに町も思っていると思うんですが、その対策としてどのように考えているか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

バスの運行を維持、確保していくには一人でも多くの方に利用いただくことが最も重要であると考えております。そのため、町広報紙などで地域公共交通の利用を促す旨を記載させていただくなどのPRに努めているところでございます。

また、4市町村地域公共交通活性化協議会では、先ほど申し上げました各種調査結果などを踏まえ現状分析を行い、今後取り組むべき課題を大きく7項目に分けてまとめております。1番として人口減少・高齢化社会に伴う交通弱者増加への対応、2番、乗務員不足・2024年問題に応じた既存地域公共交通の見直し、3番、地域間幹線交通（金剛ふるさとバス）のサービス維持、4番、各地域の利用実態に応じた交通サービスの構築、5番、各交通モード間の接続控除による円滑な交通体系の確保、6番、ターゲット層に合わせた公共交通サービスの充実・利用促進、最後に公共交通を知ってもらうきっかけづくりの促進、以上の7項目を中心に4市町村地域公共交通活性化協議会で協議をしていくこととなっております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。今言ってもらったように、もう4市町村の地域公共交通活性化協議会でほとんど今は決めてもらっているというところで、7つの対策、課題というところに取り組んでいくということを今教えていただいたんですけれども、この中で私として大切やなと思うのは、やっぱり人口減少・高齢化社会に伴う交通弱者増加への対応というところをしっかりとしないと、河南町も高齢化が進んでいますので、こういう人たちの足の確保というのが非常にこれから大切になってくるなというふうに思うのとともに、あとは今上げてもらった6番のターゲット層に合わせた公共交通サービスの充実・利用促進というところ。やっぱり使ってもらっている人がどの年代の層で、どういうふうなニーズがあるんかと

いうところを改めてしっかり把握した上で、そうなってくると多分、朝と帰り、会社への行きと帰りの時間帯というところが一番使われているんじゃないかなというふうに思ったりするので、その充実というところは喫緊の課題になってくるのかなというふうに思っていますので、引き続きよろしくお願いします。

じゃ次、運賃収入以外の収入もしっかり考えていったほうがいいというふうに思うんですが、やっぱりそうなってくると広告収入というところをしっかりと企業からもらって維持していくということが大切になってくると思います。ですので、3項目めの質問、運賃収入以外の収入として広告収入を増やす必要がある。対策としてどのように考えているか教えてください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

バスの広告収入について、近鉄バス、南海バスでは広告収入を増やすように努めてもらうとともに、市町村で補完運行しているバス車両についても広告収入が上がるように努めております。

また、4市町村地域公共交通活性化協議会で令和7年度に富田林駅及び喜志駅に設置することとしておりますデジタルサイネージにおいて、道路状況によるバスの遅延などを利用者へ情報提供を行うとともに、画面に積極的に企業広告を掲載することで収入増を図りたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。広告収入を集めるというのも多分、協議会で考えていくことなんだと思うんですけども、やっぱりそういうことを考えていくと、今までの役場の動き以外で営業という視点というのが必要になってくると思います。これが協議会の仕事なのか河南町単体の仕事なのか微妙なところなので、そういうところもしっかり考えていってもらえたらと思うんですが、やっぱりこれからそういうお金を集めるということが地方自治体でも必要になってくる時代になるということを考えたときに、河内長野市でもそういうふうな動き、西野修平市長がやるというふうにもう言ってはるように、河南町もそういう視点を持って今後取り組んでいってもらえたらなというふうに思っていますので、これもよろしくお

願います。

じゃ、次の項目なんですけれども、地域公共のバス以外の意見の次にやまなみタクシーの意見が非常に多い。実際使われている方は非常に便利に使っていただいているというお声をいただいているんですが、使ってはれへん住民の方から言わすと、誰も乗せてへんのにただただ動いている、SDGsの観点からしてもおかしいんじゃないんかとか、いろんな意見を聞かせてもらうんですよね。なので、やまなみタクシーの話になったときに大体の方、同じことを言うんです。

ほんでこれ、今までの議員の一般質問でももうさんざん言ってきたと思うんですけれども、やっぱりデマンド方式のほうがいいんじゃないのか。電話で予約して、必要なときに家まで迎えに行って必要なところまで送ってもらえるようなもののほうが効率的でいいんじゃないんかというような議論になることが多いんですよね。今までもさんざんこの一般質問の場でほかの議員さんたちも同じ質問をしてきたと思うんですけれども、改めて、やまなみタクシーをデマンド方式にするための問題と課題、教えてください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

やまなみタクシーについては、カナちゃんバスで運行することが難しい山間部や道路の幅員が狭小なルートを定時・定路線で運行しております。

やまなみタクシーをデマンド方式で運行を行うことについては、これまでも様々なご意見をいただき、平成30年度には河南町におけるデマンド型交通の必要性、運行方法及び採算性など調査検討を行ってまいりました。その結果につきましては交通問題調査特別委員会でも説明したところですが、町としましては、デマンド交通を行うことは厳しい現状であると判断しております。

その検討の中では、デマンド型交通には基本の6パターンがあるとして、その運行方式、運行エリア、地区別運行パターンを考えますと38パターンの運行形態となります。その中から町の特性や需要等を考慮し、可能な5パターンを絞り込み、必要タクシー台数を分析しています。現状の地域を特定した中でもオペレーター費用もかさみ、運行費用が増額する見込みとなりました。

また、タクシー事業の運営については、国土交通省が定める準特定地域河南B交通圏という地域に属しています。この河南B交通圏とは、南河内郡、富田林市、河内長野市、大阪狭

山市の地域で営業できるタクシー会社は第一交通と近鉄タクシーの２社、営業できる必要台数は120台と定められております。しかしながら、車の台数は２社を合わせると120台を超えて保有しており、今以上に保有台数を増やすことができない状態であるとのこと。

デマンド交通については、議会のほうからも何度もご意見をいただいておりますので、現在やまなみタクシーを運行しております第一交通には幾度もデマンド交通について相談は行っ  
てまいりましたが、現在運行しているタクシー１台を河南町で運行することが精いっぱいであるとの回答です。もう一社の近鉄タクシーからも、協力はできないとの回答をいただいております。そして最近では、バス会社同様に、2024年の交通問題による乗務員不足も大きな課題となっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○６番（河合英紀）

ありがとうございます。デマンド型交通、今回の答弁、本当に具体的に何でできひんのかというところをしっかりと答弁していただいて、いろいろ町としてもやろうとしてくれとったんやというのを改めてよく分かりました。ただ、それでも難しいものは難しいというところがあって、それはもう河南町だけではどうすることもできひん。第一交通であったり近鉄タクシーの協力もなければできない、実現できないというところで、そこの企業側が難しいと答えている以上はなかなか難しいという現状が分かりました。ありがとうございます。

そしたら次の項目にいくんですけども、デマンド型の交通が難しいのであれば、ほかの自治体がやっている方法としては、言ったらタクシーを呼んだときにタクシー代のできたら半分とかというのを補助してもらって、呼んで、そこから使ってもらうような方式はできないのかとかというところの考えに至るんですけども、改めて、やまなみタクシーをタクシーチケット配付方式にするためにはどんな問題と課題があるか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

タクシーチケット配付方式については、近隣市町村では千早赤阪村が採用されています。千早赤阪村では、75歳以上の高齢者、障害者手帳保有者、妊産婦の方、免許返納者などを対象に利用登録申請を受け付け、配付対象の条件を満たす方に対して500円の利用券を１か月

当たり 2 枚、最大24枚を交付されております。

このような高齢者などへの配付を行っている市町村もありますが、本町の地域公共交通は誰でもご利用いただけるという趣旨で運行しており、配付については現行の地域公共交通との関係性を含めて検討していく必要がございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6 番（河合英紀）

ありがとうございます。隣の千早赤阪村でもこのようなやり方をやっているということで、改めて、じゃ今のやまなみタクシーは誰でも利用できるというところは、それはメリットとしてあるというふうに思うんですが、ただ、実際に住んでいる町民がやっぱりそののところにいろんな思いを持っているというのは改めて理解してもらって、本当に必要なサービスというのはどうなのか、ほんまに今のやまなみタクシーでいいのか、もしくはタクシーのチケットを配付したほうがいいのかみたいところ、ここは町長の考えもありますので、いろんな考え方を持って、本当に町民の利益のあるようなサービスになるようにお願いできたらなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

じゃ次、2 事項めの質問、災害対策についての質問にしていきたいと思います。

近年も南海トラフ地震であったり首都直下型地震というようなものがもう起こるよというふうに言われるようになって、本町でもおととしか今年、去年か、防災リュック配ってくれたりとかいろんな対策をさせていただいていると思うんですが、改めて災害対策について今日は一緒に考えていけたらなというふうに思っています。

まず、そこを考えたときに、大阪で直近で大きかった地震というのは大阪府北部地震があったというふうに思うんですが、大阪府北部地震、あれ朝方に起こったと思うんです。それを僕らもニュースで見させてもらって、これに対して、改めて河南町で起こった場合どうなるんやろうというのを改めて考えていったんですけれども、そうなったときに、やっぱり大阪府北部地震で吹田市というのが災害対策本部の設置の遅れであったり職員間の情報共有に課題があったというような反省点がニュースでも言われていたんですけれども、改めて、今回の質問です。大阪府北部地震で吹田市は災害対策本部の設置の遅れと職員間の情報共有に課題があった。どのような問題があり、課題に対してどのような対策をしたのか教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

吹田市が作成いたしました平成30年に発生した自然災害への対応報告書によりますと、大阪府北部地震では震度5強を観測したため、市長を本部長とする吹田市災害対策本部を直ちに設置し、全職員は自動参集となりました。午前9時に第1回災害対策本部会議を開催し、以降15回にわたり災害対応の進捗管理や課題への対応策の検討など、本部会議で議論し、各部で地域防災計画に定められた災害対応が行われました。

その中で課題として、統括部庶務班や情報収集記録班などの本部各班が地域防災計画で定められている役割を果たすまでには時間がかかった。統括部本部班は、様々な判断や調整の役割に加え、地域防災計画上では本部班の業務とはなっていない種々の役割を担った結果、効率的な対応が取れなかった。統括部本部班などの本部機能を担う班は発災後ほぼ1週間、勤務時間後も交代で体制を整え本部運営に従事したが、交代職員のシフトが難しく、結果的に管理職に負担が偏った。複数の部または室、課で構成する班は、一体となった対応が難しかった。本部会議は、対応の決定は効率的にできたが1回の会議時間が長くなってしまった。本部会議での決定事項が各部の職員へ円滑に指示、伝達されていないケースがあったなどが上げられております。

今後の対策といたしまして、地域防災計画で定める各班の業務について、訓練等を通じて改めて確認し、非常時には速やかに遂行できる体制づくりや業務継続計画の発動基準のルール化などを検討する。参集状況によっては指示者または担当者不在のまま初動対応に当たることが予想されることから、各班の役割分担と時間軸を意識した獲得目標や指示等の確認、参集状況に応じた対応や受援など、例えば各班の初動マニュアルを改めて確認し修正する。発災後すぐに本部詰めとなる職員を確保し、災害時の本部体制の強化が必要となる。平時から災害時に本部を担当する職員を明確にし、不足する人員については発災後速やかに危機管理室への兼務命令を発令するなど、体制確保に向けた検討を進める。本部会議の円滑な運営に向け、報告事項は事前に資料化し共有する等、会議で検討すべき事項をさらに明確化し、速やかな意思決定と会議の短縮化を図る必要がある。本部会議には、本部員だけでなく、各部の班長等が傍聴できる場所や環境を整備するなど、情報伝達の迅速化に向けた取組を検討する。緊急防災要員の活動について改めて周知し、より実働を意識した訓練を実施するなどの対策が上げられております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。吹田市の問題と課題、対策というのを改めて教えてもらったんですが、そこで思ったんですけども、じゃ実際この河南町で何か災害が起こった際、このときみたいに朝早かったりとか夜中に起こった際、職員ほんまに役場に来るのかというのがもう純粋な疑問に思ったんです。なので改めて聞きます。

災害が起こった際、勤務時間外の場合、職員は個人の状況を考慮せずに役場に来るのか教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

地域防災計画では、地震などによる災害が発生した場合は、災害等の規模に応じ動員配備体制を取ることとなります。休日、夜間等勤務時間外に町域で大雨、洪水などの警報、土砂災害警戒準備情報が発表されたとき及び震度4を観測したときは自動的に事前配備となり、町域で土砂災害警戒情報が発表されたときは自動的に警戒配備を取ることとなります。さらに、町域で震度5弱以上を観測したときは自動的に町災害対策本部が設置され、全職員によるC号配備体制を取ることとなります。

参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に参集することとなっておりますが、まずは自らの身の安全確保や周辺の状況等も判断し、対応することとなります。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。地域防災計画ではという主語がポイントやと思うんですけども、実際、自分が被災したときに、自分ちがめちゃくちゃになっていて来るのかというのを普通に考えてなかなか難しいというふうに思うんですよね。それでもやっぱり町職員というか、公務員というのは集まらないといけないというところがあるというふうには思うんですけども、それが大きな役割の一つやというふうには思うんですが、そのところって、もう集まるものやみたいなのを簡単に考えておくのではなくて、ほんまに集まれるのかどうか、最小の人数というか、最低限必要な人数はどれぐらいなのかみたいな、もう最悪の事態を想

定しておく必要があると思うんです。

それこそ町長なんかは寛弘寺地区やからすぐ来てくれるとは思いますが、町長一人来たところで町長一人では何もできないので、となったときに、やっぱり重要なのは本町に住んでいる職員の数。やっぱり一番来やすいわけですよ。言ったら、そんな災害になったとき、ほかの市町村から来るとかとなったときに、じゃ車で来れるのかとか、バスは動いてるのか、電車は動いてるのかというたら、動いていないことを想定しておかないといけないとなったときに、やっぱり本町に住んでいる職員たちが中心になって動き出すということが普通に考えられるんです。

そこで、3つ目の質問なんですけれども、今現在町内に住んでいる職員は25%であるというふうに聞いているんですが、この人数で災害時に対応できるのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

町内や近隣自治体などに居住している職員は、災害時にいち早く参集するとともに、町域で震度5弱以上を観測したときは自動的に町災害対策本部が設置され、C号配備体制となり、全職員で災害対応を行うこととなります。しかしながら、本年1月に発災した能登半島地震のような大規模災害に際した場合は、本町の職員が役場機能を継続しつつ災害対応を行うことには限界があります。

大規模災害発災時は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定において、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定等で、被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合は、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を迅速かつ円滑に遂行することとなっております。

能登半島地震では、発災直後から石川県、ブロック幹事県、消防庁、地方三団体等により情報収集が始まり、1月2日には総理指示や得られた情報等から被災6市町へ総括チームの派遣を決定し、活動が開始されております。以降、対口支援方式により5月31日まで延べ11万5,959名の職員が派遣されており、本町でも7回、9名の職員を派遣いたしております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。最低限の人数で、優先順位ですね。何からせなあかんのかという

のを、本当の意味で災害が起こったときに地域防災計画というのはある程度の人数がありきの計画でつくられていると思うんで、本当の意味で使えるというか、本当に困ったときに動けるものというのもある程度想定しておく必要があるのではないかなというふうに思っています。

なので、その辺、近隣の市町村から歩いて来てくれる職員ももちろんおるでしょうけれども、本当の想定外というか、よく何か起こったら想定外という言葉が使われると思うんですけれども、想定外、南海トラフ地震とかの地震が起こったときにほんまに歩いてこれるかみたいなのとか、いろんなこと想定した中で、本当に最低限の職員で優先順位が何から必要なのかというのを改めて考えてもらいたいと思うのと同時に、南海トラフみたいな西日本のほとんどが巻き込まれるような地震が起こったときに、それこそよそから救援物資が来るのか来えへんかみたいなのは、本当に来るものやと思っていますけれども、こっちは。来えへんことも考えていろいろ対策も考えておかないといけないなというふうに思っていますので、それらもこれからまたこの4年間で一緒に考えていけたらなというふうに思っています。

次の質問です。

今、役場に関しての対策として話しさせてもらいましたが、次は、それぞれ個別というところの対策が必要であるというふうに思いますのでそこを話ししていきたいと思うんですが、災害が起こったときに自助、共助、公助というところで考えたときに、一番大切なのは自助やと思うんです。そもそも助けてもらえるとと思っている時点で甘いんじゃないかというところ、いろいろ今まで災害を経験された方の感想とかを聞くと、結局、助けてもらうまでには時間がかかるし、自分で何とかせなあかんというところを皆さん共通して言っているということは、やっぱり自助というところをしっかりと考えていかないといけないなというふうに思っていますし、町として本当にやらんとあかん対策というのは、自助の意識を高めていくことではないかなというふうにも思うんですよね。

そういう意味で、まず南海トラフ地震を想定したときのシミュレーションというか、データがあるのを見させてもらって、南海トラフ地震が河南町で起こった場合、木造家屋の58棟が全壊、半壊が531棟という数字を見させてもらったんですけれども、新しい住宅に住んでおられる方というのはそんなに壊れないというふうに想定されていて、言ったら昔からある木造の住宅が壊れる。それは分かってあるんですよね。

ということは、河南町内の中で木造家屋が多い地区というところが重点的に町が公助して

いかなあかんというふうに想定できると思うんですが、改めて、あくまでも想定の数なんですけれども、木造家屋58棟が全壊、半壊が531棟という中で、具体的に耐震性を満たさない住宅が多い地区はどこと想定しているのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

平成25年10月30日の大阪府第4回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会において、大阪府域での被害想定として、本町では木造家屋の場合58棟が全壊、531棟が半壊と示されたものであります。

この地域防災計画で想定している南海トラフ巨大地震被害想定につきましては、南海トラフ巨大地震が東南海・南海地震など南海トラフ沿いで発生する様々な地震が広い震源域で連動して起こると予想されるマグニチュード9級の巨大地震で、現時点での最新の科学的知見に基づき、起こり得る最大クラスの地震、津波を推計したものでございまして、町内の特定の地域を示したものではありません。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

冷たい回答ありがとうございます。分かっていますよ。でも、その想定してくれているというのも科学的データを基に想定している数字やというのも分かっているんですけれども、なかなかこの地区危ないよとこの場で言うのも難しいのも分かります。けど、町内の中でやっぱり木造家屋が多いところとか昔の家屋が多いなという地区というところがある程度分かるじゃないですか。ほんならそういうところの、実際起こったときにその地区がやっぱり一番困ってくると思うんですよ。新しい家の人ら、まあ言ったら家で待機してもらったらええと思うんですよ。そこのところに、じゃ家が壊れたときの避難場所とかそういうのを具体的に考えていっておかないと、いざとなったときに、じゃ町職員少ないわ、避難場所ちゃんと整備されていないわといったら目も当てられんようなことになると思うので、しっかり想定できるところはしっかり想定して対応していく必要があるのかなというふうに思っています。

となったときに、じゃ避難場所のことをちょっと聞いていきたいなと思うんですが、本当の意味で河南町に大きな地震が来たとき、河南町の避難所、最大61か所というふうに指定さ

れていると思うんですが、全ての住民が避難できるのか教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では、指定緊急避難場所26か所、指定避難所31か所、福祉避難所4か所の合計61か所を指定しております。指定緊急避難場所は災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所であり、福祉避難所は、高齢者や障がい者の方が指定避難所の生活が不自由な場合に避難してもらう施設でございます。したがって、住民が避難生活できる場所は指定避難所で31か所であり、その収容能力は最大8,305人と想定しております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。8,305人収容できるというふうに、まあ言ったら半分ぐらいは収容できるという想定があるんだというのが分かりました。

先ほども言ったように、実際にはもう災害が起こったら自助が基本やと思うので、ほんで家が壊れてなかったら在宅避難という形になると思うんですよね。だから8,300人、想定外のことが起こったら何とも言えないですけども、避難してくるというふうに、現実的にはないんかも分からないんですけども、それぐらいの想定はしていると。8,300人避難できるように想定しているというの、これ、とても重要ですよ。分かりました。ありがとうございます。

じゃ、今までの質問で、最大8,300人想定している中で河南町、備蓄品、今までもいろんな議員さんがどんな備蓄をしているんですかという質問があって、もう具体的な数、何回もこの一般質問の場でも答えてもらえていると思うんですけども、現状の備蓄品で避難場所での生活は何日間可能なのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

地域防災計画では、重要物資の備蓄として、町と府は南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、町と府で1対1を基本とした役割分担の

下、必要量を備蓄することとしております。

必要量につきましては、上町断層帯の直下型地震では避難所避難者数を453人と想定し1日分を、南海トラフ巨大地震では避難所避難者数を188人と想定し3日分とし、府の大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針についてで示されている算出式により算出した数量を比較し、多いほうを備蓄しております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

今の話でいうと、上町断層帯の直下型地震では避難者数453人、1日分、南海トラフ巨大地震では188人を想定した3日分の備蓄をしているということなんですけれども、足りませんか。と普通に思うと思うんです。なので、そのところで、でも備蓄なんて何ぼしたかでもう十分ですというような数字はないので、ある程度想定した数をもう今回のようにやっておくのも必要なことやとは思いますが、本当の意味で、じゃそのところで本当に必要な備品というのは何なのかというのを改めて考えておく必要ってあると思うんですよ。

どうなるかは分からないですけれども、水や食料ってまあ言ったら3日以内の間に自衛隊の人が持ってきてくれるというふうに言われているので、その辺の備蓄よりも、ほんまに必要な備品って何なのかとか、それぞれの考え方があって、これも正解はないと思うんですけれども、例えば、さっきも会派室の中でほかの議員たちと話をしたんですけれども、この冬の状況で被災した場合、一番困るのは何なんだろうという話になったときに、やっぱり寒さ対策ちゃうのかなみたいな話になったんですよ。ほんなら備蓄品のデータを見させてもらうと、寒さ対策で考えてくれているのは何があるんやろうなと思ったら、毛布170枚というところがまず一番最初に目がいて、それ以外で何か保温できるような対策というのがないなというふうに普通に思うんですよ。

やっぱり被災地に行ったときに皆さん困るのは低体温症の2次被害であつたりとかというところがあると思うので、これも考え方の一つですけれども、全部が全部を備蓄できひんのは分かるんですけれども、せめてそういうこのところはしっかり備えておこうよみたいな、保温対策であつたりとか、どうしても私、医療職なので衛生用品はちゃんとやっておいてほしいなと思ってしまいうんですけれども、それこそ絆創膏の数であつたりとか滅菌ガーゼの数とか、多分、災害起こった後の片づけとか起こったときに必ずけがする人が出てくると思うんですよ。じゃ、そのけがしたときに、そんな軽傷な人を病院で診てくれるんかいうたら、

診てくれるとは到底思えなくて、やっぱり町の保健師たちがそのときできる救急処置というか、殺菌消毒とかできることをしていくという形になると思うんですけども、せめてそのときにはほんまに傷薬であったり滅菌ガーゼであったりとかというものが足りているのかどうかみたいなところですね。全部が全部備蓄する必要はさすがに無理やとは思いますが、ここだけはしっかりやっとうこうみたいな方向性を持って備蓄品を考えていってもらえたらなというふうに思いますので、その辺も今後考えていってもらえたらなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

じゃ次、地震じゃない、現実的に河南町で起こってくる災害について話をしていきたいと思うんですが、近年の自然災害被害としてどのような事態が起こったのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

近年の自然災害ですけれども、まず令和4年度は、令和4年9月27日に大雨により持尾地区で土砂崩れにより里道の通行止めが1か所ございました。令和5年度は、令和5年6月2日、大雨により町内61件が被災しました。溢水・冠水が7件、土砂崩れ26件、土砂流出8件、通行止め5件、その他15件となっております。令和5年8月14日、15日にかけて台風7号の大雨による町内15件が被災しました。溢水・冠水1件、樹木等の倒木が14件、続きまして令和5年8月24日、大雨により町内9件が被災いたしました。溢水・冠水が2件、土砂崩れ2件、土砂流出2件、その他3件であります。令和6年度につきましては、令和6年6月21日に大雨による冠水が1件、令和6年11月2日、大雨による町内4件が被災し、溢水・冠水が1件、土砂崩れ2件、土砂流出2件となっております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。災害で一番大切なのは、何か起こったときにほかから助けてくれる車が通られへんというのがもう一番どうしようもないことやと思うんです。なので、やっぱり通行止めになるような、今まで起こっているようなところはしっかり対策をしていく必要があると思うと同時に、やっぱり河南町というのは、一番危ないの土砂崩れであったりとか冠水であったりとかというところだと思うんです。なので、しっかりそこも対策を考えていってほしいなと思うんですが、具体例として、最近で言ってもらった令和6年11月2日の

雨のとき、青崩地区のところから、あそこは御所市に抜けるところの道の国道309号が通行止めになったというふうに聞いているんです。どうもこれ、そこにあるキャンプ場から土が流れ出てきて通行止めになったというような話を聞いたんですが、この通行止め、これからも雨が降ったら起こってくると思うんですが、この対策ってどう考えているか教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員仰せの場所においては、11月2日に千早赤阪村水分と河南町大字上河内（青崩）地区の間の造成行為地から国道309号に土砂が流出し、通行に支障を来しました。

現地では以前から河南町と千早赤阪村との行政界をまたいで伐採や造成、水路の改修などの行為が行われておりましたので、指導権限を持つ大阪府から行為者に対し適正管理に関する指導や、本町からも法定外公共物管理条例に基づく指導を行ってまいりました。

現在は大阪府及び町からの指導により行為者において対策を検討されている状況ですので、引き続き、府と連携しながら対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。もうしっかり指導のほうよろしくをお願いします。

じゃ、次です。具体例第2弾として、一須賀浄水場の前の道があるんですけども、ここは大きな道じゃなくて、本当に大宝地区方面から喜志方面に抜けていく人たちであったり、もちろん地元である一須賀の人たちが使っている道路なんですけれども、ここ、何かちょっと雨が降ったらすぐ冠水するんですよね。なので、ここのところも何とかしていかないといけないなというふうに思うんですが、これの対策、どう考えているか教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員仰せの区域では、これまでも大雨時には増水した水路から溢水し、旧一須賀浄水場付近から北方面にかけて約200mの区間で道路や農地が一時的に冠水したり、付近住宅の駐

車スペースも冠水している状況でございます。

昨年度には、冠水した路肩が明確になるよう当該区間の道路肩にポストコーンを設置し水路への転落防止対策を行っておりますが、緊急の対応といたしましては、冠水時に通行者や車両が水路へ転落しないよう路肩にバリケードの設置や、状況によっては道路の通行止めも実施しております。

大雨により道路等が冠水した要因を究明するため、大雨時には水路上流の取水施設の状況調査などを行っておりますが、複合的な事象で冠水が発生していることが考えられますので、引き続き、当該地域の地勢や関係する農業用取水施設の状況などを広範囲で調査し、その上で対策を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。ここの問題も、もう何回も安井部長とも話をさせてもらって、難しいというところはもう重々分かっているんですけども、やっぱり何かしら対策を、諦めるんじゃなくてここはやっていかないと、実際、生活している家が水につかりそうになっているところではあるので、これからも引き続き考えていけたらなというふうに思っています。

ということで次、やっぱり河南町の中で土砂災害というところ、特に山側ですよ。もうこれが一番急務に整備していかないといけないというところがあるというのは今までの質問で分かってきたと思うんですが、急傾斜地、令和9年度の完成を目指してというところ、対策を考えて動いていただいているんですけども、現状これ計画どおり令和9年で終わるようになっているのか。もしくはもう河南町にとってほんまに重要な対策、必要優先順位として高いところやというふうに思うので、完成を早めていってほしいなというふうに思うんですが、その辺どう考えているか教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

下河内（4）地区急傾斜地崩壊対策事業は平成29年度から実施しており、事業期間は令和9年度までの11年間となっております、令和6年度で8年目となります。

当初の計画では、総事業費を7億円とし、年間約7千万円の事業費で進めてまいりました

が、対策範囲が増となったことや人件費、材料費等の高騰により事業費総額は大幅に増となり、現在のペースでは令和9年度に完了することが見込めない状況となりました。

そのため、大阪府との協議により、令和6年度からは年間事業費を1億4千万円に増額しております。急傾斜地の施工は難工事になることが予想されますが、当初の計画どおり令和9年度の完成を目指しているところでございます。

当該事業につきましては、毎年、国や府に対し急傾斜地崩壊対策事業費の拡大並びに事業促進について要望しているところで、早期完成していただけますよう引き続き要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。もうここも河南町のお金ない問題もあるのはよく分かっているんですけども、これだけもう地震がいつ起こるか分かれへんと言うていて、河南町は何が問題になるのかというたら土砂崩れやと分かっていた上で、今これを急務で予算も倍増してもらってやっていってもらっているというのは非常にありがたいんですけども、本当にもっと大阪府に言いながら、河南町もできるだけお金を出して、もうこれは必要なことなんで進めていってもらえたらなというふうに思っていますので、お願いします。

じゃ次、今、災害が起こったときのコミュニティタイムラインというのを各地区でつくっていただいていると思うんですが、今、それを年に2か所、役場が支援しながらコミュニティタイムラインというのをつくっているという状況の中で、実際にコミュニティタイムラインつくったから終わりではないですよ。これに基づいて訓練していかんとただ絵に描いた餅と一緒に、でも、まだこれが絵すらできていない状況やというところで、早いことこれをつくった上で、具体的に各地区で実際の避難訓練というのををしていかないと意味がないというふうに思うんですが、年2か所というところを今進めてもらうんですが、この支援数を増やすことはできないのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

コミュニティタイムラインは、気象情報や町の避難情報などを基に、地域住民の取るべき

防災行動や避難のタイミングなどいつ誰が何をするかを定めた行動計画で、自主防災組織等による共助の手順として作成し、防災意識の向上を図っていただくものであります。平成30年度から、地域版ハザードマップを策定している地区から順次年2か所で作成支援を行っており、11地区で作成されております。

しかし、コミュニティタイムラインの作成につきましては地域住民が主体となって行う必要があることから、年次的に2か所を進めていきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。このコミュニティタイムライン、自助、共助というところを本当に意識づけするためにはとても大切なところだとは思いますが、やっぱりこれ、さっさとつくらないと、具体的な避難訓練とか具体的にどうしたらいいのか、具体的に自分の身を守るためにはどうしたらいいのか、結局自分の身は自分で守らないといけないというところの意識を強化していくためにはこういうところから手を入れていかないといけない。じゃ早いこと完成させないといけないということになると思いますので、年2か所と言うてくれているので、2か所きっちり進めていってもらえたらなというふうに思っています。

では次、今、自然災害、地震とかの話をさせてもらったんですが、最近、本当に世界情勢を見ると、ウクライナの戦争が終わらなかったりとかいろんなところで今戦争が起こっていて、外国ではミサイルが飛んでいって人が死んでいる毎日が繰り返されているという中で、日本は北朝鮮からのミサイルが飛んでいっているというの、最初の頃大騒ぎしていたのに、テレビとかでも。最近はミサイルが飛んでもミサイル飛びましたという字幕が出るだけで、誰も何も言わなくなってきた。これ、非常に危機的な状況やというふうに思うんですよね。

そういうミサイル対策って国はどういうふうに考えているのかなというふうに見たら、国民保護計画みたいな計画があるらしいと。ほんで、それに基づいて各都道府県は、ミサイルが飛んできたら逃げるところを指定しましょうみたいな話になっているというんですね。大阪市は地下鉄の駅とか全部をもうその避難場所に指定するみたいなニュースが流れていたみたいなところがあるというのを聞いたんですけれども、じゃ実際、河南町にミサイルが飛んできたらどこに逃げるんやとなったとき、ちょっと想像がつかないんです。なので、河南町にミサイルから逃げる場所はあるのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では、平成28年3月に国民保護計画を策定し、河南町域において武力攻撃等から住民等の生命、身体及び財産を保護し、住民生活、住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処など、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるように計画しております。

議員仰せのミサイル対策といたしましては、令和5年2月に避難実施要領を策定し、避難といたしましては、屋内にいる者につきましては窓ガラス等爆風による飛散する可能性があるものから離れ、極力建物の中心部に移動し、姿勢を低くして備えること、屋外にいる者につきましては、近くの建物の中か地下に避難する、もし付近に建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守ることとしております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。ないということですよね、簡単に言えば。だって、ミサイルが飛んできて建物の中へ入ってへんかったら物陰に身を隠すか地面に伏せろって、そんな話あるのかという話、まあしゃあないですよ、ミサイルなんて想定していないもんね、今までの人生の中で。

実際、じゃミサイルを撃つ側からして、河南町にミサイルを撃つ価値があるのかというたら、費用対効果から見てどう考えても少ない、低いと思うのも現実的にあるから、それはミサイルを撃つんやったら大阪市内に撃ちますよね。だから、そこまで考えんでいいというふうには思うんです、正直私自身も。

でも、何で今回ミサイルの話をしたかというと、今、町長の計画の中で、町中心地再編整備基本計画というのでバスのロータリーであったりとかというのを考えてくれているじゃないですか。せっかく久しぶりに河南町で大きな公共事業というか、大きなものを造ろうとしてくれているというときに、ちょっとそういうところに視点を入れてもらって、地下設備みたいなのがあったらいいんじゃないのみたいなふうにちょっと思ったりするんですよ。それはもちろんお金がかかることやから、町長の気持ち、さあいけと言ってくれんとできひんと思うんです。

地下設備があったら、話をしている防災の備蓄品をためられるところがあったり、しかも安全にためておけるみたいなのができるような気がするんですけども、改めて地下施設を造ることに対する考えを教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

河南町国民保護計画が対象とする武力攻撃事態といたしまして、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の４種類を想定しています。そのうち弾道ミサイルは、重量物を長距離にわたり投射することが可能であり、核、生物化学兵器など大量破壊兵器の搭載も可能となっています。

河南町国民保護計画において、避難、救援、災害対処に係る留意点として、発射後極めて短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であると考えております。特に避難につきましては、当初は近傍のコンクリート造等の堅牢な施設や地下施設など屋内に避難させ、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、ほかの安全な地域へ避難させる必要があるとしております。

議員仰せの町中心地区の再整備による地下施設の設置につきましては、重要性は理解いたしますが、かなりの費用が伴うため現在の計画の中では考えておりません。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○６番（河合英紀）

ありがとうございます。残念です。ちょっと夢ある話ができたらいいなと思って提案したんですけども、もちろんお金がかかることですから。

ただ、せっかく町再編整備ですか、久しぶりに町で大きな事業をするということなんで、何かちょっとでも夢のあるようなものにしていってもらえたらなというふうに思いますし、今回代表質問させてもらいましたけれども、会派暁としてはこの４年間、地域公共交通であったり災害の対策であったりというのを会派としてしっかり町に訴えていきたいという思いでこの２項目をさせてもらいました。なので、ほかの議員からもたくさんいろんな意見が出てくるとは思うんですが、やっぱりそういうふうな意見が出るというのは河南町にとっての喫緊の課題であるというのももちろん町も分かってくれていると思うんですが、これをこの

4年間しっかりみんなで考えていけたらなというふうに思っていますので、またよろしくお  
願いします。

これで代表質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

会派暁、河合英紀議員の代表質問が終わりました。

ここで、15分まで休憩とします。

休 憩（午前11時07分）

~~~~~

再 開（午前11時15分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、個人質問を行います。

質問者は、佐々木議員、藤野議員、高田議員、ポープ議員、以上の順で発言を許します。

最初に、佐々木議員の発言を許します。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

議席番号1番、リベラルの会、佐々木希絵から質問します。

3つの事項に沿って質問しますので、よろしくお願いします。

まず1つ目、医療的ケア児と保護者への支援というところで質問させていただきます。

まず1つ目、河南町町内の状況をお教えてください。

今年11月23日に、当時8歳の女の子を置き去りにして死亡させた母親が保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕されたというニュースがありました。死亡した女の子は、持病のため寝たきりで、たん吸引がたしか2時間毎ごとぐらいに必要な医療的ケア児であり、母親はこの子を含む3人の子供と4人で暮らしていましたが、ほとんど母親一人で女の子の介護をしていたとの報道でした。

医療的ケア児と介護者を孤立させず、適切な支援につなげられるように質問します。

現在、河南町で医療的ケア児はどのくらいいるのか、また、支援につながるまでのプロセスをお教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

河南町及び富田林保健所の関わりで把握しています人工呼吸器などを使用し、たんの吸引などの医療的な対応が必要な18歳未満の医療的ケア児としまして、令和6年12月現在で3名いらっしゃいます。

医療的ケア児への支援としましては、まず、病院が保護者の同意を得て保健所の保健師につなぎ、保健師が訪問による家族を含めたフォローを行います。保健所では、医療的ケアに関する学習会、交流会や先輩保護者との就学前交流会の開催などの支援、教育委員会との情報の共有などを行われています。

様々なサービス利用などの支援計画は、保護者の同意の下、相談支援事業所の相談支援専門員が作成されることが多いのですが、相談支援専門員が決まりますと、保健所では相談員と連携しながら医療的な側面での支援を主に行っておられます。

在宅において医療的ケア児とその家族を支えるため、本町においては、居宅介護や施設生活介護、短期入所などや通所での各種サービス、計画相談支援などの自立支援サービスの給付決定、補装具等の支給などを行っております。また、河南町、太子町、千早赤阪村で設置しています障がい者自立支援協議会に医療的ケア児支援部会を置き、保健所や府医療的ケア児支援センター、地域の支援学校や事業所など、関係機関との情報交換や協議などを行いながら対応に努めております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

よく分かりました。

一番初めに、河南町とか保健所の関わりで把握している限りでは3名ということなんですけれども、これが関われない事例というのもあるという意味でこういう答えになっているのかなと思うんですね。ないの。そしたらいいです。分かりました。

いろいろとステップを踏んで支援につながるということなんですけれども、2つ目の質問で一時預かりの体制というのを聞きます。

例えば、ニュースにあったような親子であっても、数日間子供の介護から離れられる時間があるかどうかで、医療的ケア児じゃなくても、私たちも子育てしていたらちょっとの間離れたいというときがあるんですけれども、1時間ごとのたん吸引とかやったら余計やと思う

んですね。そういう機会があるのかどうか。あるとすれば、それを利用する条件というのはどういうものなのかということも教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

介護を担う家族が介護疲れを感じ、介護不能となることを予防したり、旅行や冠婚葬祭等で一時的に在宅での介護が困難になる場合に行われるレスパイト入院という一時的な短期入所の仕組みがございます。大阪府では医療型短期入所支援強化事業があり、府内10の医療機関で実施されており、南河内圏域では羽曳野市に1つ、松原市に1つ利用できる病院がございます。

利用の要件としましては、大阪府内在住の在宅の障がい児者で、医療機関の判定する判定スコアが10点以上の人となっております。また、利用に当たっては事前に医療機関との利用契約や利用の都度予約が必要となります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ということで、レスパイト入院というのがあるので河南町の中では概ね大丈夫であろうという答えなんですけれども、レスパイト入院の要件が医療機関が判定するスコア10以上ということで、それをちょっと調べてみたんですね。意外とこれ、厳しいんじゃないかなというように思いがしました。これ見たら気管切開で8点、酸素吸入で5点とか、たん吸引で3点、導尿で5点とかなので、複合的に組み合わせたときに10点は超えるけれども、その1つだけ、たん吸引を何時間やっても導尿を何回かやらないといけなくても、それだけでは対象にならないということなんですね。

機械的にこういう点数をつけてやっていくというのは、国のような大規模なところで全国民を対象にしてやる中では、公平に対応するためには必要かなと思うんですけれども、やっぱり個別の事情には対応し切れていないかなと思うんですね、先ほど申しましたニュースの親子とかね。実際に河南町で、今は医療的ケア児じゃないかもしれないけれども、聞いた事例として、過去にね。酸素吸引をしていたと。赤ちゃんやって心臓疾患があって、赤ちゃんやけれども心臓に負担がかかるから泣かせるなど。まあ無理ですよ。親は神経を張り詰

めながらどうにか泣かせないようにやるんですけれども、やっぱり無理があるなと思うんですけれども、国で対応し切れない部分というのは河南町でというか、自治体で見ていくというのも自治体の役割かなと思います。こういう体制もできる限り整えてあげる必要があるんじゃないかなと、相談があったときね。と思うんですけれども、町長、どう思いますか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今、部長が答弁したとおりなんですけれども、国で一定基準を設けて、公平な形で必要な人に支援するという形になっていると思うんですよね。その中で、本町でどういう形ができるかと。医療なのでやはり医療機関との連携も必要やし、その判定をどこまでするかというのは、町のほうで独自でやるというのはなかなか難しい点があるかなと思いますので、その点も踏まえて、広域的に都道府県とかそういう単位での対応というのが必要な場合もあるかなと思ったりします。

ただ、町として対応を今すぐどういうふうにしていくかというのは、なかなか難しいというふうには思っています。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

もちろんよく分かるんです。今すぐやれとは言っていないんです。だんだん対応を整えていくか、もしくはこの町内に今事例が3例しかないので、ほんまに無理そうな人たちが本当にいてないか、入院する必要がある人がいてないかというのをちゃんと丁寧にケアしながら、一番初めに言ったような、放置して母親が死なせてしまった。母親は頑張ったせいやのに逮捕されてしまう。じゃ残った子はどうなるのみたいなことが河南町では起こらないような体制を目指すべきじゃないかなと思うんです。それは同じ思いを町長は持ってくれているのかどうか、例えば富田林市管内ではできるようにほかの市長や村長とかとも話をしてみるとか、そういう思いもあるのかないかお答えください。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

医療的ケアが必要なそういう方々に対してどういうふうにしていくかということだと思う

んですけども、今現在、判定基準とかいろいろあってやっていますので、これはやっぱり医療の部分が一番大きいと思うので、医療機関、それからドクターとかそういう意見も聞かないといけないので、すぐどういうふうな対応していけるかということについてはちょっと頭の中で考えていきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。もう何でもやってくれる頭のいい町長なので、是非よろしく願いします。

次に、学校園での受入れというのを聞いていきます。

死亡した女の子は8歳で、ほんまやったら学校に通っている年齢なんですね。でも、恐らく学校に通っていなかったと思われます。実際に私の知っている東京のほうの人でも、同じような滅菌状態で酸素吸入やら気管切開か、いろいろしているような子が学校に通えない。大阪やったら体制は整っているんですけども、ほかの市町村やったら通っていないということも、自治体、都道府県やったらね。ということも聞きます。

でも、2021年に文科省の初等中等教育局特別支援教育課というところが、これ、園も含まれているというふうにこれ読んで思ったんですけども、小学校等における医療的ケア実施支援資料というのを出しているんですね。その中でたん吸引とか人工呼吸器、気管切開した部位のこととかの項目も入っていて、これらの疾患を持つ子供たちを学校で受け入れるという前提で、どういうふうなところに気をつけないといけないかというような資料を出しているんですね。河南町での学校園での受入れ体制はどうなっているのかをお教えてください。

そして、通学・通園に伴う介助についても聞きたいです。

町内で聞く事例では、親が送り迎えしており負担が生じていると、こういうふうに聞くんですけども、府立学校へ通う子については、大阪府によって看護師や介護タクシーに同乗してたん吸引などを行う通学支援事業もあるということです。河南町の町立学校に通う場合はどうなるのかお聞きします。

○議長（浅岡正広）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

本町のこども園での障がいのある児童の受入れに際しましては、現在まで医療児ケアの入

園事例はありません。医療的ケア児の入園については、中村、石川こども園の関係者、おやこ園保育士、心理士などで構成し、保育条件その他障がい児保育運営に関することを協議する障がい児保育審査会で協議の上、対応を検討してまいりたいと考えております。

また、小中学校においては大阪府教育委員会の作成の市町村教育委員会に対する指導・助言事項等を参考に、障がいの有無にかかわらず町内の小中学校で受け入れるという意識を持った上で、対象児の状況等を鑑みて、よりよい就学先を決定するための就学相談、支援等をしております。具体的には、富田林保健所と連絡を密に行い、医療的ケア児の情報を共有しております。

現在において、小中学校では医療的ケア児の在籍事例はございません。

また、医療的ケア児の通学・通園に伴う介助については、就学相談の上、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

これ、受け入れるという意識を持った上で、よりよいところを紹介するというような内容で、一見すごくいい答えをしているかに思うんですけども、実際のところは、多分門前払いとまではいかななくても、近くにある、通える範囲の施設に誘導しているんじゃないかなと思うんですね。なので今まで入園事例がないと、小中学校にもいないということがめっちゃあるんじゃないかなと思います。

通学・通園に伴う介助も必要やったらやると。ほかのところに誘導したら、もう既に体制があるので必要ないからやらへんというような感じなのかと、実際はそうじゃないかと思うんですけども、学校に通えないよりはよっぽどましやし、親もほっとすると思うんですけども、やっぱり町内に通いたいと思うんですよ。近所の子供たちがいてところに行きたいなと思わはるんじゃないかなと思うんですけども、そういうときに、やっぱりご本人とかご家族の希望に誘導するんじゃないか、私の想像やけれども、じゃなくてそういうふうを考えてほしいなと思うんですけども、教育長はどのようにお考えか聞きたいです。

○議長（浅岡正広）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

今、部長が答弁させていただいたような感じなんですけど、今、議員のほうから誘導という

ふうなお言葉もいただきましたが、そこについては決してそんな形ではないです。ただ、一番大事なのはその子にとってどうなのかということ。これは医療的ケア児だけではなくて、障がいを持っているお子さんの場合にそういう相談があることは事実あります。そのときに、ほんまにその子にとってどうなのか、親御さんの気持ちだけでというのはなかなか難しいところもあるし、先ほど町長のほうからも、医療的ケア児についてのやはり医療的というところがあるので、病院とか医療的な見地からの部分というのも大事にしないといけないので、そこを総合的に相談の上で、乗った上での判断ということを大事にしています。

なので、決してうちではしんどいからそういう支援学校であるとかいうところに誘導するようなことというのはありませんし、今後そういう相談があったとしても、やはりその子にとって一番いいのはどういうことなのかということを手帳に相談に乗っていきなさいと、そんなふうに考えています。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

思ったような状況かなと思います。私が言ったような状況になっているんやろうと、今の教育長の答弁でますます強くなりました。

これ、ほんまにめちゃくちゃできへんかといったら、全然近隣の自治体では受け入れている事例、あるんですよ。河南町ではなくても、羽曳野市やったら実際に私も見たことあるし、いろんなところでやっているから、河南町だけでそんな難しいというようなことじゃないので、もうちょっと前向きに、親の気持ちだけで、子の気持ちだけでじゃなくて、親と子の気持ちが一番大事ですよ、やっぱり。ということはちゃんと考えといてください。

これ以上答えないと思うんで、次のところで災害時の受入れ、災害時の対応というところに行きます。

災害時の対応で、法律では要支援者名簿の作成というのは市町村の義務となっているものの、個別避難計画の作成は市町村に課せられた努力義務となっています。しかし、市町村単独で完結するのは難しく、関係機関との連携が欠かせないということで、大阪府では個別避難計画作成を進めるために様々な方向から支援を始めています。河南町の個別避難計画の作成状況はどうなっているのか、また、その計画に対する認識はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

災害時におきまして、人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを必要とする人とその家族、そして支援者にも大きな困難をもたらします。災害が発生すると、避難、電源の確保、医療福祉機関等との連絡・連携、必要な物品の確保が必要となります。このため、災害が起きる前から災害時を想定して準備しておくことが不可欠であると考えております。

医療的ケアが必要な人への災害時における必要な対応について、本町では個別避難計画の作成において、富田林保健所、高齢障がい福祉課、危機管理室と連携し、医療的ケア児の保護者とケア会議を重ね作成しております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

よく分かりました。個別避難計画については会議を重ね作成しているということで、町内で今3人いてるうちの数例は実際に出来上がっていて、3例とも完成するように取り組んでくれているということも聞いておりますので、引き続き、是非安心のためにもよろしく願いします。

最後に、きょうだい児への支援についてお聞きます。

ニュースになった女の子にお二人の兄弟がいたようなんですけれども、兄弟児というのは病気や障がいを持つ本人とは違う問題を抱えています。例えばヤングケアラーになりやすいこと、親が病気や障がいを抱えている子の世話に追われるために孤独感を抱きやすい、学校で差別やからかいに遭いやすいとか、親が病気や障がいを抱える子の入院に付き添うときに、残された子たちの面倒見る人がいなくなるというようなことが一例として挙げられています。

町内の兄弟児へはどのような支援メニューがあり、そして利用されているのかお答えください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

兄弟児支援の必要性は保健所でも認識し、家族全体での医療ケア、介護が必要であることから圏域での交流会等の開催もご検討いただいているようですが、現時点では、より広域で

の学習会や交流会等を案内いただいております。

また、健常児である兄弟について、関わりの中からフォローが必要な場合には、河南町、当該市町村の保健師に連絡が入り、町のほうでも相談などのフォローを行うことになります。

町が関わる中で兄弟児について気づきがございましたら、保健師や心理士などの専門職が中心となり、精神的なフォローも行っていきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

兄弟児への教育委員会での支援につきましては、こども園の保育園部門に入園できる要件に、親族等を常時介護または看護している場合という事由があり、生後2か月以上、義務教育就学前児童の利用が可能です。

また、小学校就学児童につきましては、放課後児童クラブへの入所要件に家族の看護という事由があり、こちらも利用することができます。

さらに、おやこ園のポケットルームで行っている一時預かりを利用することができます。

また、ショートステイやトワイライト事業の契約を3施設、具体的には太子乃園、高鷲学園、羽曳野荘となりますが、と行っております。

なお、今年度において医療的ケア児の兄弟児の利用はございません。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。

兄弟児への支援の部分はもう概ね心配ないかなというような状況というのがよく分かりました。ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

次に、かなん幼稚園の跡地活用という項目に入っていくんですけども、かなんこども園のことではあるんですけども、かなん幼稚園と一般的に割と親しまれているので、この項目名、事項名になっております。

まず、1つ目に企業との話合いの進捗はどうかというところをお聞きします。

かなんこども園が2019年末に閉園してから5年がたとうとしています。まだ5年なので施設自体の劣化は大きくないんですけども、住宅街の真ん中でひっそりとした使われていない場所があるというのは、治安の面からも望ましいものではありません。閉園してからこれ

までにあの場所を利用しようという住民の動きは幾つか見られましたが、住民と役場の話合いや企業と役場の話合い、住民と企業の話合いなどの経緯を詳しく教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

これまで、旧かなんこども園につきましては地域住民からの使用、民間企業からの借入れの申入れがありました。また町では、都市計画法上の用途地域が第1種低層住居専用地域であり、その活用に制限があったことから、令和6年2月に店舗や倉庫、事務所として活用できるよう第2種中高層住居専用地域に変更したところでございます。

現在は、民間企業からは大宝地区の取組について町との連携協定の申入れがあり、協定内容の協議を進めております。このほか、民間企業と地域住民が一緒になってまちづくり団体の設立に向け、その活動内容などを協議していると聞いております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

よく分かりました。

次に、今後の展望はどうなのかというところなんですけれども、企業と協定を結ぶ段階に来ていると言っていたね。協議していると。企業とものすごく協議をしているので、協定を結ぶ段階にそろそろ来ているとちらっと耳に挟んだんですけれども、今後の展望を教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

今後、町と民間企業による連携協定の締結に向けて取り組み、大宝地区をさらに盛り上げるため、旧かなんこども園をその拠点施設として活用できればと考えております。したがって、協定締結後は速やかに民間企業と旧かなんこども園の有償での貸付けに向けて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。イメージというのは、なかなか相手のあることなのでここでは言えないことも多いかもしれないんですけども、とにかく町の損のないようにというのと、住民がやっぱり使いやすいようにということを肝に、よく考えながら、企業との締結するのであればやってほしいなと思っております。

最後に、付属機関の公募委員というところに入ります。

まず、町が運営している様々な審議会や委員会の公募委員についてお聞きます。

公募委員を採用する目的をお答えください。そして同時に、現状として、過去5年で何人ぐらいいたのかとか、公募が応募がゼロ人もしくは1人だった公募委員、応募の割合、過去何度も選出されている委員とか複数兼任されている方、男女比、年齢構成、新規の方の割合等をお答えください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

まず、公募委員の採用につきましては、広く住民の声を町政に反映させることや、政策決定過程において広く住民参画を促進するとともに、住民の主体的参加による審議会等の活性化を図ることなどを目的としております。

続きまして、公募委員の人数でございますが、河南町附属機関設置条例で規定しておりますのは27の機関です。そのうち公募委員を採用しているのは6つの附属機関となっております。これらの機関において、過去5年間ににおける公募委員は26人でございます。このうち、2期以上続いて選出された方は10人、複数の機関委員を兼任している委員は2人でございます。公募委員の26人のうちの男女別ですけれども、男性が15人、女性が11人、年齢別で申し上げますと、20代がお二人、30代が4人、40代3人、50代4人、60代7人、70代以上が6人となっております。新規の方の割合が26人中16人で61.5%、公募した際に応募がゼロまたは1人だった割合は6機関中1機関で、16.7%となっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。これを見ていたら新しい人も入っているし兼任している人も少ないというふうに見えるんですけども、27機関のどれかに入っている人が公募委員を兼任

しているという事例で言ったら、もう少し割合が上がるんじゃないかなというような気もするんですね。これは公募委員に限った話なので、こういう数字になっているとは言えるのではないかと思います。

どうしても、公募委員だけではないんですけれども、27機関の中で同じ人がいろんな会議に参加しているとかいうことが多かったり、27機関の中でも男女比であるとか年齢構成比というのがやっぱり属性が偏ってしまうというようなことは、ずっと指摘されながらもなかなか改善しないんですね。

そこで、2つ目の項目なんですけれども、やっぱり先ほど部長がおっしゃっていたみたいに、広く住民の声を市政に反映させるという本来の趣旨、広く住民参画を促進するというような趣旨で考えたら、そういう状況というのはやっぱり望んでいる状況ではないかなと思います。属性の偏りというのも、もう河南町だけではなくて全国的にある課題なんですけれども、最近、その課題解決のために、自治体によっては公募委員を無作為で抽出するところが増えてきています。過去に私、何回も言っていた気候市民会議、フランスで始まったやつも無作為抽出というところがすごく画期的で、私たち議員はやっぱり後ろにいろいろなしがらみがあったりもするので、そこに捉われない忌憚のない意見が出て、本当に前に進む、実行可能な実現できるようなものがたくさん出てきたというところで、すごく話題になっていました。

実際に無作為抽出と一口に言っても、やり方は自治体によって様々なんですけれども、やった自治体というのは幅広い市民の意見が市政運営に反映できるであるとか、公募委員の参加割合の低い年代、河南町で言ったら若年層、性別女性とか、もしくは男性でも女性でもないニュートラルな方であるとかを登用できるであったり、公平性、透明性の確保につながっているなど、取組の効果をそれぞれに語っているんですね。やっぱりいつ附属委員の偏った年齢構成、偏った男女比のことを聞いても、どうしても人材がいてないやということで答えられるんですけれども、もうそれが何年も何年もその声に頼っていたらあかんやろうということで、無作為抽出とかの大胆な変革、改革というのを取り入れてはどうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

本町では、附属機関の委員は一般公募、学識経験者、関係機関の代表者、議会議員、行政機関などで構成されております。一般公募による委員については、応募動機、意欲などを基

に委嘱しております。一般公募委員は、時間的余裕のある方や各種審議会への参画意欲の高い方が応募されているようです。

議員仰せの無作為抽出方式は、より広く住民参画を促す観点からは意義があるものと考えますが、一方で、本当に参加したい住民の公募の機会が失われるという点や、無作為抽出方式で選ばれた方が附属機関委員の候補として名のりを上げていただけるかという点ではちょっと課題であると考えられます。こうした点を踏まえ、その是非も含め調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

ありがとうございます。調査研究ということなんですけれども、実際にいろいろな事例が既にあって、うまくいっている自治体というのがたくさんございます。なので、是非やってもらえるようによろしくお願いします。

あと、参加意欲が高いということを今の答弁ではかなり重要視されているんですけれども、過去に、別に参加意欲、そんな高いかなという方も役所のほうで引っ張ってきて、応募用紙も全部もう書類はこっちで書くからとか言って引っ張ってきたという引っ張られた側の声、役場は絶対それを認めないけど。というようなこともあるので、それやったら、広く市民、住民の意見を取り入れるとか参画するという目標、目的のほうを重視してもらって、達成するように考えてほしいけれども、多分答えようがないと思うので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員の質問が終わりました。

ここで午後 1 時まで休憩とします。

休 憩（午前 11 時 53 分）

~~~~~

再 開（午後 0 時 58 分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、藤野議員の発言を許します。

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

議席番号2番、会派暁、藤野裕子。ただいま議長のお許しをいただき、通告に従い一般質問を行います。

議員として初めての一般質問であり、大変緊張しております。私自身の選挙活動で感じたこと、また、議員になる前に住民目線で感じていたことを質問させていただきます。森田町長並びに理事者の皆様には、住民の皆様をはじめ、新人議員の私にも分かりやすいご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず1つ目の事項、投票率の向上対策について3項目質問させていただきます。

まず、1項目め、町議会議員選挙・衆議院議員選挙における投票率の低下についてお聞きます。

9月に行われた町議会議員選挙では投票率が48.43%、10月に行われた衆議院議員選挙では投票率が48.59%と、いずれも投票率が50%を下回り、過去最低の投票率となりました。河南町だけでなく全国的に投票率が下がっていますが、このような結果についてどのように受け止められているのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田中選挙管理委員会事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

議員仰せのとおり、投票率については、本年9月に執行いたしました河南町議会議員選挙では、前回の同選挙と比較して9.07ポイントのマイナスという形で低下となりました。続いて、10月の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査での投票率でも、前回と比較しますと9.76ポイントのマイナス、低下となっております。

社会的には、民意を反映するという点では投票率が高ければ高いほどよいとされております。そのため、選挙管理委員会から町の防災無線や町ホームページ、LINEなど、そのあたりを利用し投票の呼びかけを行ってまいりました。

今後とも、選挙管理委員会といたしましても、投票率の向上を目指し様々な観点から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

今回の町議会議員選挙では、私を含め新人3人が立候補しました。私たちの立候補により、私たちの子供世代が選挙に少なからず関心を持ったようで、初めて投票に行きましたとの声もたくさんいただきました。多少なりとも若者の投票率が上がっているのではないかと期待していましたが、前回の選挙に比べてマイナス9.07%の低下という結果となってしまいました。年代別の投票率が分かっているればお聞かせください。

また、前回と比べて特に年代別で大きく変化があったとかはありましたでしょうか。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

年代別の投票率でございますが、選挙時の電子データについては直近の10月に実施いたしました衆議院議員総選挙・最高裁判所国民審査のデータのみ保有しておりますので、前回の投票率との比較ができない状況でございます。

当該選挙結果についてでございますけれども、10歳代が33.6%、20歳代25.6%、30歳代34.4%、40歳代39.9%、50歳代47.6%、60歳代62.3%、70歳代以上の方が58.4%、全体合計で48.6%となりました。

年代別の結果から考察いたしますと、20歳代の若い世代の投票率が一番低く、年代が高くなるにつれ投票率も高くなっており、70歳代以上になると前の世代より少し下がるといった傾向となっており、60歳代の投票率が一番高い結果でございました。

この結果からは、全国的に見られる傾向と概ね同じであることから、若い世代については政治の関心が低いことや、高齢者世代については疾病等により投票に行けない状況であることが推察されると思われます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

10歳代の投票率が意外に高いと感じましたが、やはり若い世代の投票率は低く、年齢が上がるにつれて投票率が上がり、さらに高齢になると少し下がるという傾向があるように思いました。若者の政治離れ、無関心が選挙に行かないという行為につながり、投票率の低下を招いていると感じました。

それでは、2項目め、山間部の期日前投票についてお聞きします。

9月に行われた町議会議員選挙、10月に行われた衆議院議員選挙では、山間部の青崩地区、持尾地区、平石地区の3か所で期日前投票が行われました。個人的には上河内・下河内地区も同じく山間部に入るような気がします。この3か所を期日前投票所に設定した理由をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

本町の期日前投票所は、現在、庁舎4階401会議室のほか、出張所として持尾地区、平石地区、青崩地区の3か所で期日前投票所を開設しております。

平成21年に投票所を5か所に統合し、国政選挙などを実施してまいりましたが、投票率の向上を目指して平成26年の衆議院議員総選挙から青崩地区で実施したところでございます。その後、平石地区、持尾地区においても順次実施し、現在、山間部の3地区で期日前投票を実施しております。

これらの出張投票所については、選挙日の投票所となります第3投票所のかなん桜小学校や第2投票所の旧中央保育所分室からの距離が遠いことなどにより、選挙管理委員会で総合的に検討した結果、現在のようなものがございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

山間部の期日前投票は、持尾地区が午前9時から正午までの3時間、平石地区が午後2時から午後5時までの3時間、青崩地区は別の日の午後1時から午後4時までの3時間の開設となっていました。上河内・下河内地区でも、青崩地区と半日ずつというように期日前投票所を開設できるような気がしましたが、今後、河内地区での期日前投票所の開設についてはどう思われているのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

期日前投票所の開設には、地区集会所を投票所として使用できるように事前に準備が1時

間程度必要となります。投票箱や記載台の設置をはじめ会場設営を行っており、実際投票時間を3時間の開設としておりますが、後の片づけにも1時間程度かかりますので1投票所には約5時間程度の時間を要しております。

議員仰せの下河内・上河内地区での投票所開設につきましては、先ほど申し上げましたとおり、投票日の投票所になる場所からの距離なども考慮し、現在のところは厳しいものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

選挙日の投票所からの距離を考慮されてとのことですが、河内地区の方には、投票所までの距離が遠く、また交通手段もないので投票に行かないという声もいただいています。

そして、この山間部の期日前投票ですが、選挙広報が配布される前に投票することとなりました。住民の皆様には周知されている現職議員と違って、名前も知ってもらっていない知名度の低い新人議員候補の私たちにはとても不利な条件だと感じました。広報の印刷開始時期のこともありますし、短い選挙期間の中で配布時期を早めることは難しいとは思いますが、山間部の期日前投票日を広報配布後にずらすことはできないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

町議会議員の選挙広報紙につきましては、告示日に全候補者の届出が確定する17時の締切りを待って17時30分から選挙管理委員会を開会し、各候補者の紙面の掲載順序が公平になるよう、くじにより決定しております。委員会終了後、直ちに印刷業者と原稿のやり取りをし、校正が完了してから印刷となります。

印刷業者には最短での納品をお願いし、町への納品が翌日の正午頃になりました。そこからの配布となりますので、今年度につきましては配布委託事業者が約7,000部弱の部数を全戸配布することになります。配布日数も二、三日程度要します。そのため、特に町長選挙や町議会議員選挙などは期日前投票ができる期間が短いことから、極力出張期日前投票を実施しているところを優先的に配布するよう配布事業者には依頼をしておりますが、現実的には

難しいところがあるというのも事実でございます。この点につきましては今後も配慮してまいりたいと考えております。

また、出張期日前投票所の開設日を後半にとのご意見でございますが、今回、町議会議員選挙の投票日2日前の期日前投票者数は1日で498人、期日前投票最終日は1日で632人でありました。いずれの選挙につきましても、選挙日に近づくほど期日前投票に来られる方が多い上、先ほどの答弁でもありましたように、投票所の設置に相当の時間を要することから、前半で出張させていただくことでご理解を賜りたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

町議会議員選挙は5日間という短期間で行われるため、現状ではこれが広報の最短での配布開始時期であり、山間部の期日前投票所の設置時期であることが確認できました。

では、3項目め、投票率を上げるために行っている対策及び今後の対策について質問させていただきます。

今回、町議会議員選挙が終わって約2週間後に衆議院議員選挙が始まりました。町議会議員選挙の過去最低の投票率を受けて、その後の衆議院議員選挙に向けて何か対策を取られたのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

選挙管理委員会事務局では、選挙期間中において投票への呼びかけを実施しております。その方法といたしまして、防災行政無線での呼びかけやホームページ、LINEでの周知を行うなどにより、投票率の向上を図っているところでございます。

また、今回の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の選挙につきましては、急な選挙となったことで町議会議員選挙との期間も短く、特にこれまでと違った新たな取組というのは行っておりませんが、今後、投票率向上に向けどのような取組ができるのか研究してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

全国でも、特に高齢化、過疎化が進む町村では投票率を向上させるために様々な取組が行われています。お隣の千早赤阪村では、投票箱を積んだワゴン車が投票所を巡回する移動期日前投票所を2017年から導入されています。奈良県の明日香村では、村所有のバスを使い、投票所へ向かう臨時送迎バスが運行されているそうです。投票に行きやすい環境をつくるのがとても重要だと思われます。

また、2016年4月に公職選挙法の改正が行われ、誰でも投票可能な共通の投票所を設置できる共通投票所制度を導入している市町村もあります。河南町でも、投票日当日には町内全ての投票所を共通投票所としたり、スーパーなどの人が集まるところに共通投票所を設けることで、投票所に足を運びやすくなり、投票率の向上につながると考えられます。

今後の選挙の投票率向上に向けて河南町ではどのような対策を考えているのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

全国各地では投票率の向上に向けて様々な取組をされています。議員仰せのワゴン車やバスを活用した移動投票所や共通投票所の設置など様々でございます。このような様々な取組については、環境整備が必要であったり投票に従事する人員確保の問題などもあり、難しい点もございます。このような側面も含め、投票率向上に向けての課題は多いと考えておりますので、今後も継続して本町に適した方法を模索しながら調査研究をしてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

投票率向上に向けての課題は多いですが、まず投票率を上げるためには、住民の皆様の選挙に対する関心を高めることが重要です。そのためには、住民の皆様に自身の住んでいる河南町に興味を持っていただき、町政に関心を持っていただくことが先決です。私たち新人議員も、誰がなっても同じと思われぬように、先輩議員と協力し、住民の声を聞き、その声

を町政に反映させる努力をしなければならないと考えております。

今後の選挙に向けて、投票に行きやすい環境づくりなど、投票率向上への取組をどうぞよろしく願いいたします。

次に、2事項目め、ごみ出し支援についての1事項目め、戸別収集とごみステーション収集について質問させていただきます。

選挙期間中に気がついたのですが、燃えるごみは、地域によって自宅前での戸別収集と、ごみステーション等の集積所での収集方法の違いがありました。私は寛弘寺地区に住んでいるんですが、ごみは自宅近くの集積所へ持って行っております。ほかの地域がどのように収集されているのか知りませんでしたが、大宝、さくら坂、さくら坂南、鈴美台地区の住宅街では自宅前にごみを出していく戸別収集だったので驚きました。

ごみ収集方法について、地域別に決められているのか、またどのような基準で決められているのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

議員仰せのとおり、大宝、さくら坂、さくら坂南、鈴美台の各地区につきましては戸別収集をしておりますが、それ以外の地区につきましては各地区のごみステーション等の集積所で収集をしております。

本町では、道路事情もありステーション等での収集が基本でしたが、住宅地開発が完了した地区で相互通行が可能であり、道路整備がされている場合は戸別収集としております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

やはり大宝、さくら坂、さくら坂南、鈴美台地区以外は戸別収集されていないということが分かりました。戸別収集ではない地域では、高齢者の方が重いごみを持って運んでいるところや台車で運んでいる姿をよく見かけます。高齢者が離れた集積所までごみを運ぶのはとても大変な作業になります。

ごみの戸別収集のメリットとして、高齢者や子育て世代のごみ出しの負担が軽減される、ごみの排出者が明確になるため分別が徹底され、ごみの減量が図られる、ごみ出しのルールやマナーが向上するといったことが上げられます。住民から戸別収集にしてほしいとの要望

は今までなかったのか、要望があった場合どのように対応されたのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

戸別収集にしてほしいとの要望はあるのかとのご質問でございますが、これまで年に数回の相談はいただいておりますが、戸別収集への対応はお断りしております。その理由といたしましては、先ほど申しました道路事情や収集に係る人員確保が必要であることから、戸別収集は難しいということが上げられます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

戸別収集に対応できない様々な理由があるとは思いますが、これから高齢化が進み、ますますごみ出し作業が困難になる世帯が増えることが予想されます。そのような未来を見据え、先行してステーション収集から戸別収集に移行している自治体の事例を参考にいただき、戸別収集地区の拡大に前向きに取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、2項目め、高齢者や障がい者へのごみ収集支援サービスについて質問させていただきます。

粗大ごみは町内全域でステーション収集されていますので、高齢者や障がい者の方にとって粗大ごみを運ぶことは大変困難なことになります。今後ますます高齢化が進み、ごみ出しが困難になる住民が増えると予想されます。全国ではふれあい収集やさわやか収集などの名称でごみ出し支援に取り組まれている自治体もありますが、河南町ではどのような支援があるのかお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

ごみ出しが難しくなった高齢者や障がいのある方のごみ出しを支援する仕組みをごみ出し支援と呼び、議員仰せのとおり、自治体によってはふれあい収集やさわやか収集などの愛称でごみ出し支援に取り組まれている自治体が見受けられます。

さて、本町におけるごみ出し支援についてのご質問でございますが、現状、ごみ出しに関

しての相談を受けた場合は、社会福祉協議会が実施しているラクチンライフサポートなどを紹介しております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

答弁にありましたラクチンライフサポートについてですが、どのような制度でどのように利用できるのか、また、過去の3年間で利用されている方はどれぐらいおられたのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

ラクチンライフサポート事業は、入会費3千円を支払うことにより利用会員となり、簡単な家事の援助、買物の代行、通院の同行、ごみ出し、蛍光灯の交換など、ちょっとしたお困り事を協力会員であるサポーターが30分500円でお手伝いする事業です。

次に、過去3年間の利用状況でございますが、掃除、草引き、ごみ出しなどの生活援助は令和3年度が延べ150人、令和4年度が184人、令和5年度が181人でございます。また、通院や買物などの外出支援でコロナワクチン接種の送迎も含めて、令和3年度が延べ70人、令和4年度が97人、令和5年度が188人ございました。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

そのラクチンライフサポート事業ですが、私も知りませんでした。高齢者や障がいのある方だけでなく、女性だけの世帯や独り暮らしの女性にとっても粗大ごみの運搬は大変な作業になります。ラクチンライフサポートが誰でも利用できるのであれば、多くの方々に喜んでいただけたと思いますし、利用者も増えると思います。私も是非利用させていただきたいと思いました。

次に、女性のがん検診についての1項目め、子宮がん検診・乳がん検診の受診率及び受診年齢について質問させていただきます。

現在、日本人の2人に1人は一生のうちに何らかのがんになると言われています。がんは、全ての人にとって身近な病気となってきました。

女性のがん罹患数ですが、1位は乳がん、次いで大腸がん、肺がん、胃がんとなり、5位が子宮がんという順位になっています。がんは検診による早期発見、早期治療が大事だと言われていますが、河南町での子宮がん検診、乳がん検診の受診率、また受診率の推移をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

子宮頸がん検診と乳がん検診は集団検診と医療機関で受診する個別検診を実施しており、集団検診は、平成17年度からはかなんぴあで健康診査や各種がん検診を一部の日程で同日に受診できるよう取り組んできました。また個別健診は、富田林医師会管内医療機関以外とも契約し、受診できる医療機関の確保に取り組んでおります。

子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の推移についてですが、子宮頸がん検診の受診率は、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度は24.2%、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により19.4%へと低下していましたが、令和3年度は20.9%、令和4年度は22.8%と、徐々にコロナ前の受診率に戻りつつあります。令和5年度は、大阪府が発表している令和5年度の速報値では24.0%となっており、府内上位から6番目となっております。

乳がん検診の受診率は、令和元年度は24.9%、令和2年度は17.6%、令和3年度は18.8%、令和4年度は22.9%となっており、令和5年度速報値は23.7%で、府内上位から7番目となっています。

ちなみに、令和5年度の子宮頸がん検診の集団検診受診者数は191人、個別検診は452人で、乳がん検診の集団検診は234人、個別検診は278人が受診されました。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

私ごとになるんですが、今年53歳になる年度で、乳がん検診の受診対象年齢となっています。河南町から受診勧奨はがきも届きました。ありがとうございます。来年の3月まで1千円で検診を受けられますが、12月の現在でまだ受けておりません。受けなかった、受けられなかった理由として、受ける時間がない、予約が面倒くさい、単に忘れていたということで現在に至っています。そうこうしているうちに年度が変わってしまい、その結果、今年も受けられなかったということになってしまうような気がしております。

乳がん検診、子宮がん検診は2年に1回の検診となっていますので、今年度に受診しないと次の検診は2年後となり、前回の検診から4年も空いてしまうことになります。

女性のがん罹患数の1位が乳がんにもかかわらず、検診は2年に1回です。ほかのがん検診と違い、乳がん・子宮がん検診はなぜ2年に1回なのかお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

子宮頸がん検診、乳がん検診の受診対象年齢及び検診間隔についてですが、国では、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進しており、子宮頸がん検診は20歳以上で2年に1回、乳がん検診は40歳以上で2年に1回とされています。

また、がん検診のあり方に関する検討会においても、検診間隔について、子宮頸がん細胞診は2年に1回の検診でも毎年検診を受けた場合と同じ死亡率減少効果があると認められており、乳がん検診は、早期乳がん比率と中間期乳がん発生率から検証した結果、2年に1回とすることが適切と示されています。

本町においても国の方針に基づいた対象者としています。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

友人は、乳がん検診と同時に受けた甲状腺がんの検診でがんが見つかりました。手術後、完治したとみなされる5年が経過したので、ひとまず安心だとは思いますが、やはり早期発見のためには定期的な検診が大事だと思います。

今年度は、奇数年生まれの人が乳がん検診、偶数年生まれの人が子宮がん検診の受診対象となっています。しかし、生まれ年に関係なく毎年どの年齢でも受診できるようになれば、今年度受診できなかった人も来年度に受診することができます。2年に1回という検診間隔が推奨されているのであれば、受診した年度から2年後に次の検診を受けられるようにすれば、女性のがん検診もより受けやすくなると思います。

河南町では、受診勧奨についてこれまでどのように取り組んできたのか、また、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

子宮頸がん検診、乳がん検診とも受診間隔は2年に1回としており、対象者は原則、生まれ年により分けています。生まれ年に関係なく個人が2年に1回受診できれば受けやすくなるということですが、検診機関や医療機関で対象者がどうか分からなくなることや、2年に1回ではなく毎年の受診ができてしまうなどが想定され、個人の受診歴の管理が難しくなってしまう。

対象年度に何らかの理由により受診できなかった場合は、対象年度以外でも受診していただくことができるように対応しております。担当課の健康づくり推進課にご相談いただきたいと思います。

がん検診など各種健診の内容や対象者等について、毎年広報4月号配布時に保健事業のご案内のチラシを配布するとともに、ホームページや窓口等でお知らせしております。また、国が重点勧奨としている年齢に当たる方に対して個別にご案内を送付し、受診勧奨を行うとともに、検診で要精密検査になった方で精密検査未受診の方に対しては精密検査受診を勧奨しております。

今後とも、ホームページなどでの周知や積極的な受診勧奨を実施し、受診率向上に努めてまいります。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

受診勧奨のおかげで、河南町のがん検診の受診率は大阪府内では上位に位置づけられています。しかし、大阪府のがん検診受診率は年々向上してきているものの、依然として全国最低レベルです。受診勧奨の一つとして、乳幼児健診と子宮がん検診を同日に実施し、がん検診をついでに受診できるという環境整備に取り組んでいる自治体もあります。河南町でも、がん検診受診率の向上に向け、今後も引き続き受診勧奨に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。私もこの機会に是非乳がん検診を受けたいと思っております。

それでは、最後の質問、空き家対策について質問させていただきます。

1 項目め、空き家バンクの稼働状況についてお聞きします。

空き家問題は、過去の一般質問でも何度も取り上げられているように、河南町でも大変身近な問題になってきています。私が住んでいる自治会の班、いわゆる隣組でも12軒中2軒が

空き家になっています。

先日、友人から、両親が亡くなったが実家には誰も住まないのを売却したいが、調整区域でいろいろと難しそうなので、どこか相談できる場所はないかとの相談を受けました。友人のご実家は河内長野市にありましたが、河南町でも同じような事例が多いと思われます。河南町で同じ事例があった場合どのような対応ができるのか調べたところ、空き家バンク制度がありました。現在登録物件がないとのことでしたが、空き家バンクの稼働状況をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町では平成30年度から、町内の空き家等を有効活用することにより、本町への定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家等及び利用者希望の情報を登録する河南町空き家バンク制度を実施しております。

空き家等を売りたい、貸したい所有者等の登録はこれまで9件ありましたが、令和6年3月に成約した後、登録物件はございません。また、空き家等買いたい、借りたい方の登録はこれまで29人あり、成約された方や登録期限（2年間）が過ぎた方などを除き、現在は5人が登録されてございます。

本町の空き家バンク制度の趣旨を理解し、空き家等の物件の仲介に協力する宅地建物取引業者については、現在9件の登録がございます。

空き家バンク制度を充実させるためには物件の登録件数を増やす必要があるため、令和3年度から空き家バンクで成約した場合に空き家の所有者へ5万円の奨励金を、また、令和4年度からはその額を10万円に増額しており、その他、借りたい方々がどのような物件を求めているかやどのような利用方法を求めているかといった情報をホームページに掲載しておりますが、令和6年3月以降、登録物件がない状況でございます。

まずは空き家バンクへの登録物件を増やす必要があるため、登録件数増加に向けた取組について引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

町内に多くの空き家があるにもかかわらず空き家バンクに登録物件がないのは、空き家バンク制度を知らない人が多いことも原因の一つだと思います。空き家を買いたい、売りたい方に空き家バンク制度を知ってもらうためにどのような取組が行われているのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

空き家バンク制度につきましては、空き家を貸したい方や借りたい方などの登録方法について、町ホームページや広報紙に掲載し情報発信をしております。町ホームページの情報につきましては、国土交通省や大阪府のホームページ、大阪版空き家バンクのホームページからもアクセス可能となっております。

また、空き家等の所有者に対しましては、固定資産税納付書を送付の際、空き家バンクの制度を紹介するチラシを令和2年度から同封しており、以後、内容等の充実も図っております。

このような取組と併せて、先ほど答弁しましたが、誓約奨励金の制度も実施しているところですが、やはり空き家バンクへの登録を増やすことが必要であるため、登録件数増加に向けた取組について引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

2項目めの質問となります。

空き家は、放置される期間が長くなればなるほど老朽化や損傷が進み、売買や賃貸などが難しくなってしまいます。空き家対策の一つとして空き家バンク制度がありますが、今後の空き家対策について河南町ではどのように取り組まれていくのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町におきましては、平成28年度に町全域を対象に空き家の実態調査を実施し、その調査結果により策定した河南町空き家等対策計画に基づき、空き家等の発生抑制と適切な維持管理

の促進や空き家等の流通と利活用の促進などの取組を行ってまいりました。

空き家等の発生抑制と適切な維持管理の促進では、所有者等への周知啓発といたしまして、空き家等の発生の予防の重要性、適切な管理、活用方法、相談先などについてホームページや広報紙で情報発信しております。また、固定資産税納付書を送付する際、空き家バンクの制度や木造家屋の除却補助などを紹介するチラシを同封しております。

また、空き家等に関する相談窓口の紹介といたしまして、空き家等の所有者等が抱える様々な悩みに対しては、専門的知識を有する官民連携機関の大阪の住まい活性化フォーラムが設置する空き家コールセンター等を紹介し、対応しております。

さらに、空き家等の適正管理の促進といたしまして、空き家等の管理が不十分な場合の近隣住民からの苦情等についても適正な管理を行っていただくよう文書を送付しております。

次に、空き家等の流通と利活用の促進では、先ほどもお答えいたしました空き家バンク制度や木造家屋の除却制度を創設し、対応してまいりました。また、本町の空き家等は新耐震基準の施行日前に建築された空き家が多い状況であり、耐震性を確保するための耐震診断・設計・改修の補助を行っております。

今後につきましても、現在行っている取組を継続しつつ、空き家対策の推進及び地域再生、目的意識の共有化や意見交換ができる場として、府内市町村で構成された大阪府空家対策市町村連携協議会などにおいても各市町村の取組や情報発信などの取組について研究し、空き家対策に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

平成28年度に空き家の実態調査をされてから8年が経過しています。その間も空き家は減ることなく、ますます増えているように感じます。

一般的に、65歳以上の高齢者単身世帯が住む持家のことを空き家予備軍といいます。空き家の発生を抑制するには、この空き家になる前の空き家予備軍への対策が大変重要だと思います。空き家になってしまう前に、この空き家予備軍への対策を検討していただき、引き続き空き家対策に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

まずは空き家にしないよう、これからも住み続けているまちづくりを、そして住みたいと思えるまちづくりを目指して、先輩議員の皆様と政党、会派を超えて協力し、河南町の未来

のために頑張っていきたいと思っています。

以上をもちまして、藤野裕子、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

藤野議員の質問が終わりました。

次に、高田議員の発言を許します。

高田議員。

○3番（高田伸也）

議席番号3番、会派かなん希望の風、高田伸也です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

質問事項につきましては、1事項め、本町の防災・減災対策について、2事項めは本町及び周辺地域を含めた地域の公共交通について、2事項となります。

それでは、早速ではありますけれども、1事項め、災害時の救援物資に関する課題と本町の防災備蓄品及び分散備蓄について質問させていただきたいというふうに思います。

今年の新年は、元旦に能登半島に大きな地震がありましたし、翌日は航空機の悲惨な事故ということで、言わば不安になる年明けということでございましたけれども、さらに追い打ちをかけるように能登半島には9月に記録的な大雨が降るということで、20を超えるような河川が氾濫して実際のところ仮設住宅も浸水をするという悲惨な状況に陥ったというわけがあります。

幸い、近年河南町ではこのような災害等は発災しておりませんが、いつこのような地震や豪雨災害が発生するか分からないという状況で、例えば日本では、この1年間に地震だけでもマグニチュード3以上が380回、4以上は109回、5以上となりますと27回発生しているという状況でありまして、災害に対する備えは小さなまち、我々にとっても不可欠だというふうに思っています。

そこで、災害の備えという点では、大阪府も頑張ってくださいまして、大規模災害発生時に万一淀川でありますとか大和川が氾濫したときでも、資材もしくは備蓄品を市町村に届けられるように3か所に分けて、言わば拠点に分けることによって備蓄を計画的に進められています。北部は吹田市、中部は八尾市、南部は泉南市という3か所になるわけですが、また、防災の基本計画におきましては、南海トラフ地震ではまず町内の備蓄で3日間は頑張って何とかしのいで、その後、プッシュ型で各地広域の防災拠点でありますとか、言わば全国から物資が届くというふうに送られてくるわけですが、過去の地震の反省もしくは課題としては、

物資の受入れ、またこの体制でありますとか、さらに各指定避難場所への輸送手段、これに不備、混乱があったというふうに聞いています。

それでは、まずこのプッシュ型、一斉に送られてくるという支援物資ですが、各防災拠点から本町に届く大量の避難物資の受入れ場所はどこになるのか、お聞きしたいと思います。

また、本町の各指定場所への物資の輸送についてはどのような体制になるのか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町の地域防災計画では、プッシュ型支援で搬入される物資を町の物資搬送拠点である総合体育館に運び入れ、各避難所に向けて配送することとしています。配送に当たっては、町職員や災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定を締結している民間事業者に依頼し、配送することも検討しております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。支援物資の輸送という点では民間会社を利用されるということも計画されているので、トラブルは回避できるものというふうに思っていますが、再質問になりますが、現在、補修予定であります旧保健センターにつきましては防災備蓄の倉庫であって、本来の本町の防災備蓄拠点の一つとして運用されておりますが、そこではなくて、物資の受入先は今お聞きしましたが総合体育館ということでありました。

また、防災備蓄倉庫の補修の必要性は十分に私も理解しておりますが、防水と外壁の塗装等によって補正予算で計上されていましたが3,700万円もの高額な費用につきましては、備蓄倉庫と物資の受入れ場所を1か所、例えば総合体育館に1か所にするによって、それを別の資材の費用として回せるのではないかなというふうに考えていますが、町の見解について改めてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

現在、本町には防災備蓄拠点といたしまして防災備蓄倉庫、こちらは旧保健センターでご

ざいますが、それと防災資材倉庫の2か所で運用しております。

物資輸送拠点である総合体育館につきましては、平時は本来の目的である体育施設等として利用し、災害時のみ物資輸送拠点となるもので、備蓄物品を収容する場所を有していない施設であります。

防災備蓄倉庫は、災害発生後3日間程度の必要物資を備蓄するための備蓄拠点としております。また、補正予算で計上しました防災備蓄倉庫の整備は、屋上防水、外壁改修などの建物の長寿命化工事が主なものでございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。結局、総合体育館は災害時のみの物資の配送拠点としてしか利用できないということで、多分備蓄のスペースの問題があるということでしたけれども、改めまして、防災備蓄倉庫であります、総合体育館のスペースのほうを確認をさせていただきたいなというふうに思います。これは要望となります。

3項目めが気になりますが、また、本町では職員の人数が少ない上に町内に住まれている方が非常に少ないということもありまして、万一の災害時においてはどうしても初動対応が遅れて、また、手が回らなくなるということが想定されます。いち早い避難場所の開設、住民の受入れを目指して、私は必要最小限度の避難所への必需品の移動、手間がかかるような資材、例えば毛布でありますとか大型の段ボールベッド、仮設トイレ等ですけれども、それらだけでも各指定避難場所へ備蓄しておく分散備蓄の必要性を以前から訴えておりましたが、実現されておられません。その課題は何なのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

現在、本町には31か所の指定避難所があり、施設については学校や集会所等となっております。

この指定避難所に町が避難者数に応じて備蓄品を配備するためには、平時の施設利用の支障にならないような場所に防災倉庫の設置や施設内の備蓄品の保管場所の確保が必要となります。町では、現在2か所の施設で集中管理を行い、在庫や消費期限などの適正な管理に努めております。

なお、各自主防災組織において整備される備蓄品については、引き続き支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。分散備蓄の課題は、一つは保管場所の問題、消費期限の問題ということもありましたが、避難するタイミングは夜もあれば豪雨や、また冬の寒い時期もあるわけで、せめて毛布や横になるスペースを確保できるような最小限度の備蓄を使用避難所をお願いしたいというわけでありますので、それらのほかにはそんなに広い場所は必要ないかなという気もいたします。

また、大阪府の大災害時における救援物資の配送マニュアルという中では、迅速に避難所に物資を提供する観点からは、重要品目については避難場所等に分散して備蓄しておくことが望ましいというふうにも記載されておりますので、手後れにならないためにも是非対応のほうを要望してまいりたいというふうに思います。

次に、2項目めになります。

避難所の生活環境（スフィア基準）について質問させていただきます。

このスフィア基準に関しましては、先般の石破首相の所信表明演説において防災対策の中で、避難所での生活環境を改善し災害関連死を防ぐためにも、避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準を発災後全ての避難所で満たすよう事前防災を進めるということがありました。このスフィア基準については、アフリカの難民キャンプで多数の死者が発生したということ踏まえて、国際赤十字などが1997年に制定したというふうなことを聞いております。

また、国内の自治体もその基準を導入し始めているということですが、それは具体的にはどのようなものなのか、また、本町の避難所においてこの基準を取り入れておられるのかということも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

スフィア基準とは、被災者に劣悪な避難所での我慢を強いるのではなく、今後の生活の再建に希望を持ちながら生活ができるようにするためのもので、必須基準として9項目上げられております。1項目め、ニーズに合致、適切である。2項目め、効果的でタイムリーであ

る。3項目め、地域の回復力を強化し、マイナス効果を生まない。4項目め、コミュニケーション、参加、フィードバックがある。5項目め、要望・クレームが受け付けられる。6項目め、調節、保管がなされている。7項目め、継続的な学習と改善がなされている。8項目め、スタッフが有能で管理が行き届いている。9項目め、資源が効果的、効率的、論理的に管理・活用されているの9項目となっております。

また、支援の方法を給水・衛生及び衛生促進、食料安全保障及び栄養、避難所及び避難先の住居、保健医療の4つに分類されております。

本町では簡易トイレや段ボールベッド、間仕切りなども購入し対策を取っておりますが、今後は、このスフィア基準に示されています1人当たりの居住スペースが最低3.5㎡、水は1日最低15・、トイレの数は20人に1基などの基準に照らした検討をしてみたいと思います。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。スフィア基準の詳細についていろいろご説明いただきましたが、再質問になります。

命をつなぐ避難所で亡くなる方というのも多数いるというふうに聞いております。避難生活は非常に、これが原因で現に多くの方が亡くなっているわけですが、2016年の熊本地震で災害関連死と認定されたのは実に211人、これは平成30年現在でありますけれども、これは建物の倒壊など地震の直接の影響で亡くなった50人の4倍に当たるというふうになっていきます。また、この211人が亡くなった状況ですけれども、市町村に調査をした結果、避難所の生活でありますとか車中泊を経験した人が少なくとも95人、全体の45%に上ることが分かってまいりました。さらに、当時の避難所ですね。トイレは非常に汚いですし、多くの方が並ぶ。だから、トイレに行かずに済むよう飲まないし食べないと。それは地獄のような環境だったということでありました。

本町でも、能登半島への災害支援で派遣された職員の声から、災害時のトイレの重要性を認識いただき、簡易トイレ凝固剤つきを備蓄されているというふうに聞いています。

国の補正予算に盛り込まれようとしています新しい地方経済・生活環境創生交付金において、段ボールベッドやパーティション等の備蓄物、資材の対象が補助対象になるということでありましたら、スフィア基準に近づけるよう、今年の防災訓練で展示されていた簡易

トイレもありましたけれども、テントつきだったわけですが、プライバシーを確保できるようなテント式の個室、段ボールベッド等を是非この交付金で本町の主要な指定場所に配置することを検討いただきたいというふうに思いますが、見解をお聞かせ願います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

国の令和6年度補正予算案では、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）が盛り込まれております。これは、避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ、災害にも対応できる魅力的な地域づくりを推進していくものであります。現在、準備が整い次第、速やかな募集開始に向け制度設計が進められております。

また、活用を検討している地方公共団体には、事業組成に向けた課題整理、庁内調整等、早めの動き出しが促されております。

本町におきましても、今後この交付金の内容を確認し、対応について検討していきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

是非検討のほうよろしく願います。

先ほどのスフィア基準では、トイレの数は20人に1基というふうにお聞きしましたけれども、1対3で女性の数を多くするというのも決められているようです。そのあたりもご配慮いただいて、備蓄をよろしく願いたいというふうに思います。

3項目めになります。

避難所の開設までの情報連携と現実に即した訓練についてという点であります。これまで、地震だけではなくて台風や豪雨、そういうときの避難所開設の前には、それに至るまでの住民に対する情報の発信について質問してまいりました。避難情報と警戒レベルのガイドラインでは、警戒レベル1及び2の発令については気象庁というふうであります。高齢者や体の不自由な方もしくは避難行動に時間を要する方、そういう方に避難を促す警戒レベル3の高齢者避難、それ以上、4、5もありますが、からは市町村長が発令するというふうに聞いています。

そこで、人命に関わる重要な警戒レベルの発令判断というものはどのようなフローで行わ

れて、町長が発令されるのか、そのあたりを併せてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町が避難情報として発令します高齢者等避難は、避難情報に関するガイドラインを参考に発令しております。

まず、避難情報を発令する対象災害の確認、本町では主に土砂災害となります。

次に、避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）を行いまして、避難情報の発令基準の設定、発令のタイミングを行います。

町長が避難情報を発令するタイミングを判断する際に参考とする情報につきましては、防災気象情報、日没や暴風が吹き始める時刻、自主防災組織や地区等からの現地からの情報、土木事務所、气象台等からのホットラインによる情報提供などがあります。

これら入手した情報を参考に、避難情報の発令のタイミングを総合的に判断し、高齢者等避難などを発令しております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

今お聞きする限り、相当複雑な経過をたどって発令されるというような気がしましたし、自主防災組織の情報も受け取るということでしたので、改めて再質問になりますけれども、警戒レベル3の高齢者避難及び警戒レベル4、避難指示でありますけれども、これが発令され町内の各避難所を開設するという状況下においては、いかにそれを住民へ伝えるかという点、以前の一般質問の回答によりますと、各区長に対しては電話等で連絡すると。同時に防災行政無線でありますとか携帯電話の緊急メール、もしくはテレビのテロップ、町のホームページ、それとLINEと、様々発信するというふうに聞きましたが、また、たまにLINEからJアラートの訓練放送もあるわけですが、そこに記載されている内容は、「何も行動することはありません」という表示をされています。先ほどの警戒レベルの避難情報にしても、現時点では役場と住民間における情報連携というのは、実際の災害を想定した緊張感を持ったものにはなっていないというふうに思います。

そこで、せめて年に1回でも、町長による避難指示の情報の発信から実際の避難場所の開設、そして避難住民の受入れまで一連の住民と一体になった訓練を行うべきというふうに思

いますが、本町の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では、毎年11月の第2日曜日に総合防災訓練を開催しております。この防災訓練につきましては、町内の防災に関係する団体の方に協力をいただいております。

議員仰せの年に一度、避難指示の情報配信から実際の避難所開設、そして避難住民受入れまでの一連の住民と一体となった訓練を行うべきとのことでございますが、本町では、本年開催しました防災訓練において昨年からプログラムを改良し、近年の大規模災害における防災について現実味のある防災訓練に変更いたしました。ご質問いただきました意見につきましては、来年度以降の防災訓練のプログラムに反映できるか検討してまいりたいと考えます。

なお、自主防災組織においても避難所を自主開設することができますので、各地区の防災訓練の中で避難所開設訓練等の実施を検討していただければというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

是非実施をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、4項目になりますが、災害発生時と復旧を見据えた官民連携（防災ボランティア）について質問させていただきます。

万一、本町が大きな災害に見舞われた際には、職員の方々は本当に多忙を極めるという状況になりますし、大阪南消防でありますとか自衛隊の皆さんに救助や、もしくは避難所運営、さらに復旧を頼ることがなかなかできないというふうに想定されます。河南町内の地域の事業所の皆さんや商店の方々による支援、救援は不可欠ではないかなというふうに思ひます。

以前の一般質問におきましても提言させていただきましたが、台風などで屋根が破損したという家にブルーシートを張っていただいたり、災害時には重機や機材を提供いただいたり、炊き出し支援でありますとかキッチンカー、簡易トイレを提供いただくなどのご支援をいただける事業者の方々に、河南町の防災ボランティアとして事前に登録いただけないかというふうに考えたものです。

これ、たまたま先ほどの首相の所信表明にもまたあったわけですが、その中に、災害地への迅速な派遣のための官民連携による登録制度の創設、重機材・資材の分散備蓄、防災ボラ

ンティアとして特に活動する団体の事前登録制度の創設というふうに出ています。そういうことから、改めて本町のカナちゃんコインの登録店様をはじめ飲食店さん、建築・土木、様々な業種、事業者の皆さんにご賛同いただいて、河南町の住民が災害で本当に困ったときにサポートいただける河南町の防災ボランティア協力店、協力企業といいますか、事前に登録いただけるようなことを希望したいんですが、改めて町のお考えを聞きたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

現在、本町では、災害ボランティアの事業といたしまして、町社会福祉協議会が運営している河南町災害ボランティアセンターがあります。河南町災害ボランティアセンターは、日頃から地域福祉推進の中心として活動実践をしている社会福祉協議会が、地元市町村が被災した場合、率先して日頃の活動を生かし、地域住民と共にその地域を守ることと、被災者と被災地外からの支援ボランティアをつなぐこととして運営をしています。

議員仰せの河南町の防災ボランティア協力店（企業）については、今後、国の動向を注視するとともに、町の関係部署や社会福祉協議会などと連携し、検討してまいりたいと考えます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

検討をお願いします。

さらに、もしそれが実現できればということになるんですが、防災ボランティアの登録店、登録企業として賛同いただける事業者は、町としても住民の皆さんにアピールするというのが目標になりますので、目立つように登録店、登録企業としてのステッカーを作製いただいて、それを貼っていただくことによって地元企業と住民のつながりが生まれて、住民に対しても安心・安全を提供できるものというふうに思いますが、改めて本町のこれに対する見解もお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

石破総理大臣が所信表明で災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設などを表明されておりますが、今後、この国の施策を注視してまいります。その際には、議員仰せのステッカーの作成なども併せて検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

是非よろしくお願いします。

それでは、2事項めに移りたいと思います。

本町及び周辺地域を含めた地域の公共交通という点ですが、まず1項目め、コミュニティバスの運行業務の委託について質問をさせていただきます。

現行の運行事業者との契約期間は令和7年1月31日で満了となりますが、令和7年2月1日からの河南町のコミュニティバス、カナちゃんバスと、それらを運行いただいている委託業者の新しい候補者が決まったということです、その委託内容についてお聞きしたいと思います。

これまで3者の事業者によって運行されておりましたが、今回の河南町コミュニティバス運行業務委託の仕様書を見ていますと、現在運行しているコミュニティバスの全路線の運行及びこれに附帯する業務を委託するというふうになっています。これは、喜志駅や富田林駅まで運行されている路線も含めて全路線を委託することになったのか、また、今回優先交渉権を獲得した1者において、全て委託を1者にまとめることができたということによって生じるメリットはどういうものなのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

河南町自家用有償旅客運送の運行業務で、以前から運行していましたカナちゃんバス以外に金剛自動車株式会社のバス事業廃止後の路線も運行することになり、非常に短い期間で準備することとなりました。車両台数及びダイヤの制限や運転手の確保の課題などから調整した結果、3社と契約することができ、令和5年12月21日から令和7年1月31日までの契約となっています。そのため、3社にそれぞれ必要である事項を伝達するなど、緊急連絡時などにも時間を要する事態となっていました。

これらの状況から、次期契約に際しましては、より迅速に対応ができるように、富田林駅、

喜志駅に向かう金剛ふるさとバス及び町内を循環するカナちゃんバスの運行を併せて担ってもらう運行業務仕様書を作成し、公募型プロポーザル方式により公募いたしました。プレゼンテーション審査等厳正な審査の結果、令和7年2月1日から1社に決まりました。河南町自家用有償運送の運行業務の全路線を委託することとなっております。

このことにより、緊急時の連絡や対応も迅速に行え、運転手の確保についても路線全体で包括的に対応することができるなどのメリットが生じ、安定した運行が見込まれるものと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

なるほど。よく分かりました。1社に委託先を集中することによって様々なメリットがあるということはよく分かりました。

そこで、再質問になりますけれども、現在の本町が運行しているコミュニティバスの車両の中には、旧金剛バスで使用されていた旧式のバスも数台含まれています。車のトラブルでありますとか、状況によっては運行の業務だけではなく、MK観光バスのバスを利用することができるのかとか、そういうことは可能なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

町は、自家用有償旅客運送の許可を得るため、国土交通省近畿運輸局に使用する全車両ナンバーを登録し、その車両で運行しなければなりません。ただし、路線バスの運行に支障がある場合は緊急事態としてほかの車両で運行することは可能です。その場合は後日運輸局に届け出る必要がございます。そのような事態に陥らないように、日頃からは点検整備に努めているところでございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。万が一のときは利用することもあり得るということも分かりました。

続いて、次の項目に移りたいと思います。

緊急時、事故でありますとか遅延が発生するという場合において、バスの運行と利用者の告知について質問させていただきます。

以前の一般質問におきましても、カナちゃんバスの故障でありますとか事故によってバスの到着が大幅に遅れ、30分以上遅れたというようなこともあって、バス停で長時間待っていた住民の方から言われたのは、せめて何らかの連絡が欲しかったということでありました。これについて何らかの対処を要請いたしましたが、また先月も別の乗客の方から同様の声をいただいたわけです。残念ながら、これまでトラブルや事故も多発しているというふうに感じます。

そこで、以前取り組まれようとしたバスが現在どの辺りを走っているのか、運行しているのかとか分かるようなバスロケーションシステムの導入でありますとか、本年の地域公共交通の活性化協議会で取組案として上がっていましたデジタルサイネージなどの導入を含めまして、バスを待っている方に何らかの情報を提供する仕組みを検討いただきたいというふうに思います。

また、さらに何らかのトラブルがあった際のコミュニティバス間もしくは路線バス間の情報連携はどのようになっているのか、そのあたりもお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

事故や遅延等におけるバスの運行は、そのときの車両の状況によって異なりますが、事故や故障などにより車両が動かなくなった場合などは予備車（代替車両）にて継続運行できるようにしております。

利用者へ対する告知については、ホームページへの掲載により周知しているところでございます。ただし、夜間や休祝日については対応が難しい状況です。その中でも、宿日直者での問合せ対応のほか、内容に応じて職員が休日出勤して対応しております。

このような状況を改善するため、令和7年度では金剛ふるさとバスの専用ホームページを構築し、夜間や休祝日でも職員が庁舎以外からでも運行情報をすぐにお知らせできるようにする予定です。また、路線バスの発着点となる富田林駅や喜志駅前にデジタルサイネージを設置し、バスの運行情報を利用者の皆様に伝達できるようにする予定でございます。

次に、金剛ふるさとバスの中で運行している事業者間においてそれぞれ影響を及ぼす事象が起きた場合などは、それぞれの市町村が情報を集約するとともに、各関係機関に伝達し情

報共有をしております。

また、運行状況を確認する方法としてバスロケーションシステムなどがございますが、先行して導入されている近鉄バス株式会社や南海バス株式会社との整合性を図ると、より便利になると考えられます。したがって、それらとの仕組みを調整の上、バス車両の老朽化もあることから、導入については慎重に検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

様々な取組をされているという状況もよく分かりました。

そこで、再質問になりますけれども、今年からカナちゃんバスは年末年始の運行も通常のダイヤによって実施するというふうに聞いていまして、利用されている方は非常に喜ばれているというふうに聞いていますが、役場の休日の期間に発生するトラブル、代車の貸与も必要でしょうし、遅延が起こった場合の問題の対応策というものについては、次の運行委託先とはどのような条件で取り決めをされているのか。さらに、休日でも役場と何らかの情報連携をして対処するのかということについて、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

休日期間に発生するトラブルや遅延が生じた場合の問題の対応策ですが、これまでどおり、受託事業者と町で情報共有しながらその対応に当たります。宿日直者が利用者からお問合せ対応を行い、内容に応じては職員が休日出勤して対応することとなります。新たな受託先に対しても同じ条件としておりまして、また、休日においても平日と同様に、町と受託事業者は絶えず連携して対応を行っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりましたが、職員の皆さんの業務員の負荷分をなくすような、何とか次の業務委託先については取組を望むというつもりであります。せめてリモートでもLINEによるリア

ルタイムの情報発信、連携をできれば早急に行っていただきたいというふうに思っておりますので、改めて要望しておきます。

それでは、次の項目に入ります。

高齢者や障がいをお持ちの方を対象にした新たな交通手段についてということで、これまで、特に交通弱者と呼ばれている高齢者の方々や障がいをお持ちの方、また妊婦の方や、さらにコミュニティバスの運行がなくなって困っておられる地域の方々などに対応する新たな交通手段の必要性を訴え、様々な提案をこれまでも提供してまいりました。

改めまして、大阪府下の自治体等の運営をする約20件余りの様々なデマンド交通及び乗合タクシーについても調査をしてまいりました。本年6月の一般質問においても、住民の利便性を追求した新たな交通機関、交通手段が必要であるというふうなことを訴えてまいりましたけれども、今回の大阪府下の調査の中で実際に私が提案した状況と非常に近い内容で運行されているという事例がありまして、一部紹介をさせていただきたいというふうに思います。

1件目については寝屋川市の寝屋川乗合タクシー、当日の予約はオーケーで、事前登録制であるということでした。利用条件としては、70歳以上、妊婦さん、障がいをお持ちの方が対象ということです。料金は、地域内であれば無料、地域外の指定場所については300円というふうになっていました。運行地域については、3区間の中であれば希望の場所に止まると。運行日は平日のみということであります。

2件目については門真市の乗合タクシー、これは社会実験運行途中ということですが、既に6月から運行地域を拡大しているということでありました。これも予約制で、マイナンバーカードがあれば事前登録は不要だということです。利用条件は、門真市民で70歳以上、妊婦さん、障がいをお持ちの方であればオーケーと。料金は、地域内であれば300円、地域外の指定場所、聞きましたら市役所とか健康センターでしたけれども、この場所については500円ということでした。運行地域については、門真市の南部と今申し上げました市役所、健康センター、地域内であればドア・ツー・ドアで利用が可能だということでした。運行日は毎日、朝9時から夜5時までというところです。

そこで、一部内容をお聞きしたところ、寝屋川市の乗合タクシーは運賃が無料でしたから利用者はどんどん増えているということですが、門真市の乗合タクシーについても1日、現在20便以上ご利用されているということで、マイナンバーカードがあれば登録も不要ということが喜ばれているということです。

また、この2市とも共通していましたのは、当初のタクシー会社の契約につきましては本

町のやまなみタクシーと同様に定時定路線、乗客が乗っても乗らなくても費用は発生するという固定制であったということでありましたが、現在は実際の運行件数ごとの契約に切り替えて経費削減にもつながっているということもお聞きしました。両市とも、住民の評判はよく、路線バスとともに補完しながら運営し合っているということでありました。

あわせて、さらに9月に平石地区の住民の皆さんともお話を聞きましたが、やはり必要ときに自由に利用できる交通手段がどうしても欲しいというお声が大半で、改めて、バスの空白地域や1日に2人から3人のご利用しかないやまなみタクシーのご利用の地域の皆さんの利便性を向上するためにも、やまなみタクシーは現在の形態を変更すべきだというふうに思います。

まず、現タクシー会社と予約方法、料金、エリアなど様々な条件に関して調整いただき、早急に実証実験への取組を行っていただきたいというふうに思いますが、改めて本町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

今ご提案いただきました新たな交通手段ですが、いわゆるデマンドタクシーに属する手法であると思われます。

やまなみタクシーをデマンド方式で運行を行うことについては、これまでも様々なご意見をいただき、平成30年度には河南町におけるデマンド型交通の必要性、運行方法及び採算性など調整、検討を行ってきました。その結果については交通問題調査特別委員会でも説明したところですが、町としましては、デマンド交通を行うことは厳しい現状であると判断しております。

議員仰せの交通手段も一つの方法であると考えます。デマンド交通については、議会の方からも何度もご意見をいただいていますので、現在やまなみタクシーを運行しております第一交通株式会社には幾度もデマンド交通について相談は行ってまいりましたが、現在運行しているタクシー1台を河南町で運行することが精いっぱいであるとの回答です。もう一社の近鉄タクシー株式会社からも、協力できないとの回答をいただいております。そして最近では、バス会社同様に2024年の交通問題による乗務員不足も大きな課題となっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○ 3 番（高田伸也）

改めまして、各会社とも様々な相談をいただいていること、これにつきましては先ほどほかの議員からも質問があつて回答を聞きましたので、ほぼ同様かなというふうに思います。

厳しい状況でありますし、車の台数の確保が困難であるというようなことも聞きましたけれども、一方、本町のように鉄道もなく人口はほぼ一緒、1万5,000人程度という愛知県の豊山町では、バスの運行もされていますけれども、今年の12月、この12月から町のほうで1台タクシーを借り上げてデマンド交通の実証実験を行うというようなことの記載があります。

確かに、新たな取組については大変な労力が要りますし、限られた人員の中でありましたら現状維持が精いっぱいということは十分承知しますけれども、今後も、住民の皆さんの不便の解消に向けて粘り強く何回も提言を続けてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後の項目に入ります。

新モビリティの導入に向けた実証実験についてということで、9月に行われた新モビリティの導入検討会において、大阪・関西万博の閉幕後に行う自動運転バスの実証実験で南河内の地域を走行するルートが決まったというふうに発表されました。南河内地区の交通の利便性が高まるというだけではなくて、また話題性もありますし、本町の将来を見据えた新たなまちづくりにおける新アピールポイントとして、河南町を通るルートについては大いに期待したいというふうに思います。

ここで、議長にお許しを得ましたので、パネルで若干補足をしたいと思います。

これが今回実証実験が決定したという2ルートでありますけれども、9月に実証実験として決まったのは、この内容だけではなくて、様々なことも決まっているところがあります。

今回の運行ルートでは、北部ルートは上ノ太子駅から近つ飛鳥博物館まで、南部ルートは富田林駅から河南町役場を経由して千早赤阪村の役場までというふうになっています。

また、協議会での交通需要の調査結果では、利用目的というところを見ると通勤・通学が最も多くて47%、目的地別ということで、どこを目的地として定めて移動したかということを見ると、富田林市が目的にされている方が29%、大阪市内を目的とされている方が17%、河南町を目的とされている方が20%、太子町が7%、千早赤阪村が3%というふうになっていまして、この3町村では圧倒的に河南町を目的として来られることが多いということが分

かってまいりました。

この中心となる河南町で2ルートが分かれる、つながれていないということは、つながる形のほうが本来住民にとって便利かなというふうに思いますが、この理由についてはバスの走行距離ということに限界があるのかということについてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

大阪府が金剛バス路線廃止を受け、地域の移動手段の確保、持続可能な地域公共交通を確保することを目的に、万博において運行される自動運転バスを万博のレガシーとして南河内地域で先導的モデル事業とし、自動運転バスの実証実験運行を行い、市町村の取組につなげることとされています。

これまでの間、新モビリティ導入検討協議会は3回開催され、令和6年9月に開催された第3回協議会において実証実験の運行ルート案が示されました。今年度中に高精度3次元データ（3Dマップ）を作成することや、実証実験運行を行う上で求められる区画線整備の実施などについても示されました。

議員仰せの実証実験の運行ルートにつきましては、大阪府の新モビリティ導入検討協議会において、実証実験運行ルート検討の基本方針、1、将来の自動運転のため、広く地域の方に体験していただくルート、2、適度な路線延長（10キロメートル未満）の固定ルートにて繰り返しの実証実験、3、既存バス停などストックを活用しつつ、新たなルートも含め自動運行区間を創出、以上3点の内容で精査され、検討協議会にてルートが決められております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

今お聞きしましたルートに関しましては、協議会で精査したということで、それによって取決めされたということが分かったんですが、改めまして、この協議会の資料では、走行予定の自動運転バスの本時速、走行するときの時速なんですけれども、約20キロということ想定されていまして、交通渋滞を招くのではないかと少し危惧するところではありますが、また、自動運転とはいえ当面ドライバーも乗られるというふうに考えておりますが、乗車定員

は11名となっております、カナちゃんバスでも20名程度座れるということを考えると相当特殊な小さいバスになるのかなという気もしております。

さらに、実証運行の便数は1日5便程度と言われますが、3年間一応実証運行もされるということを聞いていまして、利用状況に応じて、できたら通勤通学便でありますとか買物・通院便など、目的とか時間を含めて具体的な、ある程度絞り込んだ運行の検討を是非お願いしたいというところですが、運行時間帯や運行頻度を含めまして具体的な検討事項については、今後、市町村や交通事業者など関係者と協議調整を行っていくということですので、是非その際にこれらの提言及び運行内容の共有について要望したいというふうに思いますが、最後にお聞きします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

自動運転バスの実証実験運行でございますが、令和7年の万博終了後から3年程度の見込みで、先ほどの北部ルート、南部ルートを2台のバスを活用し、乗車定員11人で実証実験運行される予定です。マイクロバスと同等と聞いており、乗車定員は11人とされています。

今後も、大阪府から新モビリティ導入事業で新たな情報などが示されましたらお知らせいたします。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

まだまだ決まっていないといえますか、不明な点も非常に多いというふうなことは分かりました。是非よろしくお願ひしたいと思います。

今質問しましたように、これらの様々な公共交通の取組については、本町の町周辺の再編計画と連動して、今後、住民の皆さんの利便性の向上、また町のにぎわいに対してもつながってくるというものと思って、私自身非常に大きく期待しています。その期待を込めまして、私の一般質問、これで閉じたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

高田議員の質問が終わりました。

ここで14時45分まで休憩を挟みます。休憩とします。

休 憩（午後2時32分）

~~~~~

再 開（午後2時44分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、ポープ議員の発言を許します。

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

議席番号4番、会派かなん希望の風、ポープ三恵。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

初めての一般質問で緊張しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

では、1事項めの質問をさせていただきます。

項目1、町内のクビアカツヤカミキリの被害状況はどうなっているのか。

一部、ネットやテープで印をしてある桜の木がございますが、どこから調査、結果報告を受けるのかの質問です。

先日、河南町立総合体育館、通称ぶくぶくドーム敷地内の桜の木が枯れているのをきっかけに、町内の桜の木をはじめいろいろな樹木の害虫起因の被害状況を調べたところ、桜、桃、梅などの主にバラ科の樹木にクビアカツヤカミキリの被害が大きいことを知りました。クビアカツヤカミキリの被害に関しましては過去にも質問されておりますが、私からも改めて質問させてください。

クビアカツヤカミキリは、2018年1月に特定外来生物に指定されました。特定外来生物とは、外来生物、海外起因の外来種であって生態系、人の生命、身体、農林水産業へ被害を及ぼすものまたは及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。生きているものに限りませんが、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

そこで、改めてお尋ねしたいのですが、現在、町内のクビアカツヤカミキリの被害状況はどうなっているのでしょうか。町内の桜の木に一部ネットやテープで印をしてあり、調査中との札が貼ってある木があります。この調査結果はどこから報告を受けるのでしょうか。住民がクビアカツヤカミキリを発見した場合、こういった対処方法が有効なのかも併せてお教えください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

クビアカツヤカミキリは、大阪府内では平成27年に初めて確認され、本町では平成29年に確認、令和6年7月末現在、本町を含め29市町村で発生を確認されています。

町内のクビアカツヤカミキリの被害状況ですが、町の公共施設内で被害調査を毎年実施しており、その調査結果（令和6年9月時点）で見ますと、調査した桜等の本数994本のうちフラスが確認されたものが277本で、そのうち49本が枯死している状況となっております。

なお、民間管理分につきましては把握してございません。

次に、ネットやテープで印してあり調査中との札が貼ってある桜でございますが、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所がクビアカツヤカミキリの産卵を未然に防ぐ技術検証のために試験を行っているものになります。試験は、さくら坂の東側斜面の自然緑地内にある桜約70本で行われ、試験時期は令和6年4月から令和9年3月までの3年間で、試験結果については研究所から報告をいただけることとなっております。

住民の方がクビアカツヤカミキリを発見した場合の対処方法につきましては、その場で踏み潰すか、殺虫剤をかけて殺虫していただくようお願いしてございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

河南町内でもクビアカツヤカミキリの被害があるということですね。

一例ではございますが、栃木県小山市では、市内で捕殺——捕獲し、その場で殺すことで——をしたクビアカツヤカミキリ成虫1匹につき、小山市クビアカツヤカミキリ捕殺確認書1枚を交付し、捕殺確認書10枚につき500円を交付しますとあります。河南町でも、捕獲した数に応じてカナちゃんコインなどで報奨金的なもので還元するなど、河南町独自の対策を講じることは可能なのではないでしょうか。町としての考えをお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

防除対策につきましては、捕殺や見回りなど地域住民の協力を得ながら行うことは効果的であると考えておりますが、捕獲に応じた奨励金等の奨励金交付制度等につきましては、府

内で実施されている自治体はなく、財源の確保や不正対策などの課題もあることから、議員仰せのような実施事例を参考に対策を研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

町の公共施設内にある被害が深刻な樹木の対策を順次お願いいたします。

では、2項目めの質問に移ります。

（2）地域住民の私有地にある桜の木などの樹木で伐採が必要な場合、町から支援は受けられるのかについて伺います。

地域住民の私有地にある桜の木などの樹木で被害が深刻な樹木の伐採が必要な場合、町から支援は受けられるのでしょうか。先ほど紹介しました小山市では、クビアカツヤカミキリの被害拡大防止のため、被害のある木の伐採費用などを一部補助しています。例といたしまして、伐採等の経費6分の5、上限20万円、1千円未満の端数は切捨て、補助の対象となる経費、詳しくは次のとおりです。1、被害樹木の伐採に関する費用、2、伐採に伴う被害樹木の運搬に要する費用、3、伐採に伴う被害樹木の処分（微細チップまたは薫蒸によるものに限る）に要する費用、4、切り株の逸脱防止装置（ビニールシートによる被覆に限る）に要する費用などです。といった多角的な対策が求められる害虫駆除対策です。

老木の桜の木は個人で伐採するのは難しく、木が生えている場所ものり面や傾斜地といった伐採が困難な地形も多く、被害拡大を防ぐためには河南町と地域住民が連携して対処すべきだと考えますが、町としての見解をお示してください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

私有地にある桜でクビアカツヤカミキリの被害により伐採された場合の町からの支援制度につきましては、現在ございません。

クビアカツヤカミキリの防除対策につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、地域住民の協力を得ながら行うことは効果的であると考えておりますが、課題等も含めまして、先ほどの件と併せまして防除対策について研究してまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

防除対策について研究していただけるとのことですので、今後とも、この件については伐採時の支援制度も含めて前向きな対策、研究をお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

3項目めの質問、河南町の桜の木は河南町のシンボルツリーでもあり、桜並木の景観の維持が重要であります、今後の対策はどうなっているかについてお伺いします。

河南町の桜の木は、カナちゃんバスなどにもデザインされている河南町のシンボルツリーでもあり、コロナ禍では一時中断しておりましたが、毎年春には桜まつりも開催しております。このことから、町内の桜並木の景観の維持が重要だと思われます。今後の対策はどうなっているのでしょうか。

大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画によると、毎年4月から10月にかけて公園や街路、学校、農地などを定期的に巡視し、巡視に当たっては樹幹（樹木の地上部のうち枝や葉を除いた部分）から排出されるフラス、フラスとは、植物を食べる昆虫が消化した後に排出する微細な粉状の物質でおがくずのようなものですが、その有無の確認及び発見した成虫の捕殺に努めるとともに、被害情報などの提供を府や市町村へ行い、被害が確認された樹木については、成虫の移出を防ぐため6月までに防風ネットなどを食入孔にある樹幹に巻き付けるとともに、成虫発生時期——6月から8月ですが——に樹幹から出てきた成虫を駆除するとあります。

かなん広報などで地域住民に向けて、具体的な初期段階の駆除方法など定期的な情報発信の予定などございますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

桜は、昔から特に日本人に親しまれ、その材質は堅く、美しく、重用されており、古い文化と歴史的環境に恵まれた我がまちの象徴にふさわしいものとして町の木となっていることから、町としましても桜を守っていくことは重要だと考えてございます。引き続き、住民の皆さんのご協力を得ながら防除に取り組むとともに、関係機関とも連携し、効果的な対策方法を検討してまいりたいと考えてございます。

駆除方法等につきましては、現在、窓口にチラシの配架や町ホームページにより情報発信を行っておりますが、引き続き、広くお知らせできるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

河南町役場窓口にチラシを配架、配置して河南町のホームページでの情報発信をしてくれているとのことですが、河南町のユーチューブチャンネルなどもございますので、今後はそれらの媒体も駆使して、地域住民の皆様へ情報発信を引き続き対応をよろしくお願いいたします。

それでは、2事項めの質問に入ります。

白木小学校の跡地利用について質問させていただきます。

白木小学校の跡地利用について、過去に幾度か協議会が開催されたと聞いていますが、どのような案があったのかについてです。過去にも度々質問がございます白木小学校の今後の計画など、私のほうでも再度確認させてください。

過去に、白木小学校跡地利用について住民参加の協議会が幾度か開催されていたと聞いています。協議会の中でどのような跡地利用案があったのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

旧白木小学校の跡地利用につきましては、旧白木小学校区の住民の方など30人から成る町立白木小学校跡地利用ワークショップが開催され、第1回は相互理解、第2回はテーマの設定、第3回はやるべきことの明確化、第4回は事業案の検討、これらを経て平成31年3月に第5回で発表会、交流会が開催されました。

その中で、5つのテーマごとの事業案といたしまして、まず1点目、文化・スポーツ・芸術・娯楽・交流等をテーマにしたスポーツ公園事業、2点目といたしまして、観光・農業をテーマにした未来の農業を創る場所事業、3つ目といたしまして、産業・商業・雇用をテーマにしたいいき空間創生事業、4点目といたしまして、安心・安全・インフラをテーマにした道路整備がイチバン、防災拠点をつくろう事業、5点目としまして、教育をテーマにした四季を感じるふれあい広場事業が示されております。

これらの事業案を具体化するについて関係機関と協議いたしましたが、旧白木小学校跡地
が市街化調整区域であり、都市計画法上の土地利用に規制がかかる状況であります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

都市計画で市街化調整区域に指定されているとのことで、跡地を活用する施策が限定され
てしまうのですが、この市街化調整区域の指定を見直す方法や市街化調整区域のまま
跡地活用できる施策などありましたら教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

大阪府では、総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域を都市計画区域とし、
本町の全域が都市計画区域に指定されており、区域区分は市街化区域と市街化調整区域がご
ざいます。旧白木小学校跡地は市街化調整区域であり、市街化を抑制する区域となります。

区域区分の変更ですが、大阪府から提示された基本方針では、今後、住居系市街化区域の
拡大は既に都市的土地利用がなされている箇所、具体的な計画が進んでいる箇所に限られて
いるとのことであり、旧白木小学校跡地を市街化区域に編入することは困難な状況でござい
ます。

次に、市街化調整区域のままで跡地活用できる方法といたしまして、それぞれ地区の特性
に合わせた開発行為、建築行為が行われるよう、市街化調整区域における地区計画の制度が
ございます。本町では市街化調整区域における地区計画の運用基準を策定し対応してござい
ますが、旧白木小学校跡地の活用につきましては本運用基準の見直しも含め検討する必要が
あると考えてございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。今後も跡地利用についての検討をよろしくお願いいたします。

次、2項目めの質問をします。

（2）白木小学校跡地利用には多額の補修費用が発生すると推測されますが、概算でどの

くらい費用がかかるのか。

補正予算が計上されている白木小学校跡地南側のり面、りんりん坂付近のり面補修を含め、崖崩れなどの心配が予想されるが、安全対策は講じているのか教えてください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

旧白木小学校跡地は、施設において一定の役割を終えたことから普通財産として管理しております。現在は年1回の草刈り業務を実施している程度です。

この施設の補修費用をお尋ねですが、利用方法が決まっていない現段階での補修費用の積算等については行ってはおりません。

次に、今回補正予算を計上させていただきました南側のり面崩壊につきましては、もともと敷地内に敷設されている側溝が老朽化していることもあり、水路としての機能を果たせず、雨水等が漏れてのり面に回ったのではないかと推測されます。以前、雨季や台風シーズン前に、当該崩壊箇所を拡大しないように町職員によって直営で土のうの設置及び水路機能の回復を図る応急復旧作業を実施しました。安全対策を講じるため、業者の手を入れ、水路の機能回復とのり面保護を本格的に実施いたします。

このほか、旧白木小学校跡地において早急に安全対策を講じる箇所については、今のところないと思われます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

南側のり面のり崩れは対応中とのことですので、今後にも必要に応じて地域住民の安全の確保と必要な補修をお願いいたします。

次の3項目めの質問に移ります。

地域住民に白木小学校跡地を開放することはできないのか、その際必要な手順を広報などで発信できないか教えてください。

補修などの費用を考慮すると多額の費用を投入するには難しいと思いますが、なるべく費用をかけずに安全確保し、白木小学校跡地を地域住民に開放、利用することができるのではないのでしょうか。

白木小学校の立地は、車の乗り入れがしにくく不便との声もありますが、校庭から望む景

観はすばらしいものがあります。地域住民が現状の白木小学校の校庭を借りるなど、その際必要な申込手順を広報などで発信することはできますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

住民が利用する施設は、公の施設（行政財産）として管理し、日常から維持管理に努めているところです。

先ほどの回答とも重複いたしますが、旧白木小学校跡地については現在普通財産として管理しております。地域の方々からの要望もあって、普通財産ではありますが貸出要綱を制定し、貸出しは可能としております。現状の状態での貸出しとなりますので、積極的な利用について発信することは考えてはおりません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

白木小学校跡地を貸出しは可能とのことですので、もし要望の方がおられましたら貸出等の説明などの対応をお願いいたします。

それでは、3事項めの質問に移らせていただきます。

HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンキャッチアップ接種延長の件についてです。

先日、厚生労働省が発表したHPVワクチンキャッチアップ接種、今年度3月末までに1回でも接種すれば2回目、3回目の接種は公費負担の件です。啓発については予定しているかについてお伺いします。

HPVワクチンを接種することでヒトパピローマウイルス、略してHPVの感染を予防することができる有効なワクチンですが、先日厚生労働省が発表したHPVワクチンキャッチアップ接種延長、こちらについて補足説明させていただきますと、HPVワクチンキャッチアップ接種とは、平成9年度から平成19年度生まれまで、誕生日が1997年4月2日から2008年4月1日の女性の中で、通常のHPVワクチンの定期接種の対象年齢の間に接種を逃した方でまだ接種を受けていない方に改めてHPVワクチンの接種の機会を提供する、この公費接種の救済期間を延長するというものです。

次の2つの条件を満たす方が、改めて接種の機会を提供する対象となります。1、先ほど

も申し上げましたが、平成9年度生まれから平成19年度生まれ、誕生日が1997年4月2日から2008年4月1日の女性、2、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方です。この接種の対象に該当する方は、令和4年（2022年）4月から令和7年（2025年）3月の3年間、HPVワクチンを公費で接種できると厚生労働省のウェブサイトに記載されております。

対象者にHPVワクチンキャッチアップ接種の啓発について予定はしておりますでしょうか。過去にも接種対象年齢の女性、女兒に対して啓発事業はあったのでしょうか。

今回のHPVワクチンキャッチアップ接種の対象は、1年延長に伴い、新たに対象となる2009年4月1日生まれまでの女性も含まれるとのことですが、河南町在住の対象年齢の住民に何らかの形で情報発信する予定はございますでしょうか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンキャッチアップ接種の期間延長についてですが、厚生労働省より令和6年11月29日付で、令和7年3月31日までに該当ワクチンを1回または2回接種している者については、令和8年3月31日まで公費で残りの回数の接種を完了できるよう経過措置を設ける旨の事務連絡が発出されております。

今年の8月にキャッチアップ対象者で未接種者に対し個別勧奨を実施いたしましたが、今回の事務連絡を受け、キャッチアップ対象者と令和6年度が定期接種の最終年、この方は平成20年度生まれの女性の方となりますけれども、そのうちワクチン接種を開始していない方に対し、今年の年末までに個別に勧奨を行う予定としています。

また、今回の経過措置について、ホームページや広報等で情報発信を行い、周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

個別に勧奨を行うとのことですので、こちらの件も、今後も住民に向けて情報発信をよろしくお願いいたします。

続きまして、4事項、在宅医療時のサポートの件ですが、先ほど佐々木議員が質問されま

したので、私からは質問を取り下げます。今後とも、住民の健康と生活を守るため、情報発信をよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員の質問が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

以上で、本日の一般質問 1 日目の議事日程は終了しました。

一般質問 2 日目は、明日12月18日午前10時に開きます。

本日はこれもちまして散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 3 時 1 1 分散会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

令和6年12月18日（水）

令和6年河南町議会12月定例会議会議録

（第 3 号）

河 南 町 議 会

令和 6 年河南町議会12月定例会議会議録

年 月 日 令和 6 年12月18日（水）

場 所 河南町議会議場

出席議員 （10名）

1 番 佐々木 希 絵

3 番 高 田 伸 也

5 番 藤 井 祥 代

7 番 中 川 博

9 番 力 武 清

2 番 藤 野 裕 子

4 番 ポーポ 三 恵

6 番 河 合 英 紀

8 番 大 門 晶 子

10番 浅 岡 正 広

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長

副 町 長

教 育 長

総 合 政 策 部 長

総 務 部 長

住 民 部 長

健康福祉部長兼総合保健福祉センター長

ま ち 創 造 部 長

ま ち 創 造 部 理 事

総合政策部秘書企画課長

総合政策部危機管理室長

総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長

総務部副理事兼人事財政課長

総務部契約検査室長

総務部副理事兼施設営繕課長

総務部副理事兼まち創造部副理事

住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長

住民部保険年金課長

森 田 昌 吾

江 島 芳 孝

中 川 修

渡 辺 慶 啓

多 村 美 紀

大 門 晃

田 村 夕 香

安 井 啓 悦

玉 田 武 久

森 口 竜 也

木 矢 哲 也

田 中 啓 之

後 藤 利 彦

岩 根 有津佐

牧 野 勉

中 崎 誉 之

北 野 朋 子

桶 本 和 正

住 民 部 税 務 課 長

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長

まち創造部副理事兼地域整備課長

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

まち創造部副理事兼都市環境課長

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

教 ・ 育 部 教 育 課 長

教 ・ 育 部 こども 1 ば ん 課 長

教 ・ 育 部 副 理 事 兼 生涯 まなび 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長

教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

渡 辺 恵 子

和 田 信 一

辻 元 哲 夫

藤 木 幹 史

中 海 幹 男

池 添 謙 司

中 筋 美 枝

谷 道 広

藤 井 康 裕

山 田 恵

森 弘 樹

浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

理 事 兼 事 務 局 長

梅 川 茂 宏

課長補佐兼庶務係長

吉 田 高 朋

会議録署名議員

3 番 高 田 伸 也

4 番 ポ ー プ 三 恵

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第11まで

令和6年河南町議会12月定例会議

令和6年12月18日（水）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

日程第1	一般質問（2日目）	126
	（個人質問）	
	5番 藤井 祥代 議員	126
	7番 中川 博 議員	142
	8番 大門 晶子 議員	176
	9番 力武 清 議員	192
日程第2	議案第28号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第4号）	211
日程第3	議案第29号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	211
日程第4	議案第32号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	213
日程第5	議案第33号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	213
日程第6	議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	213
日程第7	議案第35号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第5号）	213
日程第8	議案第36号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	213
日程第9	議案第37号 令和6年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2 号）	213
日程第10	議案第38号 令和6年度河南町下水道事業会計補正予算（第2号）	213
日程第11	会議期間の決定について	232

議 事 の 経 過

午前 10 時 00 分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程及び12月13日開催の議会運営委員会の審議結果も併せて、タブレット744、令和6年12月18日、12月定例会議一般質問（2日目）に送信しています。ご確認ください。

日程第1 一般質問2日目の個人質問を行います。

質問者は、藤井議員、中川議員、大門議員、力武議員、以上の順で発言を許します。

最初に、藤井議員の発言を許します。

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

皆さん、おはようございます。議席番号5番、日本共産党、藤井祥代、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問いたします。

さきの9月町会議員選挙におきまして初の信任を受けましての初めての質問となります。選挙中、住民の方に約束した公約を中心に質問させていただきます。不慣れな部分もありますが、理事者の方には答弁のほど、よろしくお願いいたします。

では、初めの質問をさせていただきます。

1、こども園の保育士の人員確保について。

（1）保護者にとって安心して預けられる保育の質の向上についてどう考えているかということで、去年、国の保育士などの配置基準が変更されました。4歳児、5歳児は30対1から25対1へ、3歳児は20対1から15対1へ、1歳児は令和7年度以降、6対1から5対1へ、これを受け本町ではどのような取組をされていますか、教えていただきたいです。よろしく

お願いします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

国では、令和5年12月22日に閣議決定されましたこども未来戦略において、令和6年度から今後3年間の集中的な取り組むべき施策——加速化プランといいます——の一つとして、職員配置基準の変更が行われました。

4歳・5歳児については、令和6年度から30対1から25対1へ、また3歳児については20対1から15対1へ変更されました。1歳児については、令和7年度以降の加速化プランの期間中に6対1から5対1へ変更される予定となっております。

新しい配置基準については、令和7年4月を目途に実施できるよう人材の確保に努めております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

配置を見直していただけるということで、ありがとうございます。

中央保育園とかなんこども園が中村こども園に統合されてから、子供の人数が大幅に増えて、200人超えのマンモス園になっています。保育園と幼稚園が一体になり、こども園になったことでメリットもデメリットもあるように思いますが、どのように感じておられますか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

中村こども園は幼保連携型の認定こども園で、幼稚園教育要領に基づく幼稚園的機能と保育所保育指針に基づく保育所的機能の両方併せ持っている施設です。

2号・3号認定で保育園へ通った場合は、仕事を辞めたときなど保育を必要とする事由に該当しなくなったときに保育園を退園しなくてはなりませんが、認定こども園へ通っている場合は、3歳以降から1号認定の幼稚園部としてそのまま園へ通い続けることができることがメリットであると考えています。

大人数の園となったことで、子供に合った保育ができるよう、園職員の連携、保護者の情

報発信などが行える会議の時間の確保やＩＣＴ化を図るとともに、参観や懇談会の期間に保育教諭と保護者がゆっくりと話せる機会を設けることにより、教育、保育の環境の充実に努めてまいります。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○５番（藤井祥代）

ありがとうございます。

仕事を辞めたときなどに、保育園を退園しなくて幼稚園部にそのまま通えるということは私も知らなかったもので、すごくいいシステムになっているなと思ってうれしく思いました。国の保育士などの配置基準は努力義務のようですが、子供たちが楽しく安全に過ごせるように、また保護者の皆さんが安心してこども園にお子様を預けられる環境が整えられるように、引き続き努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

（２）番、保育士の労働条件の改善についての考えはということで、保育士は子供の安全を確保しながら成長を見守る大変な職業ですが、給料があまりよくないことから、保育士不足の状態が続いていると思います。この状態をどのように受け止めておられますか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

保育士不足については、本町だけでなく全国的な問題と認識しております。そのため、国では、これまで公定価格の改善など様々な処遇改善に取り組んでいるところです。本町におきましても、国の動向を踏まえ、処遇改善に取り組んできたところです。

保育士の処遇改善につきましては、全国的な課題と認識しておりますので、今後も国の動向に注視しつつ、必要に応じて要望等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○５番（藤井祥代）

ありがとうございます。

給料に対しての配慮も必要だと思うんですが、休憩や休日などきちんと取れていますか。

併せて有給休暇は取れているでしょうか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

中村こども園では、教室を離れて休憩を取る時間や休暇を取得できるようにするため、クラス担任や園長、副園長が円滑な保育の引継ぎが行えるよう、その日の園児たちの様子などをふだんから情報を共有するとともに、休暇の取得に対しては、保育士を補充する体制を整えて対応しております。さらに、職場の働き方改革に伴い、担任の代わりに対応するフリー保育士を増員しております。

また、保育士の負担軽減を図るため、歳児ごとに効率的な保育計画を副園長等から相談やアドバイスを受けながら策定し、取り組んでいます。

このような取組により、休憩時間の確保や有給休暇の取得に努めております。

今後とも、保育所の方々が高いパフォーマンスを発揮し、園児たちによりよい保育サービスが提供できるよう、その環境整備に取り組んでまいります。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

フリーの保育士さんを増員していらっしゃるということで、保育士さん、すごい働きやすい環境になってきているんだなと思ってうれしく感じています。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

（3）番、病後児保育の現状についてということで、こども園の病後児保育の現状について、利用者の実態など教えてください。石川こども園、中村こども園、それぞれについてお願いします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

本町では、保護者の子育て支援をするとともに、園児の健全な育成に寄与することを目的に、病気の回復期にある生後2か月から小学校就学前までの園児について、集団での保育、教育等が困難であり、かつ保護者がやむを得ない事情により家庭で保育できない場合に、そ

の園児を一時的に預かる事業として病後児保育事業を実施しております。

利用料金としましては、1日2千円（別途昼食代等）、定員は、町内では中村こども園、石川こども園でそれぞれ1日3名、利用時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとなっております。

利用方法としましては、事前に利用の登録をしていただき、看護師等が聞き取りを行います。その後、利用希望日の前日までに予約をし、利用の前日または当日に医師の診察を受けて意見書を提出いただき利用となります。

実績としましては、令和5年度、石川こども園は3名で3日、中村こども園は実績はございません。令和4年度、石川こども園は2名で2日、中村こども園は1名で2日となっております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

病後児保育の利用は年間に2、3人ということなのですが、この制度について、保護者の皆さんにはどのような形でお知らせされていますか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

制度につきましては、中村こども園、石川こども園において、新入園児の入園説明会の際に説明を行うとともに、各園のホームページの掲載や各園の案内チラシを作成して周知を行っております。また、町のホームページをはじめ、住民の皆さんにお知らせをしております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

お知らせチラシとかホームページでしていただいているようなのですが、こども園に病後児保育の制度があること自体をご存じない住民さんもまだおられるようなので、また、皆さんに分かる形で周知していただいて、安心して子供さんを預けられるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

2番、中学生の自転車通学の実態についてということで、(1)番、自転車通学の実態は、中学校のどのぐらいの生徒が自転車で通学していますか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

中学校の自転車の通学につきましては、1年生118人中103人、2年生135人中99人、3年生117人中97人で、全校生徒370人中299人と、約81%の生徒が自転車通学をしております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

約8割の生徒が自転車通学をしているということなのですが、現状、中学校の自転車置場に余裕があるかどうかということを教えていただきたいのと、あと、また今後、自転車通学可能な基準を見直す予定があるかどうかも教えていただきたいです。よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

中学校の自転車置場につきましては、1年生、2年生、3年生と3か所設けておりますが、学年スペースに収まらない場合は他学年のスペースを融通し合うといった工夫をしており、全体として余裕はない状況です。

自転車通学の可能な基準としては、中学校が見直しをするという予定は、報告はございません。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

(2)番目の質問、私、ごめんなさい。自転車通学可能な基準がどうなっているかということを知りたかったんですが、自転車通学が可能な基準のぎりぎりの地域にお住まいの住民さんからは、家が近くなのに自転車通学している生徒と徒歩通学の生徒がいると伺いました。自転車通学の基準はどのように決められていますか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

中学校では原則として徒歩通学をしておりますが、片道1.65km以上である場合は自転車通学を許可しております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

先ほどもお話ししましたが、家が三軒隣なのに自転車通学と徒歩通学に分かれている地域も存在しているようです。そういった不合理な状態をなくすためにも、地域指定を行うように提案したいと思います。見解をお示してください。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

自転車通学可能な基準としましては、距離を基にする考え方もあれば、行政区を基にする考え方もありますが、隣り合う数軒で結果が分かれることについては、行政区を基にした場合でも、あるいは地区の境界に家庭が隣接するような場合に、地区、境界で結果が分かれることもあり得ます。

また、行政区を基準とした場合、自転車通学を認める地区の家庭よりも、距離が遠いけれども別の地区の家庭が認められない逆転ケースが出ることもあり得るので、距離を基にするほうが合理的であると考えていますので、現時点では見直しを中学校に促す予定はありません。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。ありがとうございます。

また今後もいろんな問題が出てくると思うんですが、臨機応変に対応していただけるようによろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

(3) 番、事故時の保険の加入はどうなっているのかということで、自転車通学で転倒する生徒を度々見かけますが、事故時の保険の加入はどうなっていますか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

中学校では、主要な通学路を定めておりまして、各家庭から主要な通学路へ向かう道等を含めまして、通学路の経路及び方法により、通学する際、生徒がけがをした場合、登下校中の事故等として独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となっております。

また、大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、自転車の利用者に対して、自転車事故により生じた他人の生命または身体の傷害を保障することができる自転車損害賠償保険等への加入義務が定められておりまして、このことから中学校では自転車通学のルールとして、必ず自転車保険の加入を求めており、加入済みの申告がない場合は自転車通学を許可しないこととしております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5 番（藤井祥代）

ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

(4) 番、ヘルメット購入の補助の理由はということで、ヘルメットの購入に対して補助を出していると思いますが、それはどのような観点から出されていますか。また、幾らの補助をされていますか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

令和5年4月1日に施行されました道路交通法の改正により、全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用努力義務が課されることになりましたが、中学校では、それ以前から自転車通学のルールとして、必ずヘルメットを着用することとしております。中学校生徒の通学の安全対策のための補助となっております。

中学校では、自転車通学用のヘルメットは学年別の目印を施した仕様の学校用品としてお

り、3千円のヘルメットの半額に当たる1,500円について補助しており、令和5年度は17万1千円、114人分の交付をしております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

ヘルメットの努力義務が課される前から、中学校ではヘルメットの補助金を出していただいているということで、ありがたいと思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

（5）番、自転車購入に対しての補助は検討しているのかということで、自転車通学の生徒が8割と伺いましたが、今は電動自転車で通学している生徒が多いと思います。ヘルメット購入への補助もありがたいですが、高額な自転車への補助があると、子育て世代の負担軽減につながると思います。

そこで提案ですが、自転車購入への補助制度を設けてほしいとの要望がありますが、見解を示してください。お願いします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

中学校の通学用ヘルメットは統一的なデザインで、通常の使用方法としては概ね通学時のみに着用しております。

自転車そのものにつきましては、通学以外にも、買物、知人宅への訪問、サイクリング等様々な用途に使われているものであり、現時点では補助を考えておりませんが、卒業を控えた中学校3年生の保護者に向けて、通学用自転車のリユース——再利用ですね——として不要となった自転車の提供をお願いする取組を平成29年度から行っております。引き続き保護者のご理解、ご協力をいただきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

自転車の補助金はちょっと高額になるので難しいとは思いますが、自転車のリユース、う

ちにも中学生の子供がいるんですが、ちょっと私もはっきりとまだ知らなかったので、保護者の方にもお知らせ、私のほうからもしていきたいと思います。子育て世代の負担を軽減するためにも再度検討をお願いして、次の質問に移ります。

3番、白木小学校の跡地利用について、（1）跡地利用が進まない理由はということで、昨日の本会議でも同じような質問が出ました。かぶる部分がありますが、別の観点から質問させてもらいたいと思います。

白木小学校が閉校して5年以上たちましたが、いまだに跡地利用が進まない理由を教えてください。よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

昨日のほかの議員さんへの答弁と重なる部分がございますが、旧白木小学校跡地につきましては、市街化調整区域であり、市街化を抑制する区域となって、都市計画法上の土地利用に規制がかかる状況であります。したがって、様々な提案を受けたとしても、法令上厳しい状況となっております。

また、市街化区域への編入については、大阪府から提示された基本方針では、今後、住居系市街化区域の拡大は既に都市的土地利用がなされている箇所、具体的な計画が進んでいる箇所に限られるということであり、旧白木小学校跡地を市街化区域に編入することは困難な状況となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

次の質問に移ります。

（2）番、ワークショップで議論した後、この間の動きはどうなっているのかということで、白木小学校閉校後、跡地利用についてのワークショップが5回開かれたと伺っています。具体的にどのような案が出たか教えてください。また、実現に至らなかった理由もお伺いしたいです。よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

昨日の答弁と重なる部分がありますけれども、旧白木小学校の跡地利用につきましては、旧白木小学校区の住民の方など30人から成る町立白木小学校跡地利用ワークショップが開催され、第1回では相互理解、第2回はテーマの設定、第3回はやるべきことの明確化、第4回は事業案の検討を経て、平成31年3月に、第5回で発表会、交流会が開催されました。

5つのテーマごとに事業案としてまとめられまして、まず1点目ですが、文化・スポーツ・芸術・娯楽・交流をテーマにしたスポーツ公園事業、2点目といたしまして、観光・農業をテーマにした未来の農業を創る場所事業、3点目といたしまして、産業・商業・雇用をテーマにしたいいき空間創生事業、4点目といたしまして、安心・安全・インフラをテーマにいたしました道路整備がイチバン！防災拠点をつくろう！事業、5点目といたしまして、教育をテーマにした四季を感じるふれあいの広場事業が示されております。

これらの事業案を具体化するについて関係機関と協議いたしましたが、旧白木小学校跡地が市街化調整区域であり、都市計画法上の土地利用に規制がかかる状況となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

当時のワークショップに参加してくださった住民さんから、その後の経過報告が何もされていないとの苦情も伺っています。白木小学校跡地が市街化調整区域であることは、白木小学校閉校前から分かっていたことだと思うんです。

令和元年12月議会の議事録を読ませてもらいました。そのときから5年たった今でも状況は何も変わっていないと思います。その間に新型コロナの問題があり、前進しなかったのも分かりますが、130年以上の歴史のある住民の皆さんの思い出がたくさん詰まった小学校ですから、是非とも目に見える形で残してあげてもらいたいと思います。

市街化調整区域に建てられない建物とはどのようなものか、そしてまた、どうしたら市街化調整区域を活用できるのか、教えていただきたいです。よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、建物を建ててまちづくりを推進していくことを抑制し、乱開発を防止する区域となっております。

市街化調整区域であっても許可を要しない農家用施設や、許可は必要となりますが、公益上必要な建築物は建築可能となっております。

市街化調整区域のままで跡地活用できる方法といたしましては、昨日もご答弁いたしましたが、それぞれ地区の特性に合わせた開発行為、建築行為が行われますよう市街化調整区域における地区計画制度があり、本町では市街化調整区域における地区計画の運用基準を策定し対応しておりますが、旧白木小学校跡地の活用については、本運用基準の見直しも含めて検討する必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

いろいろ問題はあると思うんですが、前向きに検討をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

（3）番、運動場の開放はできないのかということで、校舎の利用はすぐには難しいとしても、せめて運動場だけでも開放はできないですか。教えていただきたいです。

○議長（浅岡正広）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

昨日のほかの議員からのご質問に対する答弁と重複いたしますが、住民が利用する施設は公の施設（行政財産）とし、管理し、日常から維持管理に努めているところです。

旧白木小学校跡地につきましては、現在普通財産として管理しております。地域の方々からの要望もあって、普通財産ではありますが、貸出要綱を制定し、運動場においても現状の状態での貸出しは可能としております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

運動場は貸し出していただけるとのことなのですが、敷地内は水道もトイレも使えない状態と伺っています。現時点では長時間の運動場の利用は難しいと思いますが、子供たちが安心して遊べる場所として整備をするのは難しいですか。

近年では、地域の公園でのボール遊びやスケートボードが禁止になっているところが多く、子供たちが遊べる場所が少なく感じます。住民さんから子供たちの遊び場を造ってほしい、バスケットゴールを設置して遊べるようにしてほしい、スケートボードパークを造ってほしいなど多数の要望があります。こういった要望をかなえるためにも、運動場の開放を求めます。見解を示してください。よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

当該施設は普通財産であり、住民が利用に供するものではありませんが、繰り返しになりますが、運動場については現状のまま貸出しすることは可能となっております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

いろいろ難しいとは思いますが、住民さんに喜んでもらえる形で何か一緒に皆さんで考えていけたらいいと思っていますので、今後もよろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

4番、民生委員の境遇改善についてということで、（1）番、民生委員の報酬額は。

民生委員の報酬はどのぐらいですか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。民生委員・児童委員は、民生委員法第10条で「民生委員には給与を支給しないもの」と規定され、無報酬で活動しています。ただし、活動に要する交通費等に充てるものとして、活動費をお一人年6万200円、また、会長には会長活動費が大阪府から支給されています。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

民生委員に活動費が支給されているということなのですが、民生委員になると絆会という会の会員にならないといけないようで、その会費で出費がかなりかさむと聞いています。この点についてはどう思われますか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

絆会は民生委員・児童委員の皆さんによる任意の親睦組織とお聞きしておりますので、町の立場でのお答えは差し控えさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

絆会が任意の会とはいっても、民生委員になれば皆さん会員になられているのが現状で、毎月の出費が多く負担になっていると現在の民生委員さんからも聞いています。町として検討できることがあれば、是非よろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

（2）番、民生委員の成り手不足に対してどう考えているのかということで、民生委員の成り手不足が全国的な問題になっていると思いますが、これをどう受け止めていますか。また、民生委員の年齢制限についても教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

前回の令和4年度の一斉改選における全国の充足率は93.7%、大阪府では充足率が89.6%で、初めて90%を割ったと聞いております。その中で、本町では主任児童委員を含めて欠員1名という状況です。

民生委員・児童委員につきましては、75歳未満の人という年齢要件に加えて、担当地域に

居住し、地域の実情をよく知っている人という地域要件などがございます。

近年は、ライフスタイルの多様化や定年退職後も長年にわたり働かれる方も増加し、年齢要件もある中、民生委員・児童委員につきましても成り手不足が進んでおります。これを受けて、国では民生委員・児童委員の負担軽減なども含めて検討されているところです。

本町としましても、貴重な身近な福祉の担い手であります民生委員・児童委員制度が円滑に維持されるためには、要件の緩和や負担軽減の仕組みの検討などが必要と考えており、国の検討会の動向などを注視してまいります。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

本町でも成り手不足の問題は今後深刻になってくると思います。共働きの世帯が多い中、仕事をしながら民生委員の仕事をこなすのは難しいと考えます。若い世代の方に引き受けていただくためにも、活動内容の簡素化が必要ではないかと思いますが、何か検討されていますか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

民生委員の活動は、独り暮らし高齢者などの訪問や相談事を町や社会福祉協議会につないでいただいたり、自主的に朝の子供たちの見守りや定期的におうちの様子を見守っていただくなど、人のつながりによる部分が多く、その内容も多岐にわたっております。そのため、町としましても、民生委員にお願いして敬老祝い金をお届けする仕事を現金書留にするなど、民生委員の負担軽減を図っているところです。

今後とも、民生委員活動の負担軽減等を図るため、一部の市町村で導入されています協力員等民生委員活動をサポートする方策について調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

ありがとうございます。

いろいろ調査研究していただけるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

民生委員の負担を減らすために、活動内容の一部を外部に委託するなどの検討はできないですか。また、民生委員が厚生労働大臣から委嘱されていて、役場として口を出しにくいというのは分かりますが、実際に民生委員の活動は少し大変だと言われている方がいらっしゃるのも現状です。全てを社会福祉協議会に任せ、区長任せにするのではなく、役場も一緒に民生委員の境遇改善について、社会福祉協議会と連携して協議会を設けるなどしてはいかがでしょうか。成り手不足について、もう少し真剣に考えていただくことをお勧めしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

(3) 番、町独自で民生委員に対して手当を出すことは検討しているかということで、イベントなどで土曜日や日曜日に民生委員が活動することも少なくないと思いますが、そういったイベントは頻繁にありますか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

土曜日や日曜日に活動いただくイベントとしましては、民生委員児童委員協議会で実施されています子どもゆめづくりフェスティバルがあります。その他、障がい者ふれあいスポーツ大会や町総合防災訓練などに一部の民生委員さんにご協力をいただいているところでございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5 番（藤井祥代）

ありがとうございます。

絆会の会費で出費がかさんでいる現状の中、せめて休日手当のような手当を町独自に出すことはできないか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

先ほどもお答えしましたとおり、民生委員・児童委員は無報酬という仕組みになっておりますので、民生委員個人への報酬等の支給は制度上、難しいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

75歳未満の基準を満たすのも難しく、何期も同じ方が民生委員を続けている地域も少なくないと思います。若い人への世代交代がしやすいようにするためにも、活動内容など、いま一度見直していただけるとありがたいです。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

藤井議員の質問が終わりました。

次に、中川議員の発言を許します。

中川議員。

○7番（中川 博）

議席ナンバー7番、公明党、中川博でございます。通告書に従って一般質問を行います。

私たち議員は、町民から選ばれ、その代表者としての議会構成員でもあります。その議員の一言一句は、取りも直さず町民の意見であり、町民の声であります。議員が行う一般質問は、町民の願いであり、その思いであります。

今回多くの質問を行いますけれども、答弁者におかれましては、その町民の皆様の町民自治の観点から誠意ある答弁をお願いいたします。

まず、1事項め、地域公共交通について伺いたいと思います。

昨年、金剛バス事業が全面廃路になり、翌日からコミュニティバス方式で河南町が主体として切れ目なく運行されました。大変ご苦勞をおかけした方々に心からまずは敬意を表したいと思います。

1項目めですけれども、前金剛バスに比べて3割程度が廃路、減便になったと伺っております。地域とその運行内容をまずはお答えください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

現在の金剛ふるさとバスの運行は、金剛自動車株式会社が河南町域を運行している路線のうち、平石行き1日2便を除き、全路線を継承し運行を行っております。しかしながら、便数につきましては、現在概ね7割程度の運行となっております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

今お答えいただきましたように、平石行きは2便が廃路になり、他の路線も3割減、つまり7割程度の運行であるとのことでございます。

それでは、現在約1年が経過し、問題点や改善点についてはどういうものがあるのかお答えしていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

金剛ふるさとバスにつきましては、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会では、金剛ふるさとバス沿線地域内在住の住民アンケート、4市町村内に立地する高校や大学へ通う学生アンケート調査、OD調査、各市町村別ワークショップを行い、いろいろな角度から問題点や利用者からのご意見を集約しております。

サービスの満足度では、運行本数が少ないが最も多く上がった意見でございます。また、町内のワークショップでは、富田林駅や喜志駅での電車との乗り継ぎが不便である、バスの最終便をもっと遅くにしてほしい、バス停の停留所についても、変更があったバス停についてはこれまでのバス停位置に戻してもらいたいなどの要望が上がっております。

また、サービスをよくするためには、住民も利用者負担を許容することをも考える必要があるなど、利用者の意識醸成といったご意見などもございました。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

今、多村部長からお答えいただきましたけれども、問題点や改善点は今お聞きしました。

今後、具体的にどうされるのか、それをお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

バスの運行を維持、確保していくには、一人でも多くの方に利用いただくことが最も重要であると考えております。

また、4市町村地域公共交通活性化協議会では、先ほど申し上げました各種調査結果などを踏まえ現状分析を行い、今後取り組むべき課題を大きく7項目に分けてまとめております。

- 1、人口減少・高齢化社会に伴う交通弱者増加への対応。
- 2、乗務員不足、2024年問題に応じた既存地域公共交通の見直し。
- 3、地域間幹線交通（金剛ふるさとバス）のサービス維持。
- 4、各地域の利用実態に応じた交通サービスの構築。
- 5、各交通モード間の接続向上による円滑な交通体系の確保。
- 6、ターゲット層に合わせた公共交通サービスの充実、利用促進。
- 7、公共交通を知ってもらうきっかけづくりの促進。

以上の7項目を中心に、4市町村地域公共交通活性化協議会で協議をしていくこととなっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

再質問させていただきたいと思います。

昨日のほかの議員の答弁でもほぼ同じ内容でございました。要約すれば、7項目を中心に協議していくと。また、一人でも多くの方に利用していただくのが最も重要であるというようなことでもございました。

しかし、考えてみてください。先ほど回答がありましたように、平石行きは廃路、他の路線は3割減便、また、最終バスの時間帯も早くなり、どうして利用が増えるのかどうか。そう考えると、今、同じような問題を抱えている自治体を参考にして新たな試みを積極的に行うことが必要ではないかと考えます。

例えば、AIを利用したデマンド方式、これは堺市などがやっております。議会のほうも、以前には三重県の玉城町を参考にさせていただいて、この方式はどうかという提案もさせていただきました。

昨日は2名の議員が質問されました。見事に否定されましたけれども、デマンド型乗合タクシー、これは寝屋川市とか茨城県利根町、新潟県魚沼市などで実際やっておられます。ま

た、新たに町民の方の力をお借りするようなライドシェア等の新たな取組を行い、不便をおかけしております平石地域の皆様など、また町民の足を確保するべきではないでしょうかと思います。

これにつきましては、町長の前向きなご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

公共交通については、金剛バスがどういう状況にあったかというのは、まずは考えないといけないと思うんです。なぜ金剛バスが廃業になっていったかというところから出発しているわけです。その中でどうしても交通を維持しないといけない部分があると、住民の移動の手段を確保しなければならないという観点に立って、4市町村の中、河南町も含めてどうしていくかという中で、今、何とかこういう形で、これがベストというわけではなくて、今現状での対応ということで1年やってきたと。今、その中でいろんなご意見もいっぱいいただいています。ただ、それを全て解決するには、当然ながらいろんなことがあると思います。

まあ言えば、今のバス事業の社会情勢、それから運転手、乗務員不足という社会の状況、それから、あとは町のほうがどれだけ負担をできるかというその問題、いろんなところを総合的に勘案して今の状態になったというのはご理解いただきたいと思います。

なお、今、国のほうではいろんなAIの活用、それからライドシェアのこと、ライドシェアについては、大阪府全域で万博期間中は域が拡大するという方向も聞いておりますので、いろんな情報を加味して町としてどういうふうに進んでいくかというのは、今後、検討しなければならないという課題は持っております。

ただ、今の状況は、何とか住民の移動手段を確保するということでまずは進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

現状はよく分かるんです。ただ、先ほど提案させていただいたのは、現状どおりでしたら、やはり今町長がおっしゃられたように、財源的な分もしんどいというところで考えたときに、

新たな取組をやっぱり考えていかなければ、町民の力もお借りしながらそういうのを構築しなければ、今後やっばりますます厳しくなるんじゃないかなと思います。

そういうことで、大阪府のほうでも自動運転とかは力を貸してくれるらしいんですけども、早急にそういう形になるというのはなかなか想像しにくいという部分がありますので、そう考えたら、町独自で新たな方式というのも考えていかなければ、今の循環バス方式がいいのかどうかということもまた取り組んでいかなければいけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2事項めですけれども、帯状疱疹ワクチンについて伺いたいと思います。

1項目め、私は令和3年12月定例会議で初めて帯状疱疹ワクチンの助成の質問を行いましたけれども、その時点で助成していた市町村の数と直近、今現在の市町村の数の推移は、どれだけ増加したのかを教えていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

帯状疱疹ワクチン助成を実施している市町村の推移とのことですが、令和3年12月当時の助成市町村数は、名古屋市をはじめ、文京区など12市区町村が助成を行っており、現在は、帯状疱疹ワクチン「シングリックス」を製造販売していますグラクソ・スミスクライン株式会社の資料によりますと、令和6年9月現在、715市区町村が公費助成を行っております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

私がしたときは12やったんですね。それが今715、59.6倍、60倍近くの自治体が始めております。

2項目めですけれども、今お答えしていただいたとおり、まだ全国では12の自治体のみしか帯状疱疹ワクチンを助成していないときから質問を始めました。きっかけは、以前にも述べましたが、町民の方ですけれども、ご主人が帯状疱疹にかかれ、奥さんがかかりつけ医さんに——それは町内のお医者さんですけれども——相談したところ、河南町は予防医学に熱心であるので、きっとワクチン接種の助成をしてくれるのではというようにお医者さんからアドバイスを受けたことがきっかけでございました。

他の自治体はどんどん今、話ありましたように導入していく中、そのご婦人にとっては、

待てど暮らせど河南町は一向にワクチン助成を進めてくれないというのが現状でございます。その町民の方のお気持ちをまずは考えていただきたいと思います。

それでは、質問ですけれども、令和3年12月の私の最初の答弁と最後に質問した令和5年9月の答弁ですけれども、要約すれば、令和3年12月の最初の答弁は、一つ、ワクチン接種で防げる病気についてはワクチンの活用を考慮していくべきだと思いますが、やはり、これ2つ目のポイントですけれども、2、副反応などの様々な課題もありますので、任意接種への導入につきましては、3、国や近隣市町村の動向を注意しつつ検討してまいりたいと考えておりますというのが一番初めの答弁でございました。

そして、私が質問した最後の答弁ですけれども、令和5年9月の最後の答弁では、任意接種の助成は、さっきの答弁と同じ3番目ですけれども、国や近隣市町村の動向を注視し、これは同じです。新たに4、医師会のご意見を伺い、協議を重ねながら導入については検討するとともにでありますけれども、5番目、予防接種法に基づく定期接種化を行うように引き続き国・府に対して要望してまいりますという答弁でございました。

重なるものも含めてポイントは5つでございます。それ以外のほかの答弁もほぼ同じ内容で踏襲しておると思いますけれども、間違いはないか、まず伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和3年12月及び令和5年9月定例会議においては、今のそのようにお答えさせていただいております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

それでは、3項目め、伺いたいと思います。

最初の答弁のポイント2ですけれども、2の副反応につきましては、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室より特段の重篤な副反応等は見られないと。河南町のほうから問合せをしていただければ、その旨をちゃんと答えさせていただきますと回答を得ておりますので、副反応についてはまずはクリアしておると思います。

最初の答弁と最後の答弁で重なる部分の答弁の3と5は、国は来年度から定期接種化を決

定しましたので、国の動向及び要望は解決したわけでございます。

最後の答弁の4ですけれども、私の初めのきっかけも河南町のかかりつけのお医者さんからの提案でございましたけれども、富田林医師会の多くの病院、河南町も含む病院では、予防接種を任意でもう既にされておられます。また、お医者さんからも、医師からも、消極的ではないし行政が補助するのに何の反対はない、自分から行政に強制的には言えないけれども、行政が、町がするには何の反対もないともお聞きしておりますので、医師会からの意見も問題がありません。

最初と最後の答弁の3ですけれども、近隣市町村については確かにまだ実施しておりませんけれども、以前私が多胎妊婦健診の拡充のとき、これは逆に近隣市町村の動向は全く参考にしてもらえず、全く影響がありませんでした。近隣が何ぼやっても河南町はしてくれませんでした。そう考えると、概ね大きな問題はないと思います。

答弁内容を消去法で考えると、もはやできない理由はないものと思います。その上で、答弁において残るのが、最初の令和3年12月の答弁、1つ目ですけれども、ワクチン接種で防げる病気については、ワクチンの活用を考慮していくべきとの前向きな答弁のみが残ることになります。

答弁は非常に重要であります。我々はその答弁に対して真剣に取り組み、町民の皆さんの意思を何とか実現しようと、解決しようとそういう努力をしてくるわけでございます。初めの質問からおよそ3年がたち、助成自治体も12から715に、約60倍に増加しているのに、いまだにできない理由を明確にお答えしていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

現在、国では、ワクチン評価に関する小委員会において、当該ワクチンの有効性や安全性が確認され、費用対効果についても効果が期待できるとして、定期接種に含める方針が了承されております。これを受け、上部組織である予防接種基本方針部会にて、定期接種化に向けて予防接種法上の位置づけ、対象年齢、できる限り少ない費用で望ましい効果が得られるようにする観点から、用いるワクチンについてどのように考えるかなど、議論がされているところでございます。

議員仰せのとおり、任意接種の助成は、近隣市町村では実施されておりませんし、大阪府内でも実施されておりませんが、近年、全国的には東京都や愛知県、兵庫県の市区町村をは

じめ、助成を開始している自治体が増えてきているのも承知しております。

任意接種については、不活化ワクチン「シングリックス」を2回接種すると約4万4千円で、お一人当たり半額助成をした場合でもやはり高額な費用の負担となり、財政的に厳しい面がございます。

今後、国の定期接種化に向けての動向を注視するとともに、富田林医師会や富田林医師会管内4市町村と協議を重ねながら、導入について検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

田村部長、ありがとうございます。前向きに捉えていいのか悪いのかちょっと分かりにくいんですけども。

例え話ではありますが、今では当たり前になっている児童手当、本年10月からも大幅に拡充されましたけれども、この制度は、1967年、昭和42年、57年前、私ども公明党の千葉県市川市の公明党の市議会議員が定例議会で訴えたことに端を発します。また、同じ年、新潟県三条市でも市議会公明党が市当局に働きかけを行いました。翌年1968年、昭和43年4月に両市において、国に先駆けて自治体の制度として児童手当がスタートしました。これ、我々の宣伝という意味ではなしに、何を言いたいかといえ、自治体の取組が国の制度を動かすことができるということでございます。

今回は、現時点では先ほど述べました、また答えていただきました715の自治体が带状疱疹ワクチン助成を実施したことにより、国を動かし、来年度から定期接種が決定したわけでございます。

また、大阪府におきましても、大東市の市議会議員が3回の一般質問を継続したことが市長を動かし、もうすぐですけれども、来年1月から任意接種が実現しますと言われておられました。大東市の市議会議員さんの一般質問と私の一般質問、今回7回目ですけれども、重みが違うのでしょうか。河南町では、現状、実施していないことが本当に残念でたまりません。

初めに述べたように、我々議員が行うこの一般質問は、同時に町民の願いであり、思いであります。今日もいろいろなほかの議員も一般質問されておられましたけれども、やっぱり町民の皆様の思いを込めて一般質問をされているわけでございます。町民自治の観点から、町民に寄り添った、これは多分、田村部長ではなかなか大変だと思いますので、私もしつこ

く言うて気の毒になりますので、これは町長にお聞きしたいと思います。町民に寄り添った森田町長のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

何回も質問していただいて耳にたこができるような形になっておりますので、重々承知はしております。

住民の皆さんのご意向というか、思いというのを町政に反映していくというのは、これは基本的な私の考えであります。ただ、その実施に当たっては、いろんな条件、状況を判断しながらジャッジしていくという形になるかと思えます。

带状疱疹の件についても、質問を受けてから3年、4年ぐらいたつんですけれども、この間の動きというものが当然ながらあります。それは、いろんなところで707の自治体がもう補助をしていると。補助の制度もありますし、補助対象の年齢もあるし、都道府県単位で行っているところもあるし、いろんなケース・バイ・ケースがあるので、町としても、やるについてはいろんな角度から、当然財源の確保の面もあります。

それで、国の支援、それから都道府県の支援とかそういうようなものも含めて総合的に考える必要がありますので、現時点では、今、厚労省の部会というんですか、先ほど部長が答弁したとおりなんですけれども、報道等によりますと、これは毎日新聞の記事ですけれども、本年12月6日の記事なんですけど、ウイルスがもとで発疹や痛みが生じる带状疱疹のワクチンについて、厚生労働省は、来年4月からの高齢者を対象に定期接種化する最終調整に入ったと、こういうような報道なんです。ですので、どれぐらいの補助するのか、どれぐらいの年齢か、対象か、それも含めて国の動向をまずは注視しないといけないと思います。国の動向によって、当然ながらそれに対してどのような財源が出てくるかという形にはなると思います。

財源については、今、非常に国のほうでも議論されている所得税の課税基準の103万円の壁の問題があって、それに対して地方に及ぼす影響が多大であるということで、町としてもどのような影響が出るか、その面についても非常に興味があるので、その辺も含めて全体として考えていく必要がありますので、前向きには考えていきたいんですが、その点も踏まえて対応したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。割と何か優しい回答をしていただきました。

再々質問をしたいんですけども、定期接種は、先ほど町長のほうもおっしゃっていただきましたけれども、定期接種は65歳以上の年齢の方に、5歳刻みで季節性インフルエンザや新型コロナウイルスのワクチンと同じ位置づけで検討されているということでございます。

町としては、多くの自治体の任意接種制度——既に715やっておられますけれども——を当然参考にされるのか伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

現在のところ、厚生労働省から定期接種化の詳細はまだ示されておりませんが、今後、予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会で議論され、予防接種自治体説明会にて詳細について説明があると思われます。

町としましては、この国の決定を受け、富田林医師会や富田林医師会管内4市町村と協議を重ね、導入に向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、3事項め、ボランティア保険の加入について伺いたいと思います。

河南町のボランティア連絡会に仕事等の何らかの理由で参加できないけれども、生活環境の向上に資するため、屋外で空き缶やペットボトル等のポイ捨てを回収するなど、ボランティアをされている組織があります。不測の事態に遭われた場合、町として対応を考えておられるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

地域でボランティアをされ、ボランティア連絡会に登録されている方につきましては、社

会福祉協議会が一部助成し、ボランティア保険に加入されています。

個人の善意で活動されているボランティアにつきましては、不測の事態時の対応はございません。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

2項目めに入りますけれども、美しい河南町環境条例第3条にこう書かれているんです。町の責務ということで、第1項及び第2項には、必要な施策の実施及び自主的な清掃活動等に対する支援を行うとなっております。ボランティア保険助成の必要性をどう考えているのかまずお答えくださいと言うんですけれども、これは個人というよりか、ある組織、もうご存じだと思えるんですけれども、数十人の組織の方で、ポイ捨てとか何かそういう教育のことも踏まえて子供と一緒にボランティア活動をされておられる組織です。名前はもうご存じだと思いますけれども、ささゆりの会という会です。

その方から、やはりいざというときに、何かそういう事故があったときにボランティア保険に入りたいけれども、仕事の都合でそういう社会福祉協議会のボランティア連絡会に入れないんやけれども、ずっと活動は続けておられますし、教育のためにも子供にもそういうように教えをしながら活動しておられる。しかし、野外でしますので、事故とか起こる可能性があるわけです。そのためには、やはりボランティア保険は必要だと思いますけれども、どう考えているのかという質問でございますので、誠意ある答えをよろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

グループ・団体で活動されている場合は、先ほどなかなかボランティア連絡会での活動が難しいということでございましたけれども、できればボランティア連絡会に加入していただくなど、ご検討いただきたいと思います。

また、ボランティア保険加入につきましては、社会福祉協議会のほうにご相談いただきたいと思います。お願いします。

○議長（浅岡正広）

質問の途中ですが、ここで10分間休憩させていただきます。

休 憩（午前11時10分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（午前 11 時 20 分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中川議員。

○7 番（中川 博）

先ほど申し上げましたとおり、河南町環境条例第 3 条の町の責務の中に、自主的な清掃活動等に対する支援を行うというようなちゃんと条例があるわけなんです。その中でボランティアとして一生懸命そういうふうに使ってられる。危険も伴うわけでございます。その中でやっぱり町としてボランティア保険というのでも考えていくべきじゃないかと思って質問させていただいたんですが、再度お答えいただけたら、お願いします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

先ほどもお答えさせていただきましたように、活動につきましては、清掃活動、奉仕活動というところでご協力いただいていると思いますけれども、保険等助成につきましては、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7 番（中川 博）

ちょっと冷たいあれなんですけれども、時間がないのであまり言えないので、次、4 事項め、まだ 14 までいかなあきませんので、浸水被害について伺いたいと思います。

昨日もほかの議員が言うておられたんですけれども、旧一須賀浄水場付近及び周辺住宅の浸水被害について伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

旧一須賀浄水場付近及び周辺における浸水被害の状況でございますが、大雨時には増水した水路から溢水し、一須賀浄水場付近から北方面にかけて約 200m の区間で道路や農地が一

時的に冠水したり、付近住宅の駐車スペースも冠水している状況ですが、住宅の床上浸水や床下浸水の被害はございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

今のところ駐車場付近までということで、床下がないということなのでということなんですけれども、その原因は分かっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

大雨により道路等が冠水した要因を究明するために、大雨時には水路上流の取水施設の状況調査などを行っておりますが、複合的な事象で冠水が発生していることが考えられますので、引き続き当該地域の地勢や関係する農業用取水施設の状況などを広範囲で調査し、その上で対策を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ある町民の方からちょっと伺ったんですけれども、最終的に梅川に流れる水路をスムーズにしてはというような意見もいただきました。直角に曲がってやっているんで、そこでちょっと梅川に流れ込む勢いが弱まるから、たまる可能性があるん違うかと。

今、部長のほうから入り口のほうの話があったんですが、出口のほうの改善は考えられないというようなご意見も伺ったんですけれども、対策は実際本当に考えて進められているのかお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

昨年度には、冠水した路肩が明確になりますよう当該区間の路肩にポストコーンを設置いたしまして、水路の転落防止対策を行っておりますが、緊急の対策といたしましては、冠水時に通行者や車両が水路へ転落しないよう路肩にバリケードの設置や、状況によっては道路

の通行止めなどを行っております。

議員仰せのように、水路の改修とかこういった抜本的な対策につきましては、先ほどでも申し上げましたように、まずは現況調査いたしまして、原因を究明した上で効果的な対策を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ある程度専門的な知識が要すると思うんですけれども、その現状調査というか、その分析は誰がされるのか、再質問したいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今、申しましたように、上流からの雨水、雨の量が増えてきてここで止まるというものなのか、また、あらゆる方向から集まってきてそこで通水を遮断しているものなのか、断面が不足するものなのか、いろいろ考えられますので、その辺の原因を究明して検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

（「誰が調査するのか」と呼ぶ者あり）

○まち創造部長（安井啓悦）

町の中で検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の5事項め、交通安全対策について伺いたいと思います。

寺田と寺田北間の関電進入路のところの信号機設置ということは長年の懸案なんですけれども、その進捗状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

議員仰せの箇所は、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線と町道寺田別井線が交差する寺田地区関電前進入路にある横断歩道については、中学生の通学自転車がよく横断することから、押しボタン信号機などの設置について要望を受けております。町からは富田林警察署に要望を上げており、富田林警察署と町で現地調査なども実施いたしました。交通安全を確保するため、押しボタン式信号機の設置を大阪府等へ毎年要望も行っているところでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

要望を行っていただいていますけれども、なかなか現状進んでいないというのが現状だと思うんです。

そこで、2項目めですけれども、私もそこをちょっと横断して写真を撮ろうと思ったんですけども、横断歩道を渡ろうとしていたときも、6台の車に通過されてしまいました。運転されている方は、恐らく歩行者に気づいた時点ではもう既に通り過ぎていたのではないかと推定されるわけでございます。

そこで考えられるのは、今も現場を見てももらったら分かるように、柵というか、塀ができていて余計見にくくなっているんです。そこで確実に歩行者がいるということを認識してもらうために、横断点滅機、通称「ぴかっとわたるくん」の設置は考えられないのか伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

議員仰せの横断点滅機は、横断歩道の前でボタンを押すとLEDライトが点滅して、横断者がいることを車に知らせるものでございます。車が横断者に気づかなかったことで発生する事故を抑止する効果が期待されます。

横断点滅機については、必要に応じて府道の道路管理者など関係機関に要望してまいりますが、まずは先ほどのとおり、信号機の設置を引き続き要望してまいります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

そういう答えをされたら、時間がかかってしまうんです。そやから、初めのそういう信号機の設置に時間がすごくかかっているわけですね。そうなってきたら、次善策として、それよりかは比較的まだ容易であるような、今、言いましたように、横断点減機の申請をしたらどうかというような提案なんですけれども、回答していただいたら時間がかかりますので、次の事項に入りたいと思います。

交通渋滞について伺いたいと思います。

河南町内で常時交通渋滞が起こっている箇所はどこなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

本町域におきまして、朝夕の交通渋滞が著しい箇所は、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の東山芸大前から太子南交差点付近、また国道309号に出る佐備神山交差点においても朝夕の混雑が見受けられます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

2項目めですけれども、その交通渋滞による事故リスク、また環境問題、経済効果の低下はどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

国土交通省が発表しているデータでは、交通渋滞が生じることにより生じる事故リスクですが、約7倍高くなるとも言われており、車間距離が短いことによる追突事故や強引な車線変更による接触事故などが起きるリスクがあります。

環境面では、燃料消費量が約2.5倍、環境への負荷が約2倍になると言われています。

経済効率も1人当たり年間42時間、日本全体で約53億時間を浪費しており、賃金換算では1人当たり約10万円、日本全体で約12兆円の経済損失となるように示されておりました。

このように、渋滞がもたらすことは大きな課題であると思われます。行政による交通環境の整備のみならず、自動車を利用するドライバーがそれぞれ問題意識を持つことが大事であ

り、社会全体で対応していくべき課題であると考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。

そのように、交通渋滞によるリスクというか、そういう経済的なマイナス効果が非常に大きいということなんですけれども、3項目めですけれども、その対応として矢印信号や時差信号による渋滞緩和策はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

議員仰せの信号機の変更につきましては、警察での対応となります。信号の変更を要望するに当たっても交差点の改良が必要となる場合もございますので、少し難しいのではないかと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

先ほどおっしゃっていただいた太子に向かったの交差点なんですけれども、ちょっと町民の方から言われまして、大阪府警本部のほうにお願いして、そういう信号の時間調整をして改善していただいたというような例もございますので、その辺は矢印とか右折の路線を造るというのはなかなか難しいんですけれども、信号の時間の調整で改善する場合がありますので、今後検討していただきたいと思います。

次に、7事項めですけれども、路上駐車と駐車場について伺いたいと思います。

路上駐車は、緊急車両の通行を妨げるだけではなく、大きな事故につながることもあると思います。また、例えばさくら坂外周道路の隣接する町所有の未利用な土地等は、その必要性があれば町民の福祉向上のために積極的に使用すべきであると思います。以上の2つの状況を踏まえたときに、町において町有地を有効的に駐車場にすることは考えられないのか、これはある町民の方から、住みよいまちづくりの一環として前向きな提案をいただいたことがきっかけでございます。ご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

さくら坂2丁目地区の西側にある緑地の一部を駐車場として利用できないかとのことでございますが、当該緑地につきましては、さくら坂地区住宅開発時に大阪府自然環境保全条例により、開発と自然環境の保全との調和を図り、良好な生活環境を確保するために、緑地、樹林地として造成され、町に帰属された区域となっております。

平成26年から平成27年にかけてましてワールド牧場内の農地造成に伴い、埋立行為が行われてまして平坦な土地が生じておりますが、埋立事業者によりヤマザクラの植樹が行われ、緑化復元がされており、現在でも緑地としての機能を有してございます。

したがいまして、緑地としての機能を損なうような駐車場や恒久的な緑地以外に利用する考えは、今のところございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ちょっとまた時間がかかってしまうので申し訳ないんですけども、考え方なんですけれども、例えば今さくら坂の中で路上駐車というのが頻繁にあると。河南町においては、自動車を購入するときに車庫証明が要るんですね。ところが、河南町は、軽自動車は車庫証明不要な地域になっているわけです。ということは、河南町で軽自動車を購入したら、車庫証明が要らないから購入すると。その軽自動車税の財源というのは河南町の税金になるわけです。

そうトータル的に考えたときに、先ほどおっしゃられた緑地としては有効的な活用をしているということなんですけれども、駐車場の緑地化ということで、緑を生かしながら駐車場をすることもできると思うんです。そういうことを考えたときに、一面から考えたら今部長が言われたことかも分からないんですけども、例えば河南町として軽自動車の税収、軽自動車については車庫証明が要らないというようなことを考えたときに、全体的なことを考えたときに、今言ったように緑地を残しながら、緑地化しながら駐車場というのもできるわけですから、再度お答えいただけたらお願いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

当該緑地につきましては、未利用地でなく緑地として現在使っておりますので、それを損なうわけはいきません。また軽自動車の車庫証明につきましても、登録はないかもしれませんが、車庫のほうに保管していただきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

言いたいのは、駐車場をやっても駐車場の緑地化ということで、まあ言うたら芝生を植えたりして緑地を維持しながら駐車場というのもできると。だから、緑地の割合とかそういうことの対応をするために駐車場の緑化ということでよくやられておりますので、その辺をちょっと検討もしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、アンダー22の現物給付について伺いたいと思います。

経済的に苦しくて医療費をすぐに払えないため、病院に行くのをためらう若者に対して、現物給付以外の救済策はあるのかお答えください。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

医療費本人の負担については、加入している健康保険で所得に応じた自己負担限度額が設けておりまして、マイナ保険証の利用、または限度額適用認定書の交付を受けることにより、医療機関の窓口で支払う負担を減らすことができます。また、国民健康保険では、世帯の収入等の状況によりまして一部負担の支払い免除や徴収猶予ができる場合があります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

谷部長、ありがとうございます。

そういうことが聞きたかったわけじゃないんですけれども、河南町のアンダー22いうたら、全国的にやっぱりトップレベルの施策だと思うんです。そういう中で、もう少し進めれば完璧になるというようなことなんです。今、現物給付でやっていただいたらもう完璧になるんですけれども、今は償還払いですか、一旦立て替えなければいけないというようなところが

あるので、その辺の観点なら、具体的に言わせていただいたのは、もっと分かりやすい例えで言えば、38度以上の高熱があり、すぐに病院に行きたいけれども、財布の中に千円札1枚しかない。そのために病院に行くのをためらうようなそういう若者に対して、現物給付以外の対応策はあるのかどうかというのが聞きたかったことなんですけれども、これは谷部長に聞いても多分同じ答えだと思いますので、教育長にお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

まず、アンダー22の取組のことについての償還払い、それから現物給付のことにつきましてでは以前もご質問いただきましたし、本当に22まで延ばすことでの対象になる人のいろんな様々なケースのことまでお考えいただいているというのは承知しています。

今回の今のケース、救済というか、そもそも今18までが国のあれで、河南町が独自でという、それも議員からご評価いただいているのもありがたいと思っております。

その中で、今も千円しかなくて、言うたら窓口で立て替えられないというふうな状況に対しての救済、そもそもが要は22歳まで助成を増やすというところ辺がうちとして今取組をしているところですので、確におっしゃるように、ほかにと言うと、当然何も行って払わないのが一番いいんですが、それはもう具体的に無理なわけで、そのための方法というのは、今ここにほかにあるのかと言われてもなかなか具体的にお答えすることはできないんですが、以前の答弁の中にもあったように、現物給付にすることでの我々事務側の部分であるとか、そういったことも総合的に判断しての今の現状の対応ということを、以前ご答弁させていただいたときもそういう形でお話しさせていただきましたが、現段階ではそういう形でご理解いただきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

よく有名な明石市の前の市長さん、泉さん、泉市長ですか、前の方がよく言われるのは、できない理由を考えるよりか、できる方向で物事を進めなければ進まないということなんです。せっかく河南町において日本の中でもトップクラスのアンダー22ということで、22歳までの全ての方に対しての医療費の補助というか無償化をしていただいている中で、もう一步

現物給付をしていただければ全て病院で精算されるわけですから、初診の500円か何かだけで安心して医療機関にかかれるわけですから、その辺の対応をまた検討をよろしくお願いしたいなと思います。

次に、9事項めですけれども、防災リュックについて伺いたいと思います。

河南町の現在の世帯数は何件か伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

住民基本台帳によります令和6年11月30日現在の世帯数は6,688世帯でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

次に、既にもう配付された防災リュックを受け取っておられる世帯数は何件か伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

河南町常時持ち出し用防災リュックの配付につきましては、令和6年8月19日までに4,265個を配付しております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

そうなると、単純計算をしますと、今、2,423件の世帯の方が受け取っておられないことになります。それは、個人の事情でもう既に持っておられる方もあると思うんですけれども、今現在配付された方の感想、その上でこの施策の効果は町としてどのように評価されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

河南町非常時持ち出し用防災リュック配付事業につきましては、新型コロナウイルスの影

響により、在宅避難を選択される方への備蓄、また住民の防災意識の向上につなげることを目的に、令和2年10月31日時点の町内全世帯6,629世帯のうち、希望する世帯3,000世帯を想定し事業を始めさせていただきました。

令和2年度の事業開始から本年8月までに4,265個を配付することができたことにつきましては、住民の方の防災への意識向上ができたと評価しております。また、自主防災組織を中心とする各種団体においても、防災意識の高まりを受けて、女性消防団による防災リュックの使用方法をはじめ講習会を行っており、防災への関心は高くなったと評価しております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

今、お答えいただき、ありがとうございます。

要約すれば、住民の防災への意識向上ができた、町としては非常に評価されているということでございます。その上で、災害は今後ももう終わりということではありません。今後も発生すると予想されておりますけれども、行政の町の公平性の観点から、まだ受け取っておられない世帯、特に新しく転入された世帯等に対しての配付はどうされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

河南町非常時持ち出し用防災リュックの配付事業につきましては、これまでも新規転入の希望者への配付は行ってまいりました。しかし、本年能登半島地震による災害への対応もありまして、追加でまた配付を行ったところで、現在は既に購入した在庫がなくなっており、本事業は終了したところでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

公平性の観点からちょっと聞いているんです。再質問させていただきたいと思います。

町長は、かつて施政運営方針で、昨日もほかの議員が言うておられましたけれども、その中で自助、共助、公助という中で自助を強調され、防災リュックを活用した避難行動を啓発

してまいりますというように施政運営方針でも述べられておられます。防災リュックをお持ちでない方に対してどう活用するのか、それでは。誰一人取り残さない公平で公正なまちづくりをモットーにしている森田町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

行政を進めていく上では、公平というのが一番大事だと思います。

今、当然事業は1つずつ進めていきますので、その時点での公平ということでございます。一旦事業が終われば当然対象も変わってくるということで、議員がおっしゃっている公平というのはちょっと観点が違うかなというふうに私は考えています。

公平というのは、一般的に我々は税金を預かって、それを公平に再配分するというのが我々の仕事です。ですので、その年に預かった税金を全部使っていくというのが、使いたんですが、使えないときもあります。それが原則ですので、それで皆さん方にこういう一つの事業としてリュックを配りますと。これは公平なんですね。その次の年になってくると、また新たな人が税金を納めるわけですから、一旦その全部が同じように全員に配るというのが公平かいうたら、ちょっと今のおっしゃっている公平とは観点が違うかなというふうに私は思っています。

ですので、皆さん方に公平にするために、残っている部分についてはまた皆さん方に使っていただきたいですということでお渡しさせていただいたと。これで一旦終了するんですけれども、また新たにこういうことが発生すれば当然考えていくことになると思いますけれども、この事業は一旦これで終了し、住民の皆さんが希望される方は受け取っていただいたというふうに理解して進めていきたいと、このように考えています。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

12分あるので、ちょっと再質問させてもらいたいと思います。

例えば、事業や施策の中で、この事業で終わりという施策はあると思うんです。ところが、今、町としてもかなり防災意識の向上ということで、この防災リュックの施策というのは有効活用できたという評価もすごくあるわけです。そして、今後もそういう災害というか、発生する可能性は続くわけです。この前、一挙になくなったというのは、南海トラフの大地震

が起こる可能性があるということで、一挙に町民の方がもらいに来られたということが一挙になくなったことだったと思うんです。

そういう意識の中で、今、町長がおっしゃられたように、これで終わりという事業もあると思うんです、事業によって。でも、この防災リュック、今後発生する防災とかいうことを考えたときに、これは継続していくべき事業で施策じゃないかと思うわけです。現にこの質問しているということは、現に引っ越されてきた方がもらえないと、やっぱり不公平を感じるというようなそういう町民の方のご意見があったから、今質問しているわけでございます。

町長が言われるように、公平性が担保されているからその人は関係ないと言ったら、その人は多分言わないと思うんです。多分河南町では防災リュックを配付されておる。自分は引っ越しして新たに町民になったと、防災リュックはもらえないのかというような、そういう不公平感を感じられるからおっしゃられておられたと思うんですけれども、そういうことを考えたときに、やはりこの事業は進めるべきじゃないかなと思います。

そして、新たに希望される方も、もう既に支給しているわけですから、それほど新たには何百個も何千個もすぐに必要というわけではありません。概ねやはり新しく町民になられた方が中心に申請されるというようなことですから、それほど大きな——河南町は財源は今しんどいですが——財源負担もありませんし、先ほど言いましたように、そういう新たな町民になられた方の不公平感をなくす、また、いつ災害がこれからも起こる可能性がある、また町としても防災リュックの支給が非常に評価をしているというようなことをトータル的に考えたら、この事業は継続していくべきではないかと思うんですけれども、再度ご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

先ほどもご答弁させていただきましたが、まずこの防災リュック配付事業を開始した経緯といいますのは、新型コロナ禍において3密を回避する、そのときに災害が起きたときに非常に住民さんの不安が大きかったということで、国の臨時交付金を活用しまして全額国費をもって防災リュックを購入させていただいて、その時点で希望する全世帯に配付しようという形で事業を開始させていただきました。その後、まとめて大量に購入し、財源的にも購入費も抑えた上で配付させていただきました。その在庫が今回まだございましたので、能登半島地震のこともございましたので、再度希望される方ということで追加交付をさせていただ

きました。その事業と、今、中川議員がおっしゃっている事業はまた若干違うというふうには私も考えておりますので、もし単独費をもって新たに防災リュック配付事業をしようとする、また改めてその事業の構築を考えていく必要があると思いますので、その事業とはちょっと切り離して、先ほど言いましたように、今の事業は終了しているということでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

そういう答えをされたら時間がかかってしまうんですよ。

言いましたように、今おっしゃられた初めのことから言うと、コロナ対策ということやけれども、在庫があったからそれ以外で使ったと。能登半島地震もあったし、そういう南海トラフのあれがあったからやったと。その時点では当初の目的と違うわけです。在庫があったから違う目的で使ったわけですからね。そうなってきたら、今、初めの部長の答弁と食い違うわけなんです。コロナ対策のために使った、そういう施策でやったという事業と、その後在庫があったから支給したという目的が違うわけですから、そういう回答されたら時間がかかってしまうので、検討していただきたいということをお願いしておきます。

次に、10事項めですけれども、葬祭費の支給について伺いたいと思います。

過去3年間で不幸にもお亡くなりになられた方の人数をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

本町において過去3年間でお亡くなりになられた方の人数でございますが、令和3年度が191人、令和4年度が184人、令和5年度が203人でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

今、お答えいただきましたけれども、多くの町民の方が亡くなっておられます。我々議員にとりまして、最近では家族葬とか友人葬とかいうことで連絡が来ないんで、今まででしたら年に100件以上、お悔やみに行かせいただいていたんですけれども、最近ほんまにないんで

そこは分からないんですけれども、過去にも増して多くの方が亡くなっておられるというのは、今、お答えいただいたとおりでございます。

そう考えたときに、例えば四條畷市の飯盛霊園組合というのがあるんですけれども、その組合葬儀や火葬代についてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

飯盛霊園組合は、守口市、門真市、大東市及び四條畷市にて組織する一部事務組合で、火葬場、墓地公園及びこれに付随する諸施設の設置、その管理運営に関する事務と葬儀に関する事務が行われております。

まず、組合葬儀ですが、住民が安心して葬儀を行えることを目的に、飯盛霊園組合が基本料金を定めている葬儀であり、喪主またはお亡くなりになられた方の住所が組合構成市のいずれかであることが利用する条件となっております。

その費用ですが、標準葬儀が23万1千円、略式葬儀が14万3千円となります。

次に、火葬代でございますが、組合構成市民の場合は、12歳以上のご遺体で2万円、12歳未満の場合は1万3千円、組合構成市以外の住民の場合は12歳以上のご遺体で12万円、12歳未満の場合は7万8千円となります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

大門部長、ありがとうございます。

今、答えていただきましたように、かなり低額でそういう葬儀もできるし、火葬代も安いということなんですけれども、3項目めですけれども、河南町独自または共同で斎場や火葬場の建設計画はあるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

河南町独自または共同で斎場や火葬場の建設計画はあるのかとのご質問でございますが、現在のところ、そのような計画はございません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

例えば、近隣の富田林斎場というのがあると思うんですけども、その富田林斎場の火葬の使用料の富田林市民と河南町民との違いをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

富田林斎場の火葬使用料について、富田林市にお住まいの方と河南町にお住まいの方で違いはあるのかとのご質問でございますが、富田林市にお住まいの方の場合は、13歳以上のご遺体で1万円、13歳未満の場合は6千円、富田林市以外にお住まいの方の場合は、13歳以上のご遺体で10万円、13歳未満の場合は6万円となります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

先ほど一番初めにお聞きしましたが、やっぱり多くの方が不幸にもお亡くなりになっておられるんですけども、多くの町民の方が富田林市民とのこの費用の差にちょっと不満を持っておられるというお声をよく聞きますので、今回、このように質問させていただいたんです。

その上でお聞きしますけれども、火葬料の差額のある場合は、補助制度として差額の2分の1、限度額を定めて補助している自治体もあると思いますけれども、そのようなお考えがあるのかどうか伺いたいです。

○議長（浅岡正広）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

議員仰せのとおり、火葬場を持たない自治体の一部では、火葬場所在地市町村の住民との火葬料の差額の2分の1を補助する制度が導入されている市町村がございます。

現在のところ、本町での火葬料に対する補助制度の導入については考えておりませんが、

今後とも火葬場を持たない自治体の動向等については注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

大門部長に現状をお聞きしたんですけれども、近隣の市町村と情報交換しながら今進めているということですので、是非お願いしたいなと思います。

次の質問ですけれども、給食費の無償化について伺いたいと思います。

小中学校では、今、完全無償化と言っていいのかあれなんですけれども、完全に無償化が実現しております。こども園なども、今、副食費は無償化されておるんですけれども、残すのは主食のみでございますけれども、今後の対応をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

令和元年10月から3歳から5歳児の幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、それまで保育料の一部として保護者の方にご負担していただいていた副食費については、低所得世帯など一部の方を除き、無償化の対象となりませんでした。そのため、河南町では保護者の経済的な負担軽減を図り、安心して子供を産み育てる環境づくりに資することを目的とし、無償化とならない方の副食費の助成を行っています。

主食費につきましては、これまでも園で実費徴収してご負担していただいておりますので、引き続き給食費として徴収しています。

主食費の助成については、小中学校の給食費助成の完全無償化を検討する際に、こども園の主食費についても検討する必要があると考えております。

○議長（浅岡正広）

間もなくお昼になりますが、中川議員の質問が終わるまで会議を進めます。

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

検討していただけるということですので、検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、小中学校の不登校について伺いたいと思います。

小中学生の不登校者数は、2023年度、過去最高の34万6,482人になり、またいじめの件数は、高校生も含まれますけれども、73万2,568件になりました。不登校といじめの定義をまずはお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

文部科学省の調査の中で、不登校児童・生徒の定義は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者とされています。

また、いじめの定義につきましては、いじめ防止対策推進法第2条において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為——インターネットを通じて行われることも含みますけれども——であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とされております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

この問題は、低年齢化と長期化が心配であるとよく言われております。河南町の不登校といじめの現状はどうなっているのかお答えください。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

本町における不登校児童・生徒の人数につきましては、小学校では、令和4年度13人、令和5年度8人、中学校では、令和4年度6人、令和5年度8人となっております。

全国的な傾向としましては、学年が上がるにつれ不登校児童・生徒の数は増加しており、本町も同様の状況となっております。一度学校に行きづらくなると、不登校の状況は長期化することが背景にあると考えております。

次に、本町におけるいじめの認知件数については、小学校では、令和4年度92件、令和5年度100件、中学校では、令和4年度6件、令和5年度30件となっております。

いじめの態様については、小学校、中学校とも、冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりするが主なものとなっており、その多くは3か月以内に解消しております。

全国的な傾向は、低年齢ほどいじめの認知件数が多く、発達の度合いに応じて、いじめが絶対に許せない行為であることの指導への理解が進むことが背景にあると考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

楽しいはずの学生生活が、この小学校の、その中で不登校やいじめがあったらやっぱり非常に悲しいことであります。その中で、こういう記事があったんで、今回質問させていただいたんですけれども、11月12日の大手新聞に八尾市の取組ということで、「誰一人取り残さない教育を」という記事が載っておりました。どのような内容かを説明の上、河南町の不登校といじめの対応についてお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

八尾市では、ほっとはあとサポートと銘打ちまして、不登校等対策支援事業を実施しております。

その内容は、2次元のバーチャル空間を活用してオンライン上での学習や活動をし、学ぶ喜びや人とのつながりを実感し、社会的に自立を目指すオンライン学習支援コース、家の近くの施設等に大学生を派遣し、コミュニケーションに慣れることを目指すほっとはあとサポーター派遣コース、ゆっくりできる場所で少人数で学習や遊びをし、次の活動への意欲を高める居場所でほっとゆっくりコース、心理カウンセラーと話す中で不安や悩みを解消する支援等により心の安定を図り自立心を高める教育相談コース、学校と違う場所において少人数で時間割に沿いながら様々な活動を通じて社会的自立を目指すさわやかルーム通室コースなどとなっております。

町では、不登校の児童・生徒への対応として、心理的・情緒的な側面、社会的要因・背景等、何らかの理由で学校に行けない、または行きにくい児童・生徒を対象に、少人数の環境で指導員がそれぞれの児童・生徒の個に応じた学習支援や社会自立に向けた支援を行う教育

支援センター——ほこすぎルームといいますが、それを開設しております。また、学校においても、校内における児童・生徒の居場所づくりを支援するため、出張型教育支援センターとして学校に支援員を派遣しております。

さらに、不登校児童等に対しては、GIGAスクール構想により1人1台端末パソコンを用いまして、個別対応として一部授業のライブ配信を行うとともに、今年度からスクールロイヤー、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を交えた学校園等支援チームを設置しまして、不登校児童・生徒の対応を行っております。

いじめの対応策につきましては、本町は「いじめは絶対に許されない」という基本理念の下、平成30年度にいじめ防止基本方針を策定しております。それを基にしまして、各学校においてもいじめ防止基本方針を定め、児童・生徒の状況把握に努めるとともに、いじめの認知の際、機動的に対応するために、校内に校長をトップとする教職員で組織するいじめ不登校対策委員会を設けまして、いじめの早期発見、早期解決に取り組んでおります。

また、町民生委員児童委員、町人権擁護委員、富田林子ども家庭センター職員、大阪法務局職員、富田林警察職員等で構成します河南町いじめ問題対策連絡協議会を設置しまして、各機関及び団体が連携を密にしまして、いじめ防止に向けて対応しております。

さらに、不登校児への対応と同様にいじめ問題の対応については、専門家を交えた学校園等支援チームがより連携・協力しまして、一層に取り組んでおります。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

谷部長、ありがとうございます。

この質問のきっかけになりました八尾市の取組ということで新聞に載っていたんですけども、今、谷部長からお聞きしたら、河南町の取組も八尾市の取組とそんなに遜色がないような取組をやっていたかと思うんです。この前もライブ配信とかやっていたかしましたし、そういうことで引き続き、先ほど申し上げましたように、悲しいことですので、不登校とかまたいじめが発生するのは、非常に子供の一番大事なときですので、またそういう力を入れていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、13事項めですけれども、難聴者への助成について伺いたいと思います。

音の聞こえる経路は、気導経路、骨伝導経路があり、新たに発見されたのが軟骨伝導経路

であると思います。まず、それぞれについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

耳の構造として、外耳、中耳、内耳という3つの部分から構成されています。

音の聞こえる経路の気導経路とは、耳外部の音源から発せられた空気の波が外耳道入り口部を通って外耳道内に入り、中耳伝音系を通過して内耳に達する経路でございます。

次に、骨伝導経路とは、音情報を振動として骨組織に入れることによって、振動が側頭骨内を伝搬して内耳に達する経路でございます。

最後に、軟骨伝導経路とは、音情報を振動として耳珠軟骨などの耳軟骨に入れることによって、外耳道内に気導音が生成され、その気導音が内耳伝音系を通過して内耳に達する経路でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございました。

そして、2項目めですけれども、以前からお願いしておりました窓口に軟骨伝導イヤホンを設置していただいたことに、まずは感謝申し上げますが、次にお聞きしたいのは、以前にもほかの議員も取り上げておられた河南町の難聴者への助成についての現状をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

難聴者への対策について、今議員がおっしゃっておられるのは加齢に伴う難聴者への対策と考えてお答えいたします。

高齢者の社会参加の促進による介護状態にならない対策や認知症予防の観点から、加齢に伴う高齢者への補聴器導入を進めることが地域活動の促進の一助となることから、高齢者への難聴器購入費助成制度を検討してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

検討していただいているということなんですけれども、現状、難聴器の補助額が多いのが耳穴オーダーメイド型で、13万7千円の補助があるんです。次に、骨伝導式眼鏡型で12万円の補助があります。軟骨伝導イヤホン、先ほど言いましたように低額であるため、助成の対象を先ほどおっしゃられたように障がい者手帳をお持ちでない高齢者の方の日常生活支援という形で広げられないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

障がい者への支援ですが、国の補装具費の支給制度では、聴覚に一定の障がい（身体障害者手帳の2級から6級）を有する方から申請により、大阪府障がい者自立相談支援センターが必要と判定した場合に、町から補聴器の購入に対し支給決定を行っております。

また、大阪府では補装具費の支給対象とならない中度の難聴児、両耳が60dB以上の方で、一定の要件を満たす方に対する補聴器購入費助成を設けられています。

町では、子供に対しては、身体障がい者手帳を持っていない両耳30dB以上で一定の要件を満たす軽度の難聴児に対する助成制度を設けておりますが、議員仰せの日常生活支援という形での導入については、補助の対象者や補聴器の種類なども含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

带状疱疹のときもそういうように言っていただいたらありがたいんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

いよいよ最後の事項になりましたので、14事項めですけれども、ツール・ド・大阪なんウオーキングコースについて伺いたしたいと思います。

まず、現在19市町が健康づくりまたは生活習慣病予防のために、ツール・ド・大阪ウオー

キングコースを設置しております。河南町も参加しておられ、とてもよい取組だと思いますけれども、例えば急坂、階段もあることから、高齢者の方も安全にウォーキングできるように、手すりなどのバリアフリー化や維持管理は必要だと思いますが、どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

議員仰せのとおり、ツール・ド・大阪ウォーキングコースは、大阪府国民健康保険団体連合会と各市町村が生活習慣病予防と健康づくりのためのウォーキングの普及定着を目指して大阪府内に設置しているものです。

本町においても、平成14年にかなんウォーキングコースを設定しておりますが、設定から二十数年が経過したことから、今後、より安全で利用しやすいルートの設定の見直しについて検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

少し再質問させていただきたいと思います。

今、安全のためコースの変更を考えているということなんですけれども、コースの変更まではやっぱり現状のままなんです。そやから、コースの変更をするということは現状が危険だというように認識されるということだと思えるんですけれども、そうなった場合、現状の対策というのは——コース変更までですね——どうされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

現状のコースにつきましては、各ルートについて調査しまして、現状を把握して、その後そのルートをどうするかというところを検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

安全が第一ですので、せっかく健康のため、またそういう生活習慣病予防のためにやりながら、けがとか事故とか起こったら大変なことです、その辺は対応のほうくれぐれもよろしくをお願いします。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

中川議員の質問が終わりました。

ここで13時20分まで休憩とします。

休 憩（午後0時16分）

~~~~~

再 開（午後1時20分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、大門議員の発言を許します。

大門議員。

○8番（大門晶子）

議席番号8番、かなん希望の風、大門晶子です。

ただいまより一般質問を行います。

今回の質問は、より投票しやすい環境を整えるためにと題して質問いたします。

質問は藤野議員と重なる項目がありますので、1項目めの質問は取り下げ、2項目めの質問から行いますので、理事者の皆様にはご答弁よろしくお願いいたします。

まず、昨日の藤野議員の答弁で分かったことは、投票率を上げる対策には、投票率の向上を目指し、様々な観点から検討するとの方向性は確認できました。また、若い世代の投票率が低い傾向も見えていて、新たな出張投票所の設置については、事前準備や後片づけに1時間、計5時間程度要することで新たな設置は厳しいことや、私も提案する期日前投票所の導入については、環境整備の必要や人員確保の問題など難しい点があるとの答弁もあり、これについても、なぜ導入を希望するのか、違う角度から質問させていただきます。

では、2項目めの期日前投票の項目についてからお伺いいたします。

この事業は、投票日に投票したいのにできない人の投票権を保障する改革の一環として投票しやすい環境をつくるべく、町では役場や山間部で導入してくださっていると理解しています。

健康な若者に比べて、高齢者や障がいを持っている人などは投票所に足を運ぶのは容易ではありませんので、有効な手だてだと思うのでありますが、昨今、高齢者に対する運転免許返納の社会的な風潮がある中で、町内全域の対応として、高齢社会に向けて投票環境を見直す必要があるようにも感じています。

理由は、投票所に足を運べない高齢の有権者が増えたからとて、自宅近くに投票所を設置するという選択肢が行えるかというと、人口減少社会ではさらに人口が減るということもあり、昨今過疎の自治体で進めている投票所統合の動きがあるように、本町でも旧小学校区に1か所で5投票所の開設となり、投票所の数は以前の16投票所より減らしている状況にあるからであります。

このことで投票所にかかる経費も削減できますし、選挙人名簿との対照手続なども含めて、選挙事務における立会人や事務事業者の削減、投票事務の効率化を図る上でも有効だと思われますが、ただ、その結果、高齢者は指定された投票所までの距離が遠くなっている人が増えていて、有権者が棄権している可能性が高まっているように感じることです。

そこで今回紹介するのは、北海道石狩市をはじめとして、秋田県、福島県、茨城県など多くの自治体で導入されている移動式の期日前投票車を巡回させる方法を実施して、巡回型期日前投票を行うことで有権者に近づく方式であります。

本町でも投票率の悪い地域があるのなら、巡回する方式の導入を検討されたらどうかと思うのでありますが、このことは投票所を減らした側面の見直しとしても有効だと考えていますので、田中選挙管理委員会事務局長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田中選挙管理委員会事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

議員仰せの移動型投票所などを実施されている自治体でございますけれども、過疎地であったり、また、市町村合併により市町村域が大きくなったため期日前投票所までが非常に遠くなったことなどの要因が多くあるようでございます。

当町の投票所でございますけれども、平成21年に16か所から5か所に統合しています。議員仰せのとおり、投票所の経費削減、事務従事者の効率化なども一つの要因でございます。それ以外の要因といたしまして、16投票所の中には、駐車スペース等の問題や、投票所が狭く選挙立会人などからの視線、こちらが気になるなどの意見が多くありましたので、環境改善を図ることを目的に統合などを行ったところでございます。

期日前投票所につきましては役場で行っていましたが、投票率の向上を目指して、青崩、持尾、平石地区での出張期日前投票を行っているところでございます。これは選挙日の投票所からの距離が遠いことなどにより、現在のようになったものでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

導入の背景に至る考え方や経緯などをお示しいただきました。

私たちの年代は、老いれば投票所に足を運ぶことが困難になり、運動機能が衰えれば投票用紙に自書することも実は容易でなくなります。65歳以上の高齢化率が9月末で33.87%にもなっている河南町は、既に高齢社会に突入しています。

有権者が今後運転免許証を返納してしまうと、高齢者の行動範囲は一気に狭まり、これまではご近所の投票に便乗していた人も投票に行けなくなり、集落の住民全てが免許証を返納した暁には、家族は遠方に住んでいて、現状よりもさらに悪い状況が表面に出てきて、課題が顕在化してくると思うのであります。

高齢社会の次に来るのは人口減少社会で、有権者数の総数が減り続けるなら、今後は投票所はもっと縮小されるという結果にもなりかねません。そうすると指定された投票所までの距離がさらに遠くなる人が増えてきて、投票率低下を助長することになってまいります。

少なくとも今考えられる範囲で問題となる所在を明らかにし、できるところは解消、改善し、有権者一人一人に着目した投票機会の創出や利便性の向上に努めていただきたいと思うのでありますが、再度お考えをお示しく下さい。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

全国各地では、投票率の向上に向けて、議員仰せの移動投票所などの様々な取組をされているところでございます。このような取組について、車両の手配や環境整備が必要であること、また、投票に従事する人員確保などの問題や二重投票を防ぐための方策など、難しい点がございます。

このような側面も含め、投票率向上に向けての課題は多いと考えており、今後も継続して本町に適した方法を模索しながら調査研究してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

移動投票所の課題をお示しいただきました。巡回型期日前投票は、投票率を上げるという面では過大な期待はできないかもしれませんが、選挙人の投票環境を向上させ、投票の棄権を緩和するという点では有効なものと理解しています。したがって、今後ご指摘の課題については研究していただきまして、巡回型の投票所の導入を検討していただきたいのであります。

追加の期日前投票所の設置については、藤野議員の答弁で、事前準備や後じまいを含めて5時間程度要することもお示しいただきましたので、これを解消するにも効果があると考えますので、全体的に検討を行い、本町の投票環境を整えてほしいというふうに思っています。

お示しのように課題が多いというのは承知していますが、期日前巡回車は千早赤阪村でも導入して、3日間で12か所を巡回するということのようですので、自治体間で情報共有し、検討していただけますようお願いしておきます。

次に、選挙人名簿の登録について伺います。

選挙人名簿に登録されるのは、その市区町村に住所を持つ年齢満18歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日から引き続き3か月以上その市区町村の住民基本台帳に登録されている人となっています。

これに加え、平成28年1月の法改正により、旧住所地において選挙人名簿への登録がされることになった人もいます。選挙人名簿の登録・抹消は、あくまで住民基本台帳に基づき行われています。

いろいろと選挙人名簿について確認しますと、旧の住所地自治体から転出して4か月以内は、旧住所地に選挙権があるなどの記述があり、転入・転出したときの3か月、4か月の条件が難しく、選挙の種類によっても選挙人名簿に登録される条件が違うようであります。

では、選挙権を有する人たちはどうすればよいのか、少し制度について教えていただけませんか。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

選挙制度についてでございますが、選挙人名簿に登録されるのは、その市区町村に住所を持つ年齢満18歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日から引き続き3か月以上その市区町村の住民基本台帳に登録されている人とされております。

河南町が実施する町長選挙や議会議員選挙については、河南町に転入したからといっても3か月以上経過しないと選挙権はございません。国政選挙や大阪府の知事選挙、大阪府議会議員選挙でも本町の選挙人名簿には登載されませんが、前住所地での選挙権を有している場合など、その市区町村での投票は可能となります。その場合、その市区町村の投票所もしくは不在者投票の申請を行うなどをして投票していただくことになります。

選挙が実施される区域を越えて移動されている場合でございますが、その場合ちょっと特に注意をいただきまして、府外からの転入の場合などは、前住所地で選挙権を有している場合には選挙権はこちらではないことになります。いろいろなケースが想定されることから、必要に応じて選挙管理委員会のほうにお問い合わせいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

制度について伺いました。選挙人名簿に登録するためには、お示しの条件があるということで詳しくご説明いただきましたので、理解することができました。

それでは、次の項目の不在者投票についてお聞きいたします。

本年10月27日の産経新聞に、大阪本社報道本部の藤谷記者による「転居でもできる不在者投票」という記事を読みました。

藤谷記者によりますと、旧住所自治体から転出して4か月以内、かつ住所の自治体に転入届を出して3か月未満ならば、国政選挙では旧住所で選挙人名簿が残され、旧住所の自治体で投票できると示され、自治体選管から投票用紙を取り寄せ、指定場所で投票できるというふうになっていました。

先ほどの選挙管理委員会事務局の説明にもありましたように、本町で学生マンション生活を送りながら大学に通う大阪芸術大学生は、住民票を移していない場合は選挙人名簿に名前が載らないので、不在者投票に該当する方だと思われます。

同様に本町出身の若者が他地域で居住している場合も同じですが、その場合、不在者投票用紙を請求できる不在者投票の投票用紙の宣誓書、請求書などは、町のホームページでダウ

ンロードできるようになっています。ただ、その情報は広報かなんの一般選挙のお知らせのページには実は書かれていないのであります。

ホームページに情報があっても、その情報が皆さんに届かなかつたら、投票行動に結びつかない可能性もありますので、不在者投票のページにリンクできるようにＱＲコードをつけるとか、いろんな方法で情報発信してほしいと思っています。

不在者投票を行うには、病気やけがなどで入院に至った場合でも、まずは投票用紙を請求するという手続が必要で、ふだんからこのような情報を知識として知っておく必要があると思っています。

大学生や社会人でも住所を移さず、他の自治体で住んでいる人で選挙に投票したいという意思のある人がいるのなら、現状で投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できていない側面があるのであれば、できるだけ解消、改善してほしい、投票機会の創出や利便性の向上に努めてほしいという思いがあるのですが、これについてもお考えをお伺いしておきます。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

不在者投票に関する情報につきましては、これまでも町広報紙やホームページ、ＬＩＮＥでの周知を実施してまいりました。議員仰せの広報かなんについては、紙面の都合上、物理的に難しい点もございます。選挙管理委員会といたしましては、これまでも不在者投票の制度につきまして、病院や施設などへお願いし、選挙人に不在者投票の有無について確認していただいている状況ではございます。

情報伝達につきましては、今後もより分かりやすく情報発信をしてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○８番（大門晶子）

ご答弁では、紙面の都合で物理的に難しいというふうなお答えでありました。しかしながら、不在者投票制度の簡素化が実現できれば、大学生、社会人の声も選挙に反映できるきっかけになってくると思われます。

そこで、広報かなん 9 月号にも掲載された選挙の記事の中から、指定施設での不在者投票についての記事から再質問いたします。

内容は、都道府県の選挙管理委員会から不在者投票施設として指定された病院、老人ホームなどに入院、入所中の人は、その施設で不在者投票はできるとなっているものであります。

これについても調べてみたのでありますが、大阪府が指定している病院や老人ホームは、富田林病院や P L 病院を含む 6 か所が富田林市内の病院で指定されており、老人ホームでは太子町の介護保険施設すずの音や、本町の老人ホーム菊水苑、ゆうり、河南荘、あんりなどが指定されていました。

では、直近の選挙におけるこれらの指定施設での不在者投票の利用状況が分かるのであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

不在者投票された方の内訳でございますけれども、先ほどの 6 か所の病院の状況でございますが、8 名でございます。老人ホームでは全部で 52 名の投票がありました。その他、個人における不在者投票が 7 名、不在者投票の全体といたしましては 78 名の方が利用されております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8 番（大門晶子）

現状をお聞きしました。広報かなんには、指定された病院などで投票できるということは書かれているのでありますが、その際どのような手続が必要なのかということは、町のホームページでは記載がないように思っています。

有権者が病気やけがなどで病院に入院した際など、投票できるということが分かったとしても、恐らく利用の手順を知らない人がほとんどだと思うのであります。

総務省のホームページには、「詳しい手続は市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。投票用紙等の送付に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続をお願いします」というふうに書かれていました。

続いて、大阪府のホームページも検索したのでありますが、不在者投票指定施設における

不在者投票事務手続が掲載されていますが、これをチェックすれば流れは分かるとしても、有権者がわざわざ検索してチェックするには手間がかかってしまいます。大阪府でも、最寄りの市区町村選挙管理委員会にお問い合わせくださいと明記されているのであれば、他の自治体で掲載されている不在者投票における投票の流れ等を町のホームページに掲載し、ふだんから情報が得られるようにしてほしいのですが、これについてもお考えをお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

病院、施設等における不在者投票に関しまして、一応町のホームページのほうに掲載はさせていただいておるところでございます。病院、老人ホームなどの指定施設では管理者を設けていただき、施設での投票が行われますので、町といたしましては、投票の流れ等につきましては管理者からお伝えしていただくという形になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

管理者から伝えることになっているというふうなご答弁でしたが、施設での投票はそのようなシステムになっているのかもしれませんが、しかし、これは次の質問にも相関連するのでありますが、郵便などによる不在者投票の場合の手続は、近隣市町村では柏原市、藤井寺市、羽曳野市など、町では熊取町や岬町、忠岡町でも投票の流れなどが掲載されています。

選挙で検索するといろんな情報が得られるのでありますが、このようなことも平時から知識として知っておけば家族も対応できるので掲載をしてほしいのであります。できればご検討をお願いしたいと思います。

では、続いての項目に移ります。

続いての質問項目は、郵便などによる不在者投票についてお伺いいたします。

障がいなどにより投票に行けない人は、手続をすることで自宅などで不在者投票ができることは、広報かなんや町のホームページにも掲載し、対象者についても詳しく表記していただいているのでありますが、郵便投票の利用要件が厳しく、限られた人にしか利用できないとのお声があります。

また、代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ手続を行っていく必要もあります。これについては、国で法改正をし、要件を緩和してほしいという動きがあるということも聞いたのでありますが、では、直近の選挙で郵便などによる不在者投票の実績があるなら、投票証明書交付申請の申請件数と主な申請理由をお示しいただきたいのと、現状の要件に該当し、郵便投票の不在者投票を利用できる対象者、該当者の人数などが把握できているのであればお示しいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

令和6年10月に実施いたしました衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査における郵便による不在者投票の実績は3件となっております。

なお、郵便投票を利用できる該当者の人数ということでございますが、様々な諸条件があること、それから個人情報もちょうと内容にも含まれることもございますので、選挙管理委員会での把握はちょっとできていないという状況になっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

個人情報などもあり把握するのは難しいというのは分かりました。

では、なぜこの質問をしたのかといいますと、統一地方選挙を前に、2023年4月4日にNHKが全国の市区町村の選挙管理委員会を対象に、昨年の1月から2月にかけて、全国全ての市区町村にある選挙管理委員会の事務局を対象に、障がいがある人の投票への対応について、どのような対応を取ってきたのかを尋ねるアンケート調査が行われたということですので、これに関連してお伺いいたします。

アンケートでは、誰もが投票しやすい環境をつくるため自由に記述してもらう形式で質問したところ、郵便投票の対象を広げるよう求める回答が40件あまり寄せられたということがありました。

郵便投票の利用要件が厳しく、限られた人しか利用できないので、国で法改正し、要件を緩和してほしいという声や、条件が厳しいため投票用紙の交付を断らざるを得ないことがあり、対象者の拡大を望むというような内容も含まれていたようであります。これを受けて、

総務省の有識者による研究会では、6年前に対象を広げるべきという提言をまとめているとありますが、法律の改正には至っていないということでした。

投票に行くことができない事情は人それぞれであります、投票を希望する人たちの思いが酌み取られる仕組みに少しずつ変わってくれたらいいなというふうにも思っていますので、本町としては、この調査を受けて設問項目から見えてきたものや明らかになったものなどがあれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

議員仰せのように郵便投票の利用要件が非常に厳しいということは、最近の選挙において度々ニュースなどでも取り上げられており、そのような意見が出ていることも承知しておるところでございます。

国におきましては、郵便投票の投票者本人の意思を確認することができないことや、クリアすべき課題が多いということを指摘されておるところでございます。町の選挙管理委員会におきましても、国の動向を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

障がいのある方や要介護認定を受けている方の投票状況について、障がいの等級や要介護ごとの投票率の状況、当日投票、期日前投票の投票方法の傾向について、本町で見えてきたものがあるのかなどをお聞きしたかったのでありますが、国の動向を注視するということがあります。

NHKのアンケート結果から、容易に投票できない有権者の姿が浮き彫りになっていると感じるのでありますが、参政権を尊重し投票できる環境を整えることは、非常に大事なことでというふうに考えています。

そこで、さらに次のステップに進むためにここでご紹介したいのは、2011年の秋、東日本大震災で選挙公報のウェブ掲載が認められ、選挙情報へのアクセスの視点から行われた投票権の保証策や、マイナポータルのぴったりサービスで不在者投票の投票用紙などをオンライン請求できるサービスに取り組んでいる自治体の事例であります。

大阪府柏原市、奈良県吉野町、札幌市、むつ市などの取組は、これも広い意味でいうなら郵便の手順の手間を一部省略しますので、有権者登録等の手続を緩和する方策とみなすことができると思われます。

本町でもこの制度を導入し、マイナポータルぴったりサービスとリンクしてくださっているのですが、では、なぜこの課題を取り上げるのかというと、ぴったりサービスのオンライン申請はカテゴリーで選択するというふうにあるのですが、検索するキーワードに選挙は含まれていないので、有権者の利便性を考えれば利用しやすくなっていないというふうに想像しています。

ちなみに、柏原市の選挙ページでオンライン請求で検索すると、オンライン請求に必要なもの、スマートフォンを利用する場合オンライン請求を行うための手順なども示され、色表示が変わってきているところをクリックするだけで手続が完了できるようになっています。

どちらの方法が住民さんにとって利用しやすいのかというふうに考えたとき、利用者の目線に立ってオンライン請求が容易にできるように改善してほしいのですが、お考えを伺います。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

本町におきましても、選挙期間中にはございますけれども、マイナポータルで不在者投票の投票用紙の請求手続ができるようにはしているところでございます。

今後、委員仰せのように、より分かりやすく検索しやすいように改善に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

これについては改善に努めていただけるようでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の項目は、投票弱者の対応として投票しやすい状況をつくり出すにはと題して質問いたします。

何らかの事情で投票所に足を運ぶことが困難、障がいや身体機能の衰えで投票することが

困難、また、何らかの事情で選挙のための情報が入手できない。これらの事情を抱えている人たちが本町での投票率の低下に当たる該当者として顕在するのであれば、投票行動を幾らマイク等で呼びかけても、投票所に足を運ぶことは容易ではありません。

障がいや加齢によって投票できない人が本町でも増えつつある現状は、視力や聴力、判断力などによる身体機能の低下などで見落としがちな有権者がおられることにも注意を払わなければいけませんし、家族のサポートがなくなった場合はなおさらで、顕在化されにくい読み書き困難者の実態があることも明らかになってきました。

ホームページ上で選挙公報ファイルを音声読み上げ対応している選管や、投票所の入場整理券に点字シールを貼ったりしているところもあるようですが、投票弱者のために投票しやすい状況をつくるといっても、今の本町の職員体制や財源の手だても鑑みると、そこまで手が回らないというのは承知の上で、今回提案をさせてもらっているのですが、投票弱者の立場に立ってさらに研究できることがあれば、お考えをお伺いします。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

これまで議員からご質問いただいた事項で概ね網羅されていると考えているところでございます。いずれも取り組んでいかなければならない課題でございます。

一方で、各種課題に取り組んでいくには、人の面、費用の面、時間の面など、様々な面を含めて総合的に調査研究していく必要がございますので、一步一步少しずつにはなるとは思いますけれども、進めてまいります。そのように考えております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

確かにお示しのように課題が生じるというのは理解できますので、今回もろもろの項目で手探りで提案させてもらっていますが、一步一步前に進めていくことが大事だと思いますので、さらに調査研究していただけますようお願いいたします。

では、次に今後の取組として、四條畷市の電子投票についてお伺いいたします。

本年12月の大阪府四條畷市長選で、全国で8年ぶりとなる電子投票が実施されることになりました。投票はタブレット端末を使い、有権者は候補者の名前を選んで票を投じる。結果は端末ごとに保存し、開票所で集計する。

主な狙いは、無効票の減少と開票作業に当たる職員の負担軽減、投票用紙の誤交付などのミスも減らせるとなっていたのでありますが、電子投票は2002年の岡山県新見市で初めて実施され、数時間かかっていた開票作業が僅か25分で終了。ところが03年7月の岐阜県可児市議選では、集計用のサーバーが過熱し投票ができなくなるトラブルが発生、05年に最高裁が選挙無効を確定したというふうに報じています。

その後、端末を製造する京セラが今年7月に検査を申請。システムが基準に適合し、四條畷市は京セラと端末の提供などの契約を結び、今回の電子投票が実現したようであります。

総務省選挙部管理課は、トラブルがなければ他の自治体も検討するきっかけになると期待すると報じられているのでありますが、情報端末を活用することで効率化を促すことはデジタル化の目的の一つであるなら、あらゆる部門でデジタル化を目指す本町では、この動きをどのように捉えておられるのか、これについても国や府の動きなども情報収集し、将来を見据えて検討してほしいのでありますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

電子投票につきましては、日本でも議員仰せのとおり幾つかの自治体で実施を試みるなどをしておりますが、システム導入については、今のところあまり普及されていないというのが現状となっております。

個人情報やセキュリティー面、それから正確性などが求められる選挙事務であることから、多数の自治体が導入して安定した状況下で実施することが必要であると考えておりますので、特に議員仰せの近々実施が予定されている四條畷市をはじめまして、近隣市町村等の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

電子投票についてお答えいただきました。

昨日の朝日新聞、これなんです、候補名書くより楽というふうな報道がされていましたが、ほかにも毎日新聞や読売新聞などで四條畷市の投票のニュースを取り上げていましたが、タッチペンで投票できるので難しくなかったとの住民さんの声も届いているようであります。

是非このような情報も注視し、デジタル化で投票プロセスを簡素化できるということであり  
ますので、この分野でも研究をしていただきますようお願いしておきたいと思います。

では、次の項目は、投票終了時間の繰上げについて伺います。

マスコミ報道によりますと、衆議院議員選挙で全国の約4割の投票所が法定の投票終了時間  
を繰り上げることが総務省のまとめで分かったと報道されています。理由は、投票立会人  
の負担を軽減したり、職員の時間外手当を削減したりする狙いがあるということでもあります。

これに対して、投票の利便性拡大の動きに逆行すると慎重な対応を求める意見もある中で、  
1998年の公職選挙法の改正で、投票終了時間は午後6時から午後8時までとなっていたもの  
の、投票に支障を来さない特別な理由があれば、市町村選管の判断で終了時間を4時間まで  
繰り上げられるとなっています。

では、本町の場合、午後5時以降に投票される有権者はどの程度おられるのか。時間延長  
することで投票する参加者が増えているのであればどの年代層なのか。投票状況の現状を把  
握する意義は大きいと思われますので、お示しいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

本町における午後5時以降に投票された有権者の数でございますけれども、10月27日実施  
の衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査での内容になります。

期日前投票として投票された方が514人、選挙期日の投票者数が737人、合わせまして合計  
1,251人となっており、投票者のうち約20%でございました。

なお、年代別の有権者の割合などのデータにつきましては、ちょっと細かな分析までは今  
のところできておりません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

本町では午後5時以降の投票者のご利用の中で20%の利用があるということで、少々実は  
驚いているのでありますが、他府県に目を向けてみますと、投票時間の繰上げ率100%は栃  
木県、茨城県は96.7%、福島県94%、島根県93.6%と続いているようでありますが、実は神  
奈川県、大阪府の対応はゼロとなっています。

加えて、本町では投票所の統廃合も進んでいるのですが、本年のように河南町議会議員の一般選挙と衆議院議員の選挙が連続して実施された場合、投票所、開票所の職員配置や投票立会人の手だてなどは気になるところであります。

このことについても該当する対象の必要人数をお示しいただきたいのと、負担軽減を図るためにはどのような工夫が必要なのか、選挙管理委員会事務局のご見解をお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

田中事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

投開票における人員配置でございますが、まず、河南町議会議員選挙についてお答えさせていただきます。全て延べ人数での実績数になりますが、まず期日前投票に係る人員として投票管理者については4人、投票立会人は16人、山間部の期日前投票所が投票管理者として3名、投票立会人6名、投票当日の5つの投票所につきまして、投票管理者が8名、投票立会人18人でございます。

このほか、職員配置といたしまして、期日前投票所の事務従事者として選挙管理委員会事務局の職員が延べ20名、会計年度任用職員が16人、当日の選挙事務従事者が26人、開票事務従事者が21人で、合わせますと選挙に携わっていただいた人員としては延べ138名でございます。

次に、衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官の国民審査についてでございますけれども、同じく期日前投票に係る人員といたしまして、投票管理者につきましては、こちら期間が長くなっておりますので11名、投票立会人は44名、山間部の期日前投票所が投票管理者3名、投票立会人6人、当日の5投票所、投票管理者が10人、投票立会人19人でございます。

このほか、職員配置といたしまして、期日前投票所の事務従事者といたしまして選挙管理委員会の事務職員が延べ55人、会計年度任用職員が43人、当日の事務従事者が26人、開票事務の従事者が26人で、全て合わせますと選挙に携わっていただいた人員といたしましては、合計で延べ243名でございます。

先ほど回答させていただきました国政選挙などにつきましては、選挙期日が長期間になること、それから投票用紙の種類も増えますので、おのずから適正な選挙を執行する上で、町の選挙と比べても従事者の数が増になってくることが必要不可欠となります。

いずれの選挙も現在必要最低限の人員配置という形を取っておりますので、さらなる負担軽減を図るというのは現時点ではちょっと厳しいものであると、そのように考えているとこ

ろです。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

今お示しの人数が必要最低限の人員配置だといたしましても、河南町役場の職員さんも平日の勤務をこなしながらの選挙対策を取っていただいていることになりますので、今お伺いした数字からもめっちゃご苦勞をかけているということも理解できましたし、現状では、負担軽減を図ることは難しいということも分かりますが、2025年の夏には参議院議員の選挙も予定されていますし、毎年のように選挙があるのであれば、いろんな手法を検討することで少しでも関係者の負担軽減も図ることが可能になってくるのであれば、検討をお願いしたいのであります。

今回の質問で巡回型期日前投票を提案させていただきましたが、午後4時以降は役場に来るカナちゃんバスも走っていないので、投票終了時間の繰上げについても、利用状況を勘案し、投票立会人の負担軽減についても検討をお願いいたします。

選挙で投票しやすい環境を整えるために、多岐にわたって今回質問させていただきましたが、選挙の見直しについては、これまでも費用対効果の観点や効率化を図る観点も加味しながら、これまでもいろいろ取り組んでくださっていることには感謝しています。ただ、選挙における投票の課題も時が経過するごとに変化し、課題への対応状況も年数を経るごとに進んでいくため、継続的に見直していく必要があるように感じています。

2019年の公職選挙法の改正で、投票立会人の選任要件も緩和されたようでありまして、今後はデジタルを使って選挙制度の仕組みをつくっていくという発想も、テクノロジーを使うことによって、近い将来一步一步改善していくというふうに思っています。

東日本大震災や新型コロナ禍などの大規模自然災害時の選挙についても検討課題でありまして、デジタル技術の進展もあり、これからの選挙制度のありようも改革する時期にあつて、いろんな角度から改革を積み上げていくことで、有権者が利用しやすい制度へと変化してほしいというふうに願っています。

私たち議員も投票率が高い選挙で選ばれるほうがより望ましいとも考えていますので、さらにご検討をお願いいたしまして、今回の質問は閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

大門議員の質問が終わりました。

ここで10分間の休憩を取ります。

休 憩（午後2時07分）

~~~~~

再 開（午後2時19分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、力武議員の発言を許します。

力武議員。

○9番（力武 清）

本日最後の質問となります。議席番号9番、日本共産党、力武清、通告に基づきまして質問させていただきます。議長のほうには配慮のほどよろしくお願いいたします。

さきの9月、議会選挙におきまして7回目の信任を受けましたので、信任を受けての初めての質問となります。選挙中、町民の方に約束した公約を中心に質問させていただきます。理事者の方には答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず最初に、通学路の安全対策についてから質問させていただきます。

①中学生の自転車通学路の危険性、危険箇所の確認はというところから始めさせていただきます。

本町の中学生の自転車を通う生徒は、指定された通学路を通って登下校しているものと認識しております。そこで、通学路として指定するに当たっての危険箇所の確認と、指定するに当たっての基準はどのようなものを基準として設けておられるのか、指定されているのか。あわせて、現在通学路として指定されている通学路において危険性のある場所の認識をされている場所があるのか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

議員仰せのとおり、中学校では徒歩及び自転車の通学路を定めております。定めるに当たって、各地区集落、住宅地から中学校に向かうルートにおいて、通行の安全性や、また利便性を考慮して主要な通学路を定め、それらを通学路マップとして作成しております。

町では関係機関が連携して、児童・生徒等が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図るため、河南町通学路交通安全プログラムを策定しております。同安全プログラムに基づきまして、危険な箇所や対策を必要とする箇所を各小中学校に照会し、中学校からは、寺田北交差点と寺田交差点の間の関電前の横断歩道、町道さくら坂線及び府道上河内富田林線（白木バイパス）等が挙げっております。

該当箇所については、庁内関係部署や富田林警察、富田林土木事務所と合同点検を実施しております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

町内の危険箇所の指定、あるいは危険箇所の認識は合同で調査されているということで答弁いただきましたけれども、具体的に保護者の方から指定された府道上河内富田林線（白木バイパス）についての危険性について認識をお聞きいたします。

バイパスには1.2mから1.3mのガードレールが設置されておりますけれども、生徒はガードレールの内側を利用し、通っておりますが、この時期、枯れ枝、落ち葉が多く落ちており、滑りやすくなっております。通行の妨げにもなっております。

また、小石よけのネットが張られておりますけれども、経年劣化で破れているところがあり、小石がガードレールの内側に入り込んでいる状況になっています。定期的な除去作業をすべきだと考えておりますが、見解をお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

中学校の主要な通学路になっている府道上河内富田林線（白木バイパス）につきましては、これまでも落ち葉や砂利の除去、草刈り等を府道管理者の富田林土木事務所に依頼しているところでございますが、引き続き定期的な道路管理を富田林土木事務所に求めてまいります。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

なぜこの質問をしたかというのは、このバイパスでは生徒が事故に遭って大きなけがをした事例が以前からありました。最近でも危険な目に遭ったことを聞いております。そこで、

事故の把握、報告は聞いておられるのか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

生徒の登下校における自転車事故等につきましては、中学校から事故等の詳細な内容や、事故等に至らない場合であっても教育委員会事務局に速やかに報告をいただいております、教育委員会事務局でも把握に努めております。

引き続き、適正な自転車運転についての指導に取り組むようお願いしております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

是非、学校現場でもこの危険箇所での通行についての安全対策、引き続きの取組をよろしくお願いしたいと思います。

次に、農業用水路の安全の確認の問題なんですけれども、①で質問しました危険箇所のうち、中学校から北へ出て石川・大宝方面に登下校する通学路、府道柏駒線西側の南北に通っているところを中心に質問させていただきます。

通称町道大ヶ塚今堂線のことなんですが、ご承知のようにこの道は農水路と並行して走っております。この農水路は幅約70cm余り、深さも約80cm余りありますが、転落防止のガードや、グレーチングあるいはコンクリートの蓋などが何も施されていません。このような状況をどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

議員仰せの町道大ヶ塚今堂線の当該箇所につきましては、道路形状が比較的に真っすぐで見通しもよく、並走する水路についても視認しやすい状況にあると認識しております。自転車走行に際しては当該箇所に限らず、道路に複数台広がって並走しないこと、水路等に気をつけて走行することは、中学校の交通安全指導やスクールガードリーダーの街頭指導において生徒に注意を促しております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

危険性を報告しているという話なんですけれども、最近の雨の降り方を見ますと、集中豪雨、あるいは線状降水帯なんかで見られるケースが全国的に発生しております。他人事として捉えるのではなく、いつ何どき危険な状態になるかも分かりません。道と道路との区別がつかないことも想定しての対策を打っておく必要があると思いますけれども、認識、見解を求めます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

大雨時に増水した水路から溢水し道路が冠水する箇所については、路肩が明確になるよう道路肩にポストコーンを設置し、水路への転落防止対策を行っております。

議員仰せの町道大ヶ塚今堂線につきましては、これまで道路が冠水する被害報告はありませんが、今後、水路から溢水し道路の冠水が度々発生するようであれば、対策を検討していく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

この道に関しては令和4年2月に同じような質問をさせていただきました。そのときには、必要な対策を講じるという答弁があったわけなんですけれども、2年たった今日はまだ何も施されていないという現状があります。やはり危険箇所ということで認識されているのであれば、何らかの対策の必要性を感じているんですけれども、改めてこの部分については教育長のほうの見解を求めたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

今、教・育部長、それからまち創造部長のほうからも答弁させていただきましたが、当然この場においては道幅が狭いということであるとか、今、議員がおっしゃられているような危険性ということも一定認識はしておりますし、その辺のことにしましては、今後も引き続き、2年前にも答弁させていただいておりますので、必要に応じた形では対応していきたい、

そんなふうには考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

是非よろしくお願ひしたいと思います。

次に、③の通学路の凹凸状況の確認はということで質問させていただきます。

同じ道を調べさせていただきました。道路表面上の凹凸が激しく、自転車を運転するに当たってハンドルを取られるようなところがあります。そんな状況を認識されているのかお伺ひいたします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

ご質問のあった、町道大ヶ塚今堂線につきましては、中学校から出て府道に交差する押しボタン信号までの一部において道路の劣化が見られますが、特に悪い箇所については道路管理部局に連絡し、対応をお願いしております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

対応をお願いしているということなんですけれども、この道は、以前テニスコート横の辺りに凹凸が激しく、くぼみがあるということで一定の修理をしていただいたところなんですけれども、その後の状況が進んでいないという認識をしているわけなんですけれども、そのあたりの考えを改めて伺うのと同時に、また道路幅について調べたところ2.4m、狭いところで1.74mしかありません。特に押しボタン式の信号機が設置されているところが一番狭くなっております。道路幅の拡幅についての問題意識について併せてお伺ひいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

まず、私のほうから路面の修理についてお答えさせていただきます。

道路の段差や路面のポットホール、穴ぼこなんですけれども、こういった穴ぼこ等を確認

いたしますと、その都度応急修繕を実施しており、修理で対応できないほど劣化したところにつきましては、舗装の打ち換えを行うこととしてございます。

当該道路の役場西側から約140m間は劣化が著しく、補修を繰り返しておりましたが、昨年度に舗装の打ち換えを行いました。当該区間につきましてもそのような状態となれば、舗装の打ち換えを検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

私のほうからは道路幅についての考えをお話しさせていただきます。

当該の押しボタン式信号を設置しております道路幅については、議員仰せのとおり一番狭い箇所となっております。自転車走行には注意が必要な箇所と認識しております。引き続き注意啓発について、中学校やスクールガードリーダーに依頼していきます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

この間、一定の施しはされてきていることは認識しているところなんですけれども、道路幅の拡幅は土地所有者との理解と合意に時間がかかると思いますけれども。

そこで、押しボタン式信号のところを設置してある場所について、隅切り状などに施すように提案いたします。

また、建設関係の車両や府道の抜け道としての車両の数が最近特に増えてきております。通学路であることを示す案内をきちんとすべきと思いますが、見解を示してください。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

押しボタン信号の設置場所にある隅切りにつきましては、土地所有者との了解を得ることや、設置することにより府道の抜け道などとして車両が増えることも予想されることも考えられることから、今後、道路管理者とその施工方法などについて検証してまいりたいと考えております。

また、通学路である案内については、ご質問のあった町道大ヶ塚今堂線につきましては、

通学路注意との路面標示を令和3年度に設置しております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

答えがあった路面に案内するところはなかなか見づらいというものはあるので、できるだけ目立ちやすいような取組をお願いをしておきたいと思います。

次に、④の項目にいきたいと思います。

事故があった場合の賠償責任の問題なんですが、指定された道路で事故があった場合、役場として、また教育委員会としての責任の在り方についてお伺いいたします。

事故といっても不注意で事故する場合もあれば、今、①から③まで質問したように、道路状況によって安全対策を取っていない状況の事故はおのずと違いますけれども、通行管理上対策をすべきことをやっていない場合、管理責任が問われると思いますけれども、その際の責任はどのようなものとして認識されておりますか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

中学校では主要な通学路を定めており、各家庭から主要な通学路へ向かう道等を含めまして、通常の経路及び方法により通学する際、生徒がけがをした場合は、登下校中の事故等として、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となっております。

また、道路の大きな凸凹などが起因して事故があった場合は、状況に応じて道路管理者と当事者の協議がなされるものと考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

道路構造上、危険箇所が至るところに、今指摘させていただいた道以外にもたくさんの危険箇所が、特に農水路と並行しているところはたくさんありますので、教育委員会と原課のところで道路の管理を日々チェックしていただくようお願いして、この質問を終わらせていただきます。

次に、大きい項目の2番目の防災・減災対策についてお伺いいたします。

大宝地区の避難路の確保はということでお伺いするわけですがけれども、地球温暖化、海面

温度の上昇による異常気象の現象は、日本では真夏日、夏日の期間更新、線状降水帯の発生で洪水被害が多発しています。こうした現象は、世界各地で異常な干ばつ、洪水、ハリケーンや台風により自然災害が起きて甚大な被害をもたらしております。

こうした自然災害に備えての事業としては、本町に関する洪水対策として、大阪府の事業として千早川と梅川の河川改修がこの間行われてきていることは承知しているところであります。また、下河内地区の崖の修復などをやっていることも承知しているところでありますけれども、梅川の河川改修については大宝橋まで改修が行われ、現在、右岸の工事が行われている最中であります。

そこで、大宝地区における避難路の確保について、ハザードマップなど避難計画においてどのルートを設定されているのか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

災害時における大宝地区の避難につきましては、指定緊急避難場所として近つ飛鳥小学校運動場をはじめ大宝地内の公園 8 か所を指定しております。

また、指定避難所は、近つ飛鳥小学校、大宝地区公民館、大宝地区北集会所の 3 施設を指定しております。

議員仰せの大宝地区における避難計画につきましては、町や地域版ハザードマップ及び大宝地区コミュニティタイムラインにより、近くの指定緊急避難場所、指定避難所に避難していただくこととなります。

また、その際の避難路としましては、各家庭で災害ハザードマップなどを参照していただき、家族で災害時の対応を話し合い、安全な避難経路を決めていただくようお願いしております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9 番（力武 清）

避難路のハザードマップの報告をいただいたんですけれども、なかなか最近新しい住民が増えてきておりますけれども、その人たちに対するハザードマップの配付なども引き続きお願いすると同時に、せんだって大宝地区の 1 自治会が、避難路の避難所への訓練を行ったと

ころで、約120名参加されていることをまず報告したいと思います。

そこで、大宝地区は一須賀大宝線と山城バイパスの2本の道でしか進入できません。この道が通行不能となるような事態、陸の孤島状態は避けたいものでありますけれども、大規模災害の発生を想定しての避難路の確保をしておくべきと思いますが、見解を求めたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では地域防災計画により、町、府をはじめ防災関係機関は災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急交通路を確保することとしております。

大規模な災害時には、道路上の倒壊障害物の除去、移動や放置車両の移動を関係機関の協力を得て、早期の道路啓開に努めることとしております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

大宝2丁目から大阪芸術大学グラウンドを抜けて東山地区を通る町道が通っておりますが、東山地区の地道のところは道が非常に狭くなって、緊急車両やトラックなどは通れない状態となっている状況であります。

そこで提案ですけれども、緊急時、大阪芸術大学の構内を通れるような協定を結んでおく必要があると思いますけれども、見解をお聞きいたしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

大阪芸術大学につきましては、指定緊急避難場所としてグラウンドを、指定避難所として総合体育館第1アリーナを平成19年に指定させていただいております。これによりまして災害時においての大阪芸術大学構内への出入りは可能となっており、構内の救援物資の搬出入などの緊急車両の通行は可能と考えております。

また、大宝地区への緊急車両の通行につきましては、地域防災計画において一須賀大宝線の一須賀交差点から府立近つ飛鳥風土記の丘までの間を、町内の地域緊急交通路と指定し、

緊急自動車等以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限することで、災害救助活動を円滑に行うように計画しております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

今報告されたように、大阪芸術大学との避難所確保ということで、2丁目辺りの皆さんは一安心かなという見解を受けているのではないかと思います。安心しました。

そこで、次の提案ですけれども、山城バイパスの延長計画がなかなか進まない中で、近つ飛鳥博物館、風土記の丘を緊急避難路、あるいは緊急避難物資搬入路へのアクセスを整えておく必要があると思いますが、そのことに対しての見解を求めたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

災害時における町内の地域緊急交通路としまして、一須賀大宝線の一須賀交差点から府立近つ飛鳥風土記の丘までの間を指定しております。

この指定によりまして、災害対策基本法第76条の規定により、大阪府公安委員会が災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限することができることとなっております。

近つ飛鳥博物館と風土記の丘の出入口を結ぶ道路につきましては、公園内の道路で一般車両の利用に供していないので、指定することはできないものと考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

指定することができないということになっているんですけれども、先日この質問をするに当たって公園内を見て回りました。博物館内の道路幅は最初のところで約2.8m、最大のところでは3.3mありました。2 tトラックやったら十分通れる道だと思います。緊急物資の搬入路として確保しておく必要性を改めて感じております。

大阪府や博物館との防災・減災対策の一環として、緊急事態における防災協定などを結んでおく必要性を感じておりますが、再度お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

近つ飛鳥博物館や近つ飛鳥風土記の丘につきましては、自然災害における指定緊急避難場所や指定避難所には、現在は指定しておりません。

今後につきましても、両施設につきましては立地上の条件や起伏の多い地形による土砂災害の危険性等があるため、自然災害における指定緊急避難場所等の指定をする予定はありません。

ただし、近つ飛鳥博物館においては、大阪府国民保護計画で武力攻撃等から住民等の生命を守る避難施設として指定されておりますので、有事の際におきましては避難施設として利用することとなります。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

有事の際には利用できるということなんですけれども、私の今回の質問に当たっては、仮に大宝橋が落ちたとき、あるいは山城バイパスが通れなくなったときの搬入路、避難物資相当の搬入路として確保する、いざというときの備えが必要であるという立場で質問させていただきました。是非検討を再度お願いしておきたいと思います。

次に、③の大宝1丁目の西側を緊急物資避難路へということなんですけれども、次に同じように大宝1丁目の西側の町道を緊急物資搬入路及び避難路の確保について質問いたします。

この道は、ふだんは車止めのポールが立っておりますが、主に中学生の通学路や買物などのときに利用されている道ですけれども、もともとこの道をつけた目的は何であったのか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

大宝1丁目の西側の町道大ヶ塚大宝線につきましては、大宝地区の中学生の通学路として整備したものであります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

通学路として造ったということなんですけれども、調整池の横辺りは勾配が非常にきつくなっております。また、道幅も約1.8mしかありません。ここで勾配を緩和する、道幅を広げるなどして緊急避難路や物資搬入路として使えるに考えられないか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

大宝地区につきましては、災害時の緊急物資の搬入路などは、地域緊急交通路として一須賀大宝線の一須賀交差点から府立近つ飛鳥風土記の丘までの間を指定し、一般車両の通行を制限するなど対応することとしております。

大宝1丁目の西側の町道大ヶ塚大宝線につきましては、避難路としての利用は可能と考えますが、緊急物資の搬入路としては道路幅員や勾配感などから適当ではなく、道路整備にも財政負担が大きくなかなか難しいと考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

私は、数年の議員活動の中で何度かボランティア活動をさせていただきました。特に、2004年の台風23号で淡路島、近畿地方を襲った台風の中で、洲本市が高潮と重なって水浸しになったときとか、あるいは2011年の東日本大震災のときにボランティアに行かせてもらいました。

災害時に道路の復旧が一番の課題であることを、そのときに経験したわけなんですけれども、瓦礫の搬出、支援物資の受入れ、その際は最も重要なのが道路の確保であることを痛感したわけでありますけれども、こういうことの災害を、今年も能登半島の地震があり、災害に3回見舞われたところでありますけれども、道路事情によって復旧、復興が非常に遅れるということなんで、非常時の道路の際の確保を是非全庁的に見直しをしていただきたいということを申し上げて、次の質問にいきます。

次に、3つ目ですけれども、こども園の運営の在り方についてお聞きいたします。

1つは、こども園の効率化、働き方改革の取組について質問させていただきます。

今年の9月議会にて、こども園などの国の保育士配置基準が行われることにより、本町の

取組について質問いたしました。5歳児、3歳児など数十年ぶりに見直されております。

引き続き今回は、保育士、スタッフの働き方改革、働きやすい環境の向上に向けて質問を行います。そこで、園における保育士、スタッフの現状、置かれている働き方改革面で、課題、問題意識をどのように捉えておられるのか、まずお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

こども園における保育教諭等職員の現状と働き方改革の課題についてですが、保育教諭の配置等については国基準に基づいて行っており、園児の状態、状況によっては、職員を加配し運営しているところでございます。

年度途中の入園受入れを行う際には、園児数の配置基準に照らして保育教諭の追加が必要な場合があり、人材確保が課題となっています。

その他、有給休暇の取得や職員の休憩時間の確保など、職場環境の改善も課題となっております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

園においては、預かっている園児の安全を第一義的に捉えていることと思いますけれども、園児の安全確保をしながら、保育士の仕事は園児の情報、指導記録、保育日誌、成長経過記録、身体測定など多岐にわたっていると思います。

こうした状況を鑑み、残業の実態などはどうなっているか、また休憩はちゃんとできているのか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

保育教諭の仕事は、議員仰せのとおり多岐にわたります。中村こども園開園当初は、それまで別々に行っていた幼稚園機能と保育園機能を一体的に運営するための様々な決め事、職員間の情報共有などに時間を要し、時間外勤務も多くなることがありました。

中村こども園では、教室を離れて休憩を取る時間や休暇を取得できるようにするため、クラス担任と園長、副園長が円滑な保育引継ぎを行えるよう、その日の園児たちの様子などを

ふだんから情報共有するとともに、休暇の取得に対しては保育教諭を補充する体制を整えて対応しております。

さらに、職場の働き方改革に伴い、担任の代わりに対応するフリーの保育教諭を増員しております。

また、保育教諭の負担軽減を図るため、歳児ごとに効率的な保育計画を副園長等から相談やアドバイスを受けながら策定し取り組んでおります。このような取組により、当初の開園時から比べると、時間外勤務時間は減少しております。

引き続き、職員の働き方改革、職場環境の向上を図るために、時間外勤務の縮減、年次有給休暇及び休暇・休息時間の確保に努めてまいります。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

保育士の確保が難しいという、午前中の質問の中にも出ておりましたけれども、たまたまこの質問をするに当たって、今朝、テレビの情報番組で宮崎県都城市というところの取組が紹介されておりました。

人口減に取り組む中で、ここの都城市は非常に増えているという、3倍から4倍ぐらい増えていると。特に去年から今年にかけての増え方がもう尋常じゃないぐらい増えているということなんですけれども、そこの中で、保育士の方が、神奈川県や県外、宮崎県外のところからどんどん入ってきてはるということも紹介されておりました。

その中身は、保育士の処遇改善に積極的に取り組んでおられて、若い保育士の方が移住して保育士の仕事をやられているということで紹介されておりましたけれども、その点で、本町における保育士の確保についての取組を、どういう方向で来年以降、国の基準が変わろうとして、今のところ努力義務になっておりますけれども、そのあたりの取組、見通しをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

朝の藤井議員の回答の中でもお話をさせていただきましたけれども、令和4年4月に、新しい新体制に向けて保育教諭のほうの体制をするために、今現在のところ、保育教諭を今1月ぐらいから新たに増員をしていきたいなというふうに思っております。今からできるだけ

保育教諭の方の確保に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

是非、積極的に保育士の確保、努めていただきたいと思います。

次に、②のＩＣＴシステムのＳａａＳへの姿勢の質問をさせていただきます。

①の質問で現状をお聞きしましたがけれども、保育士の働き方改革には保育士の確保と同時に、環境整備と併せ、まだまだ課題が明らかになったと思います。

そこで、園でのＩＣＴシステム、いわゆるＳａａＳなどを導入して、保育士の業務改善、効率的で負担軽減につなげていく動きが急激に全国的には進んできておりますけれども、このＳａａＳシステムなどについて、認識はどのように捉えておられるのか、まずお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

中村こども園では、ＩＣＴシステムの一つとして、開園当初から園支援システムを導入しております。そのシステムの主な機能は、園児１人ずつに配付しているバーコードを登降園した際に園の玄関にあるタブレットにかざすだけで、時間等が登録されている登降園管理、保護者へのお知らせやクラスの活動の様子を伝えるメッセージ送信機能、園児の出席状況などを記録する名簿管理などが行えるものになっております。

このシステムの導入により、こども園開園前は紙媒体で記録していた登降園の記録をシステム管理し、各クラスに設置しているタブレット端末から担任が随時確認することができるようになりました。

また、電話で行っていましたが保護者への一斉連絡をメール配信で行うとともに、プリントを作成してクラスの活動の様子など配布していたものを写真つきで配信することもできるようになり、保育教諭等の負担軽減と保護者の利便性向上につながっていると感じております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

今の説明でよく分かったんですけども、特に保育士と保護者との連携というか情報の共有化というのは非常に大切だということが常々言われておりますけれども、保護者の方との丁寧な説明を行うよう是非配慮していただきたいと思います。

そこで、保護者と園の共有化する上で、スピーディーな正確な情報を共有化するという点で、今の状態というのは課題の克服につながっているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

このシステムを導入するに当たりまして、保育教諭等の意見を取り入れまして現システムの選定を行いました。システム導入時にはシステムの使い方とか利用方法、機能などを十分説明しまして、保育教諭の負担軽減に努めました。

また、保護者の方につきましての説明につきまして、新入園児の入園説明会の際に説明等を行っております。保護者の方についても、この彩というシステムになるんですけども、この操作方法も十分よく分かっていただいておりますので、保護者と保育教諭のほうの十分な共有もできておりますし、使い勝手がいいということで感想をいただいております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

再々質問になりますけれども、この彩の導入に当たって、入園式等で準備の段階では親御さんとの共有ができると思うんですけども、途中で入ってこられる方などに対しての説明はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

谷部長。

○教・育部長（谷 道広）

その際は、個々に保護者の方に説明を行い、対応しております。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

ありがとうございます。

それでは最後、4番目の反戦・平和の取組についてお伺いいたします。

反戦・平和、被爆者援護の取組について、まずお伺いいたします。

さきの大戦から79年がたちました。日本国憲法には二度と戦争しないと世界に誓った前文と同時に、9条では「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とうたっております。

敗戦からの教訓を十分に生かした憲法の下で私たちは日々平和を享受して暮らしているわけですが、世界では今なおロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルによるガザ侵攻など戦争が絶えません。その犠牲者は子供から高齢者まで一般人であります。一日も早く侵略戦争を終えることを願うばかりであります。

本町は2022年、令和4年3月3日に、ロシアによるウクライナ侵攻に対する抗議文をプーチン大統領宛てに送っております。しかしながら戦況は激化するばかりで、今以上の犠牲者が増えることに懸念されるところであります。

本町はまた、憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を1984年、昭和59年に、さらに非核平和都市宣言を1989年、平成元年に宣言しております。

そこで、改めてお聞きします。この宣言は今日ほど大切にしなければならないことだと思いますが、見解をお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

議員仰せのとおり、本町では昭和59年12月議会で、憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を、平成元年6月議会で非核平和都市宣言をそれぞれ採択し、これまで平和の推進に努めてきております。

今後も両宣言の趣旨を重要と受け止めるとともに、住民の人権意識の高揚、平和の推進に努め、多くの人々が犠牲となった戦争を二度と繰り返さないことを固く誓い、後世に伝えていくとともに恒久平和を目指してまいります。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

宣言はすばらしいものだとしても今でも認識しているわけですが、この宣言の趣旨に照ら

して、本町としてのこの間の平和への取組、反戦への取組はどのようなものがやられているのか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

本町におけるこれまでの平和に関する取組でございますが、戦争の恐ろしさを伝え、平和について考えていただくために、毎年8月には庁舎1階のピロティーを利用した平和パネルの展示や、平和を考える町民の集いで映画の上映会を行っております。

また、毎年、平和・人権バスツアーを開催し、平和の尊さを住民の皆さんに認識を高めてもらおうと努めております。なお、平成7年の戦後50周年には広島の見学を実施しました。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

積極的に、本町はこの宣言の趣旨に照らして取り組んでおられることをうれしく思っております。引き続きの取組を是非お願いしたいと思います。

そこで、②のほうの質問にいきます。日本被団協・日本被爆者団体協議会のノーベル平和賞の受賞の発表を受けてということなんですけれども、ノルウェーのノーベル財団は、日本被団協・日本被爆者団体協議会に対して平和賞を贈ることを発表しまして、今月の10日ですか、被団協を代表して田中熙巳さんが授賞式に臨まれたわけなんですけれども、世界で初めて原子爆弾の投下を受けた広島、長崎の2つの都市にとって、また戦後79年、核廃絶を訴え続けられた被団協の人たち、運動を支えてこられた団体、個人の皆さんにとって大変栄誉なこととお祝いたします。活動に敬意を表したいと思います。私も反核兵器廃絶を、毎年8月に平和行進に参加して訴えている身として感銘を受けているところであります。

そこで、平和賞の発表を受けてのコメントをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

日本原水爆被害者団体協議会は、広島県や長崎県で被爆した人たちの全国組織で、原爆投下から11年後の1956年に結成され、被爆者の立場から核兵器廃絶を世界に訴える活動や、被爆者の援護を国に求める運動を続けられてきました。核兵器のない世界を実現するための努

力と、核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示してきたことが、今年のノーベル平和賞の受賞理由と聞いております。

日本原水爆被害者団体協議会のこれまでの活動が評価されたことは、極めて意義深いことと考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

平和賞というのは本当にいろんな形でされておりますが、3年ほど、4年ほど前ですか、I C A Nという核兵器廃絶を訴え続けられた団体も平和賞を受賞されましたけれども、本町は、全国1,740団体が参加されている平和首長会議に参加されております。非核宣言自治体協議会1県と204の市、7区の区、126町、22の村、合計360の自治体に参加されている団体に、これには参加されていません。

ノーベル平和賞の発表を機会に、こうした団体への参加をすべきと提案いたしますけれども、どうでしょうか。ここのところは町長にお伺いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

ただいまご紹介いただきました団体の加盟なんですけれども、議員仰せのと通りの状況になっております。府内の加盟団体も、南河内では羽曳野市というふうには聞いております。

参加についてご提案いただいたんですけれども、現状のところ参画する考えはございません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

非常に寂しい話ですね。是非引き続きの検討をお願いしたいと思いますけれども、先ほど紹介させていただいた被団協の方が、ノーベル平和賞のときに受賞表明の中で、田中熙巳さんは、核兵器をなくしていくためにどうしたらいいか、世界中の皆さんで共に話し合い、求めていただきたいと訴えられました。

核保有国は、いまだにアメリカ、ロシア、中国、イギリス、フランス、イスラエル、イン

ド、パキスタン、北朝鮮と9か国もあります。核抑止と平和は共存しない、できないこと。
核兵器は人類を破滅に導く最悪の兵器であることを、世界で唯一の被爆国である日本であり
ます日本国の政府に対して、核廃絶を強く訴えて質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

力武議員の質問が終わりました。

ここで3時20分まで休憩とします。

休 憩（午後3時09分）

~~~~~

再 開（午後3時20分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの力武議員の質問で、通告を受けていました一般質問は全て終了しました。

2日間にわたり、お疲れさまでございました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

引き続きお諮りします。

日程第2 議案第28号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第4号）と日程第3 議案
第29号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の2件を会議規則第37
条の規定により一括議題で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上2件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

それでは、予算・決算常任委員会委員長の審査結果報告を求めます。

中川委員長。

○予算・決算常任委員会委員長（中川 博）（登壇）

予算・決算常任委員会委員長の中川でございます。予算・決算常任委員会委員長報告をさ
せていただきます。

令和6年河南町議会12月定例会議の初日におきまして、予算・決算常任委員会に付託を受

けました案件は、議案第28号と議案第29号の2件の予算案件についてでございます。

付託された2件の議案につきまして、12月4日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

最初に、議案第28号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第4号）につきましては、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決するものと決しました。

続いて、議案第29号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、議案第28号、議案第29号の2件の予算案件についての審査結果の報告とさせていただきます。

また、委員長より理事者に対して申し上げておきます。委員会中、委員からの指摘事項及び研究課題につきましては、早急に検討等をされるよう強く申し伝えておきます。

記録は、事務局に整理させておりますので、後日にでもご覧いただければと思います。

以上で、予算・決算常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（浅岡正広）

予算・決算常任委員会、中川委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査、お疲れさまでした。

中川委員長、しばらくその場でお待ちください。

議長を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

中川委員長、議席にお戻りください。

これより討論、採決に入ります。

最初に、議案第28号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

次に、日程第3、議案第29号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第4 議案第32号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10 議案第38号 令和6年度河南町下水道事業会計補正予算（第2号）までの7件を会議規則第39条の規定に基づき、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上7件を本会議において全体審議することに決しました。

お諮りします。

日程第4 議案第32号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上3件を一括議題とすることに決しました。

なお、質疑、討論、採決は1件ずつ行います。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、議案第32号から議案第34号までの3件について、順次提案理由の説明を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは747、令和6年12月12日議案送付追加議案一式、01令和6年度河南町議会12月定例会議追加議案資料9ページをお開きください。

それでは、議案第32号の提案をさせていただきます。

#### 議案第32号

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

改正理由ですが、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員の給与に関する条例において、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正を行うため、一般職に準じて議会の議員の期末手当の支給月数を改正するものです。

具体的には、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数が0.1か月分引き上げられることに伴いまして、議員の期末手当も0.1か月分引き上げる改正でございます。

それでは、めくっていただきまして、10ページでございます。

#### 令和6年河南町条例第 号

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきますので、11ページをお願い

いたします。

第1条関係は、令和6年度の期末手当支給に係る条文となっており、12月に支給する期末手当率を「100分の222.5」から「100分の232.5」に改正し、令和6年6月支給と12月支給を合わせて、令和6年度中の分は「100分の455」となります。

めくっていただきまして、12ページでございます。

第2条関係は、令和7年度以降の期末手当支給に係る条文となっており、令和6年6月の期末手当率「100分の222.5」を第1条で改正した12月の期末手当率「100分の232.5」合わせて「100分の455」を平準化しまして、令和7年度以降の6月、12月それぞれ「100分の227.5」に改正するものです。

めくっていただきまして、13ページの附則でございます。

まず、第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する旨の規定でございます。

第2項の規定は、令和6年度の改正につきましては、令和6年12月1日に遡及適用することを規定し、第3項は、既に支給した給料などの内払いの規定でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第33号の説明とさせていただきます。

ページは14ページでございます。

#### 議案第33号

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

改正理由ですが、先ほどと同じ、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員の給与に関する条例において、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正を行うため、一般職に準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数の改正を行うものです。

めくっていただきまして、15ページでございます。

#### 令和6年河南町条例第 号

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

めくっていただきまして、16ページ、17ページ及び18ページの新旧対照表の改正内容は、先ほどの議案第32号と同改正の内容でございますので、省略とさせていただきます。

続きまして、めくっていただきまして、19ページでございます。

議案第34号の説明とさせていただきます。

#### 議案第34号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

改正理由ですが、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、地方公務員法の情勢適応の原則、均衡の原則により、給料表及び期末手当、勤勉手当の支給月数を改正するものです。

めくっていただきまして、20ページでございます。

#### 令和6年河南町条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正内容につきましては、新旧対照表で説明とさせていただきます。

27ページでございます。

第1条が、令和6年度における改正条文となっております。

期末手当の支給月数ですが、第25条第2項において、一般職の職員の支給月数が「100分

の122.5」となっているものを「100分の127.5」と0.05か月分引き上げる改正でございます。

また、同条第3項において、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の支給月数が「100分の68.75」となっているものを「100分の71.25」と0.02か月分を引き上げる改正をしております。

次に、勤勉手当の支給月数ですが、次のページにわたりますが、第26条第2項第1号において、一般職の職員の支給月数が「100分の102.5」となっているものを「100分の107.5」と0.05か月分を引き上げる改正でございます。

また、同条第2項第2号において、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の支給月数が「100分の48.75」となっているものを「100分の51.25」と0.02か月分を引き上げる改正でございます。

そして、給料表ですが、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で全号給について給料月額の上上げを行っており、給料表の新旧対照表につきましては、28ページから33ページのとおりでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

第2条が、令和7年度以降の改正条文となっております。

期末手当につきまして、第25条第2項において、先ほどの第1条の改正により一般職の支給月数を「100分の127.5」と改正したものを6月と12月で平準化するため、共に「100分の125」に改めるものでございます。

また、同条第3項において、一般職と同様に、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の支給月数についても「100分の71.25」と改正したものを6月と12月で平準化するため、共に「100分の70」に改めるものでございます。

次に、勤勉手当につきましても、次のページにわたり、第26条第2項第1号において、先ほどの第1条の改正により、一般職の支給月数を「100分の107.5」と改正したものを6月と12月で平準化するため、共に「100分の105」に改めるものでございます。

また、同条第2項第2号において、一般職と同様に、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の支給月数についても「100分の51.25」と改正したものを6月と12月で平準化するため、共に「100分の50」に改めるものでございます。

めくっていただきまして、36ページは附則でございます。

まず、第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する旨の規定でございます。

第2項の規定は、給料表の改正について、令和6年4月1日に遡及適用するものです。

第3項の規定は、期末手当、勤勉手当の支給月数の改正について、令和6年12月1日に遡及適用するものとなっております。

第4項は、既に支給した給与の内払いの規定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第32号から議案第34号の提案の理由とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

最初に、日程第4 議案第32号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第33号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

中川議員。

○7番（中川 博）

議員と一緒になんですけれども、16ページの改正前が「100分の222.5」を改正後に「100分の232」に改めて、17ページに「100分の232.5」を「100分の227.5」に改めるというような、2回変更をやっているんですけれども、これは令和6年度において、既に人事院勧告でそう

いう引上げが求められている部分で、6月の期末手当はもう終わっているから、6月分を12月に上乗せして、来年度は通常に戻すというような二重の手間をかけているということ  
でいいんでしょうか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

議員仰せのとおりでございます。

○7番（中川 博）

分かりました。

ちょっと私、初めて見たんで、分かりました。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第7 議案第35号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレット、同じく747でございます。

ページのほうは、39ページをお願いいたします。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第35号

令和6年度河南町一般会計補正予算（第5号）

令和6年度河南町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,332万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,548万4千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、40ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税2,332万1千円の追加でございます、歳入合計で2,332万1千円の追加。補正後予算額を70億5,548万4千円とするものでございます。

めくっていただきまして、41ページ、歳出でございます。

(款) 議会費、(項) 議会費57万1千円の減額。

(款) 総務費、(項) 総務管理費53万6千円の減額、(項) 徴税費265万1千円の追加、(項) 戸籍住民基本台帳費136万1千円の減額、(項) 選挙費297万4千円の追加、(項) 統計調査費74万4千円の追加。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費1,069万円の追加、(項) 児童福祉費690万6千円の追加。

(款) 衛生費、(項) 保健衛生費297万円の減額、(項) 保健事業費318万5千円の減額、(項) 環境衛生費2千円の追加。

(款) 農林水産業費、(項) 農業費155万8千円の追加、めくっていただきまして、(項) 商工費109万7千円の減額。

(款) 土木費、(項) 土木管理費391万7千円の追加、(項) 道路橋梁費80万1千円の追加、(項) 河川費64万2千円の追加、(項) 都市計画費373万円の減額。

(款) 消防費、(項) 消防費42万8千円の追加。

(款) 教育費、(項) 教育総務費442万8千円の追加、(項) 小学校費192万9千円の追加、(項) 中学校費88万2千円の追加、(項) 社会教育費400万7千円の追加、(項) 保健体育費204万6千円の追加でございます、歳出合計で2,332万1千円の追加、補正後予算額を70億5,548万4千円とするものでございます。

めくっていただきまして、43ページからは事項別明細でございます。

歳入の補正から説明させていただきますので、45ページをご覧ください。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税、(目) 地方交付税ですが、今回の補正予算で不足する財源の補填として、普通交付税2,332万1千円を追加しております。

続きまして、46ページは歳出でございます。

今回の補正予算は、令和6年人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じた職員給与の改定及び人事異動に伴います人件費の増減について補正させていただいております。

事項別明細書では、各予算費目において増減を加えておりますが、各費目ごとの説明は極力省略させていただきまして、人件費全般について総括的に説明させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

まず、常勤職員一般職についてですが、令和6年人事院勧告による給料表の増額改定及び期末勤勉手当支給月数の増を反映しております。給料の改定は、4月に遡って適用しております。期末勤勉手当は、一般職で0.1月分の増、再任用任期付職員で0.05月分の増を反映しております。

事項別明細書では、この人事院勧告による給与改定と人事異動に伴います増減をそれぞれの予算費目において補正させていただいております。

次に、会計年度任用職員についてですが、期末勤勉手当支給月数については、一般職と同様に人事院勧告の0.1月分の増を反映しております。

これと併せ、当初予算では、新規雇用を前提に報酬及び期末勤勉手当を計上していましたが、継続雇用により報酬及び期末勤勉手当が増額となりますので、この影響額も併せて補正させていただいております。

これら一般職及び会計年度任用職員の人件費の補正の内容につきましては、後ほど各担当部長からご説明申し上げます特別会計の補正も同様の内容となっておりますので、各特別会計での詳細な説明は省略させていただきます。ご了承のほどお願いいたします。

次に、議員の皆様の期末手当につきましては、先ほどのご可決いただきました条例改正により0.1月分の増となっておりますが、議会議員選挙に伴う改選により、新しく議員になられた方につきましては、12月10日に支給させていただきました期末手当が条例の規定により満額での支給とはなっておりませんので、予算に余裕がございます。よって、今回の補正予算では議員期末手当の増額は計上しておりません。

次に、特別職ですが、こちらも議員同様、期末手当支給月数は0.1月分を増としています。また、副町長不在期間の支給及び期末手当の減額などを補正させていただいております。

以上が、人件費の総括的な概要となっております。

予算書のほうでは、これ以外の主な点について説明させていただきます。

まず、47ページをご覧ください。

(款) 総務費、(項) 総務管理費、(目) 一般管理費、(節) 職員手当等の1つ目の職員退職手当512万7千円の追加は、自己都合により退職した職員6人のうち、退職手当の支給対象となる4人分の退職手当について追加しております。

次に、49ページをご覧ください。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費、(目) 国民健康保険費、(節) 繰出金の国民健康保険特別会計繰出金254万5千円の追加は、国民健康保険特別会計の人件費の補正に伴う繰出金

を追加しております。

それから、めくっていただきまして、50ページでございます。

（目）介護保険費、（節）繰出金、介護保険給付費繰出金72万9千円の追加は、介護保険特別会計の（款）地域支援事業費に区分される人件費の補正に伴う追加でございます。

その次の介護保険特別会計繰出金104万2千円の追加は、これ以外の人件費の補正に伴う繰出金の追加でございます。

少し飛びますが、55ページをご覧ください。

下段のほうで、（款）土木費、（項）都市計画費、（目）都市計画総務費、（節）繰出金の下水道事業会計繰出金141万8千円の追加も、同じく下水道事業会計における人件費の補正に伴うものでございます。

なお、議会運営委員会で提出依頼がありました人事院勧告による影響額についての資料は、タブレットの747の同じフォルダーですけれども、01（1）追加議案第34号資料として添付させていただいておりますので、ご覧いただければと思っております。

以上、簡単ではございますが、令和6年度河南町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○7番（中川 博）

今回の補正予算は、人事院勧告、または異動、また人件費ということで、概ねあれなんですけれども、理解はするんですけれども、先ほど説明の中で驚いたのが、47ページの職員退職手当ということで、自己都合で6名ですか、退職されたということで、この職員の方の勤務年数をできたら6人分教えていただけますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

後藤課長。

○総務部副理事兼人事財政課長（後藤利彦）

退職した者の在職年数でございますけれども、4年の者が1人と、1年の者が1人、それから8年、6年、12年というふうになっております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

何か非常に残念な結果なんですけれども、理由等は分かっているのか。もし言うことができたなら大体教えていただけたらありがたいと。それと対策というか、対応というか、引き止めとか、やむを得ない理由なのかどうかというところ、もし分かれば教えていただきたい。何か6名も退職されたら、今、人不足という中で非常に大変な状況の中で、何か原因というか、理由というのを分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

非常に残念な6名というところでございますけれども、退職理由というのは個人の情報でございますので、ちょっと控えさせていただきたいというところでございます。

退職の相談等ありましたら、十分に原因等もヒアリングを行いまして、どういう事案があったのかなども聞き取りながら、本人のステップアップというようなこともありましたので、今回は6名が退職という結果になりました。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

3回目ですね。

○議長（浅岡正広）

はい。

○7番（中川 博）

最近よく近隣のところでもパワハラとかセクハラとか、そういう事案があると思うんですけれども、そういうのには合致しないということはそうでしょうか、安心だけさせていただき、議員が責任ということもないですね。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

いろいろヒアリングした結果、そういう事案ではございませんでした。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論に討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第8 議案第36号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大門部長。

○住民部長（大門 晃）（登壇）

それでは、議案第36号について説明させていただきます。

61ページをご覧ください。

#### 議案第36号

令和6年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ264万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,030万5千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、62ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入。

(款) 府支出金、(項) 府補助金で10万2千円の増額。

(款) 繰入金、(項) 他会計繰入金で254万5千円の増額とし、歳入合計は18億7,030万5千円でございます。

次に、63ページをお願いします。

歳出でございます。

歳出。

(款) 総務費、(項) 総務管理費で254万5千円の増額。

(款) 保健事業費、(項) 特定健康診査等事業費で10万2千円の増額とし、歳出合計は18億7,030万5千円でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

66ページの歳入でございます。

(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 保険給付費等交付金、(節) 特別交付金10万2千円の増額で、特定健診事業に係る人件費の増に伴う負担金の増でございます。

(款) 繰入金、(項) 他会計繰入金、(目) 一般会計繰入金、(節) 職員給与費等繰入金254万5千円の増額で、人事院勧告に伴う職員給与費等の増に伴う繰入金の増でございます。

次に、67ページをお願いします。

歳出でございます。

今回の補正予算は、人事院勧告に伴う給料、手当の改定などを反映しております。

(款) 総務費、(項) 総務管理費、(目) 一般管理費、(節) 報酬で1万7千円、(節) 給料で111万4千円、(節) 職員手当等で97万3千円、(節) 共済費で44万1千円それぞれ増額でございます。

(款) 保健事業費、(項) 特定健康診査等事業費、(目) 特定健康診査等事業費、(節) 職員手当等で10万2千円の増額でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第9 議案第37号 令和6年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）（登壇）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

タブレットの69ページをお開きください。

議案第37号

令和6年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ483万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,038万1千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、70ページをご覧ください。

「第1表歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金で145万8千円を追加。

(款) 府支出金、(項) 府補助金で72万9千円を追加。

(款) 繰入金、(項) 一般会計繰入金で177万1千円を追加。

(款) 繰越金、(項) 繰越金で87万2千円を追加。

歳入合計483万円を追加し、補正後予算額を18億1,038万1千円とするものでございます。

続きまして、71ページ、歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費で104万2千円を追加。

(款) 地域支援事業費、(項) 包括的支援事業・任意事業費で378万8千円を追加。

歳出合計483万円を追加し、補正後予算額を18億1,038万1千円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で説明をさせていただきます。

76ページをお開きください。

まず、歳出から説明させていただきます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費、(目) 一般管理費で104万2千円の追加となっております。人事院勧告による給料、手当の改定の反映などによるものでございます。

次に、(款) 地域支援事業費、(項) 包括的支援事業・任意事業費の(目) 介護予防ケアマネジメント事業費は281万6千円の追加で、認定調査に従事するケアマネジャーなどの報酬や期末勤勉手当、職員人件費の追加を行っております。

次に、77ページをご覧くださいまして、(目) 総合相談事業費72万2千円の増ですが、会計年度任用職員の報酬や期末勤勉手当などを追加しております。

続いて、(目) 認知症総合支援事業費は、人勧の反映などによる職員人件費25万円の追加

でございます。

74ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金の(目) 地域支援事業交付金ですが、歳出の(款) 地域支援事業費の補正総額377万8千円の38.5%相当額を計上しております。

(款) 府支出金、(項) 府補助金の(目) 地域支援事業交付金は、地域支援事業費の歳出予算額の19.25%相当額を計上しております。

次に、(款) 繰入金、(項) 一般会計繰入金ですが、地域支援事業繰入金は、府支出金と同様に、地域支援事業費の19.25%相当額を計上しております。

その他一般会計繰入金の(節) 職員給与費等繰入金104万2千円は、歳出の総務費で計上しました人件費相当額を計上しております。

めくっていただきまして、最後に、(款) 繰越金、(項) 繰越金ですが、今回の補正の一般財源部分として前年度繰越金を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（浅岡正広）

日程第10 議案第38号 令和6年度河南町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第38号の説明をさせていただきます。

タブレットの79ページをお願いいたします。

議案第38号

令和6年度河南町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度河南町下水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量第4号中公共下水道整備事業を次のように改める。

（4）主要な建設改良事業

公共下水道整備事業	1億1,933万8千円
-----------	-------------

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第1款 下水道事業収益4億7,299万8千円に35万3千円を追加し、4億7,335万1千円といたします。

第2項 営業外収益3億1,886万3千円に35万3千円を追加し、3億1,921万6千円といたします。

支出

第1款 下水道事業費用4億7,071万7千円に35万3千円を追加し、4億7,107万円といたします。

第1項 営業費用4億3,846万9千円に35万3千円を追加し、4億3,882万2千円

といたします。

めくっていただきまして、

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第1款 資本的収入2億1,337万9千円に106万5千円を追加し、2億1,444万4千円といたします。

第4項 他会計出資金1,494万6千円に106万5千円を追加し、1,601万1千円といたします。

支出

第1款 資本的支出3億3,017万7千円に106万5千円を追加し、3億3,124万2千円といたします。

第1項 建設改良費1億2,523万1千円に106万5千円を追加し、1億2,629万6千円といたします。

(議会の議決を得なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条中「2,100万8千円」を「2,242万6千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「1億4,952万6千円」を「1億4,987万9千円」に改める。

令和6年12月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾

今回の補正につきましては、人事院勧告による人件費の増減による補正でございます。

詳細につきましては、2つめくっていただきまして、82ページの令和6年度河南町下水道事業会計予算説明書により説明をさせていただきます。

まずは、下段の収益的支出から説明をさせていただきます。

(款) 下水道事業費用、(項) 営業費用、(目) 総係費で、給料、職員手当、法定福利費、合わせまして35万3千円の追加でございます。

次に、上段の収益的収入でございます。

(款) 下水道事業収益、(項) 営業外収益、(目) 他会計補助金で35万3千円の追加でございます。

めくっていただきまして、下段の資本的支出は、(款) 資本的支出、(項) 建設改良費、(目) 公共下水道整備事業費で、給料、職員手当、法定福利費、合わせて106万5千円の追加でございます。

上段の資本的収入でございます。

(款) 資本的収入、(項) 他会計出資金、(目) 他会計出資金106万5千円の追加でございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本定例会議に付された事件は全て終了しました。

お諮りします。

日程第11 会議期間の決定について、12月13日に開催されました議会運営委員会の審議結

果のとおり、本日で閉会することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本日で閉会することに決しました。

ここで町長より、本定例会議の閉議に際し、挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和6年河南町議会12月定例会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本定例会におきましてご提案させていただきました案件に対しまして、慎重審議の上、ご可決、ご同意を賜りありがとうございます。

議員の皆様からいただいたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これからの町政運営を進めてまいり所存であります。

年末押し迫ってまいりまして、今年もあと少しとなりました。

今年の1年ですけれども、1月1日の元日に能登半島地震の発災ということで、今年はどうなるかというような年明けでございましたけれども、能登半島地震、まだまだ復興、復旧が道半ばというところで、この前は半島への道が繋がったというようなことが新聞に載っておりましてけれども、まだまだ支援が必要なところだと思います。

本町におきましても、1月には二十歳の集いというのも行いまして、新春の二十歳の方のお祝いをしたということでございます。

今年は選挙がありました関係で、町長選挙、町議会議員の選挙がありましたので、3月議会、9月議会がそれぞれ一月ぐらいつつ早まったということでございます。

3月の選挙におきましては、私は再任をさせていただきまして、引き続き町政を担うということになりました。そして、9月の選挙で新しい議会の議員が決まったということで、一緒になってこれからのまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、ご協力、ご支援よろしくお願いしたいと思います。

今年の9月ですけれども、本町に大阪・関西万博で走る自動運転バスのデモンストラーション実証がお披露目をされまして、吉村知事も本町に来られまして、いろいろイベントも一緒にやらせていただいたということでございます。

それから、11月は、文化の祭典、それからオータムプロムナードということ、それと防災

訓練にもご協力いただきましてありがとうございました。また、先日15日には農業フェアという形で、いろんなイベントが少しずつコロナが明けてから戻ってきて、町民、住民の皆さんと一緒に、手作りのイベントも含めて実施してまいったところであります。

この1年、あっという間に過ぎたんですけれども、やはり皆さん方からご質問もいっぱいいただきました金剛バスの後の金剛ふるさとバスの在り方については、これからも住民の皆さんの移動手段の確保という観点から、引き続き考えていかなければならないというふうに肝に銘じております。

これからも様々ないろんな課題があるんですけれども、諸課題に対応いたしまして、安全・安心、そして教育、子育て、少子高齢化への対応など、それからインフラの整備等々につきまして、議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、議員の皆様におかれましては、時節柄お体に十分ご留意をされまして、ご活躍されんことをお祈り申し上げまして、簡単ではございますけれども、本年最後のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

本定例会議の期間中、字句等の修正がありましたら、議長において修正させていただきますので、よろしくご了解願います。

去る12月3日から16日間にわたり、慎重な審議をいただきましてありがとうございました。理事者の皆さんには、議員各位からの要望、提言等の趣旨を十分に心し、慎重を期し、適正かつ効率的に運営していただくことを申し添えておきます。

お諮りします。

明日から次の定例日の前日までを休会にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、明日から次の定例日の前日までを休会にすることに決しました。

これで、本日の会議を閉じます。

なお、インフルエンザが流行しているようです。議場の皆様におかれましては、お体十分ご自愛いただき、よいお年を迎えてください。

それでは、これをもちまして令和6年河南町議会12月定例会議を閉じまして、散会とします。

皆さん大変お疲れさまでございました。

午後4時23分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（3番）

署名議員（4番）

